



實用 戶籍法正鑑

完

前法典調查委員 明治法律學校講師
東京辯護士會々長 辯護士
日本法律學士 佛國法律學士
從四位 磯部四郎先生校閱



編別
總提說明篇
逐條解釋篇
應用例式篇

(關係諸法令參照對比
文例書式百六拾七件)

實用 戶籍法正鑑

汎例 六則

- 一、本書の編別。曰く總提説明篇、曰く逐條解釋篇、曰く應用例式篇、是れ本書の編別、而かも戶籍法を三分したるにあらず、三面より解説したる編別なり、之を合して戶籍法の應用完きを得む歟。本書題して實用戶籍法正鑑といふ、當途者のため執務上の顧問たり、一般民衆のため應用上の指針たることを期するなり、正鑑の名、克く本書の實質と恰當するや否や、其題名果して潛妄ならざるや否やは、讀者實檢上の判斷に待つ。
- 一、總提説明篇。本篇に於ては、戶籍法規定の全事項を列舉し、別に編章節目を設け、詳細に説明を與へたり、讀者先づ本篇を熟閱し、然る後法文に對せば、戶籍法の何たり其效用の如何を悟了すること頗る易々ならむ。
- 一、逐條解釋篇。本法は普通人事の規定にして、其用辭亦卑近なれば、何人にも讀やすく解しやすし、故に本篇は簡明を旨とし、徒に字義の解釋をなさず、専ら實地應用上に向ひて説明を與へ、力を此れが指道に致し、而して他關係の諸法典をば悉く各條下に對照したり、庶幾くは讀者捜査の勞を省く。

を得む、且や各條先づ要旨を指擧して題案となし、又之を總目次に編し、其條數を點註したれば、讀者須らく先づ目次を閲するを要す

一、應用列式篇。本篇二部、其第一部には司法省の訓令に係る戸籍法取扱手續を掲げ、其第二部には一般民衆の届出書式を修めたり、此例式は司法省に於て取調べ参考として各新聞社へ配付せられたる文案に基づき、更に戸籍法の規定に照し、又東京市各區役所慣行の實例に徴し、之を増訂按排して拾貳類、七拾參號、百五拾參種の文例書式となし、而して此目次をば、第二部の首に明細に掲げたり、讀者先づ該目次の類別を見るべし、各目次の下に其大意を摘記し、又番號を附したるがゆゑに、一目の下、容易に其求むるところの書式を探ること得む、最後に號外として口頭筆記の例參件、及び東京區裁判所に於ける申請書申立書等の書式拾壹件を掲げたり、戸籍法に關する届書式は殆んど完全なるべき歟

一、參照諸法典。戸籍法は、民法を採用すること頗る多し、其直接に指示したる法文をば悉く各條の下に參照し、又裁判所構成法、民事訴訟法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法、及び國籍法案等をも參照したり、其他戸籍法の基本たるべき民法の法文は、直接に援用せざるものといへども、親族編相

續編を除く外悉く之を參照したり、而して其二編を除きたるは、徒に煩を避くるにあらず、讀者は寧ろ細に研究すべき要點なるを以て、其條項のみを示し、法文は本書と相須つの最も深き親族法正解相續法正解に譲りたるなり、讀者該二書を參看せば則ち可ならむ、尙各條の下に參照したる法典、「民」商「民訴」裁構「人訴」非訟「國」等は、即ち是れ民法、商法、民事訴訟法、裁判所構成法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法、國籍法案等の畧符なりと知るべし、國籍法案は現行法にあらずといへども、次期議會には必ず確定すべきを以て、卷末に其全文を掲げたり、又「人訴」非訟は親族法正解相續法正解の附録に其全文を掲げたり、讀者就て見るべし

一、讀者の注意。本書編述の要趣右の如くなれば、當務吏員のため將た一般民衆のため、實際應用上の便益を資すること決して鮮少ならざるべきを信ず、且や本書は法典實習會編輯員諸氏の手に依り、實際家の贊助に成り、而して大家の校閲を経たれば、予輩其最も正確なると其最も便益なることを證言するを憚らざるなり、然り而して本法は親族法相續法と共に、一般民衆の日常事項を規定したるものにして、最も利害得喪の繋る法律なれば、此れが註解は寸時も欠くべからず、予輩乃ち公益のため實費にて本書を頒つ、

成るべく多衆人の手に涉り、其便宜に資するあらんことを希望するものなり、終りに本書愛讀者に告ぐ、本法應用の際此書に依りて尙疑を存するあらば、遠慮なく質問せらるべし、通信解答、予輩は決して其勞を辭せざるなり

讀者は須らく卷頭の總目次と、應用例式篇第貳部の首の例式目次とを留意して見るべし、其便益多大也

明治三十一年十月一日 代表者 高橋篤行 識

實用 戶籍法正鑑汎例畢

實用 戶籍法正鑑目次

緒言……………一

●身分登記の事……………二

●戶籍の事……………三

總提說明篇……………(自七頁至八八頁)

第一回 本法運用の機關……………七

第一章 戶籍吏……………全

第一節 戶籍吏設置の事……………全

第二節 戶籍吏の職務の事……………八

第三節 戶籍吏の監督の事……………全

第二章 戶籍役場……………九

第一節 公簿の事……………全

第二節 吏員の事……………一

第二回 身分登記……………一二

第一章 登記すべき事實……………全

第一節 出生の事……………全

第一、嫡出子……………全

第二、私生子……………一四

目次……………一四

第三、庶子	一四
第二節 嫡出子否認の事	一五
第三節 私生子認知の事	一六
第四節 認知取消の事	一七
第五節 養子縁組の事	全
第六節 縁組取消の事	一九
第一、養親たるに付ての要件	全
第二、養子たるに付ての要件	三〇
第三、養親養子双方の要件	三一
第七節 離縁の事	二三
第一、協議上の離縁	全
第二、裁判上の離縁	全
第八節 婚姻の事	二四
第九節 婚姻取消の原因	二六
第十節 離婚の事	二九
第一、協議上の離婚	全
第二、裁判上の離婚	三〇
第十一節 後見の事	三一
第一、後見の開始	全
第二、後見の終了	三二

第三、後見の就任及び退任	三三
第十二節 隠居の事	三五
第十三節 隠居取消の事	三六
第十四節 失踪の事	全
第十五節 失踪取消の事	三七
第十六節 死亡の事	三八
第十七節 家督相續の事	全
第一、家督相續の開始	全
第二、家督相續人	三九
第十八節 家督相續の回復の事	四〇
第十九節 推定家督相續人の廢除の事	四一
第二十節 推定家督相續人廢除の取消の事	全
第二十一節 家督相續人の指定の事	四二
第二十二節 家督相續人指定の取消及び失効の事	四三
第二十三節 入籍の事	四四
第二十四節 離籍の事	四五
第二十五節 復籍拒絶の事	四六
第二十六節 廢家の事	四八
第二十七節 絶家の事	全
第二十八節 分家の事	四九

四

- 第二十九節 廢絶家再興の事……………五〇
- 第三十節 國籍取得の事……………五一
- 第三十一節 國籍喪失の事……………五四
- 第三十二節 國籍回復の事……………五五
- 第三十三節 氏名變更の事……………全
- 第三十四節 族稱變更の事……………五六
- 第三十五節 身分登記の變更の事……………全
- 第二章 身分に關する書類……………五七
- 第一節 届書の事……………全
- 第一、届出義務者……………五八
- 第二、届出の要件……………五九
- 第三、届出の時期……………六〇
- 第四、届出の場所……………六一
- 第五、届出の方法……………六二
- 第二節 證書の謄本の事……………六三
- 第三節 報告書の事……………六四
- 第四節 航海日誌の謄本の事……………全
- 第五節 申請及び請求書の事……………全
- 第六節 裁判の事……………六五
- 第三章 身分登記の事務取扱……………全

- 第一節 書類受付の事……………全
- 第二節 登記手續の事……………六六
- 第三節 書類の處置の事……………六八
- 第四節 登記の閲覧又は謄本抄本の事……………全
- 第五節 届出又は申請受理證明書の事……………六九
- 第二回 戸籍……………七〇
- 第一章 記載すべき事實……………全
- 第一節 就籍の事……………全
- 第二節 轉籍の事……………七一
- 第三節 除籍の事……………七二
- 第四節 身分登記の事……………七三
- 第二章 戸籍に關する書類……………七三
- 第三章 戸籍事務取扱……………七五
- 第一節 届書受附の事……………全
- 第二節 記載の手續の事……………全
- 第一、總説……………七六
- 入籍の事……………七七
- 除籍の事……………七九
- 轉籍の事……………全
- 單純記載の事……………八〇

目次

五

第二、届出に基づく記載……………八一

第三、身分登記に基づく記載……………全

第三節 書類の處置の事……………八七

第四節 戸籍の閲覧又は謄本抄本の事……………全

第五節 届書受理の證明書の事……………八八

逐條解釋篇

(自八九頁至三二頁)

戸籍法

第一章 戸籍及び戸籍役場……………八九

○戸籍及び身分登記の事務(二條)……………九〇

○戸籍吏の事(二條)……………全

○戸籍吏除斥の事(三條)……………九一

○戸籍役場(四條)……………九二

○戸籍及び登記事務の監督及び監督の方法(五條)……………九三

○損害賠償の事(六條)……………九四

第二章 身分登記簿……………九四

○身分登記簿(七條)……………九五

○身分登記簿の編製及び契印(八、九、一〇條)……………九六

○身分登記簿の保存(一一條)……………全

○身分登記簿保存の場合(一二條)……………九七

第三章 登記手續

○謄本、抄本、手数料及び閲覧、交付の事(一三條)……………全

○身分登記簿滅失の事(一四條)……………九八

○身分登記をなすべき場合(一五條)……………九九

○登記をなすことを得ざる場合(一六條)……………一〇一

○取消又は變更の事(一七條)……………全

○書類受理の手續(一八條)……………一〇二

○登記すべき登記簿及び其種類の事(一九條)……………全

○本籍が戸籍吏の管轄に歸し若くは離るゝ場合及び二種の登記簿に登記すべき場合(二〇條)……………全

○本籍不明者の登記の事(二一條)……………一〇三

○登記簿に記載すべき事項の事(二二條)……………一〇四

○登記をなすべき事實(二三條)……………全

○登記取消の登記手續(二四條)……………一〇五

○登記變更の登記(二五條)……………全

○本籍不明者の分明となりたる場合(二六條)……………一〇六

○國籍喪失の場合(二七條)……………全

○登記に記載すべき事項(二八條)……………一〇七

○記載の方法、數字の事及び訂正挿入削除の事(二九條)……………全

○登記の手續順序(三〇、三一條)……………一〇八

八

- 欄外登記の方法(三二條)……………全
- 本籍管轄轉屬の場合(三三條)……………一〇九
- 本籍の他管轄より他管轄に轉屬する場合(三四條)……………一一〇
- 非本籍人の登記(三五條)……………全
- 届出以外の事由に因る登記(三六條)……………一一一
- 登記書類整理の事(三七條)……………全
- 登記書類保存の事(三八條)……………全
- 登記簿副本の作製、欄外登記及び抹消變更の事(三九條)……………一一二
- 登記の錯誤遺漏通知の事(四〇條)……………全
- 登記簿終結の手續(四一條)……………一一三

第四章 身分に關する届出……………一一三

第一節 通則……………一一四

- 身分に關する届出(四二條)……………一一四
- 書面届出及び口頭届出(四三條)……………全
- 書面に記載すべき事項(四四條)……………一一五
- 別人よりの届出及び家族の届出に付ての手續(四五條)……………全
- 法定代理人の届出及び其記載すべき事項(四六條)……………一一六
- 無能力者本人の届出及び其要件(四七條)……………一一七
- 證人を要する事件の届出(四八條)……………一一八
- 本籍地外にありての届書要件(四九條)……………一二九

- 届書記載事項に關する注意(五〇條)……………全
- 届書に記載し得ざる事項(五一條)……………全
- 記載の方法數字及び訂正挿入削除の事(五二條)……………一一〇
- 正副作制を要する届書(五三條)……………全
- 口頭届出の事(五四條)……………全
- 口頭届出に付て戸籍吏の依るべき規定(五五條)……………全
- 同意、承諾、承認の證明の事(五六條)……………一一一
- 官廳の許可を要する届出事件(五七條)……………全
- 代理人に依る届出(五八條)……………一一三
- 在外日本人の届出(五九條)……………全
- 外國の法式に従ひ作りたる證書に付ての手續(六〇條)……………全
- 公使領事の受取りたる書面の處置(六一條)……………一一三
- 届出期間の計算(六二條)……………全
- 届出を怠りたるもの、處分及び届出の催告(六三條)……………一一五
- 違反者通知の事(六四條)……………一二七
- 期間後の届出(六五條)……………全
- 届出受理の證明書(六六條)……………全
- 取消又は變更の申請(六七條)……………全

第二節 出生……………一二七

- 出生届及び記載すべき事項(六八條)……………一二七

10

- 出生の届出をなすべき戸籍吏(六九條)……………一三八
- 瀛車又は船舶中の出生(七〇條)……………一三九
- 出生届出の義務者(七一條)……………一三〇
- 嫡出子否認の場合に於ける出生届出(七二條)……………一三一
- 裁判上嫡出子の父を定むる場合の手續(七三條)……………一三二
- 公設場に於ける出生届出の事(七四條)……………一三三
- 棄兒發見者の届出(七五條)……………一三四
- 棄兒の父母引取手續(七六條)……………全
- 生兒棄兒届出前死亡の届出(七七條)……………一三五
- 航海中の出生届(七八條)……………全
- 第三節 嫡出子否認……………一三六
- 嫡出子否認届及び其要件(七九條)……………一三六
- 第四節 私生子認知……………一三七
- 私生子認知届及び其要件(八〇條)……………一三七
- 胎兒認知届の事(八一條)……………一三八
- 承諾を要する私生子認知の届出手續(八二條)……………全
- 遺言に依る認知の届出(八三條)……………一三九
- 認知せられたる胎兒の死亡届の手續(八四條)……………全
- 第五節 養子縁組……………一四〇
- 縁組の届出及び其要件(八五條)……………一四〇

- 縁組承諾者の届出(八六條)……………全
- 同意を要する縁組の届出手續(八七條)……………一四一
- 夫婦の一方が雙方の名義を以てなす縁組の届出(八八條)……………一四二
- 遺言に依る養子縁組の届出(八九條)……………一四三
- 縁組の届出をなすべき戸籍吏(九〇條)……………全
- 無効縁組の取消申請(九一條)……………全
- 縁組の無効、取消に付き登記取消の申請(九二條)……………一四四
- 縁組の口頭届出(九三條)……………全
- 代理人を以ての縁組届出(九四條)……………一四五
- 第六節 養子縁組……………一四五
- 養子縁組の届出及び其要件(九五條)……………一四六
- 離縁協議者より届出の場合(九六條)……………全
- 養親死亡後に於ける離縁の届出(九七條)……………全
- 同意を要する離縁の届出手續(九八條)……………一四七
- 裁判上離縁届出の手續(九九條)……………一四八
- 離縁の口頭届出の手續(一〇〇條)……………全
- 代理人を以ての離縁届出(一〇一條)……………全
- 第七節 婚姻……………一四八
- 婚姻の届出及び其要件(一〇二條)……………一四九
- 同意を要する婚姻の届出手續(一〇三條)……………一五〇

11

○婚姻届出をなすべき戸籍吏(一〇四條)……………全

○無効婚姻の取消申請(一〇五條)……………一五一

○婚姻無効、取消に付き登記取消の申請(一〇六條)……………全

○婚姻の口頭届出の手續(一〇七條)……………一五三

○代理人を以ての婚姻届出(一〇八條)……………全

第八節 離婚……………一五三

○離婚の届出及び其要件(一〇九條)……………一五四

○同意を要する離婚の届出手續(一一〇條)……………全

○裁判上の離婚届出の手續(一一一條)……………一五五

○離婚の口頭届出(一二二條)……………全

○代理人を以ての離婚届出(一二三條)……………一五六

第九節 後見……………一五六

○後見開始の届出及び其要件(一二四條)……………一五六

○後見人更迭の届出(一二五條)……………一五七

○後見人指定及び選任の届出手續(一二六條)……………全

○後見終了の届出及び其要件(一二七條)……………全

○後見に關する届出をなすべき戸籍吏(一二八條)……………一五八

第十節 隠居……………一五八

○隠居の届出及び其要件(一二九條)……………一五八

○裁判所の許可を要する隠居届出の手續(一三〇條)……………一五九

○承認、同意を要する隠居届出の手續(一二二條)……………全

○裁判上の隠居取消に付き登記取消の申請(一二三條)……………全

第十一節 失踪……………一六〇

○失踪宣告の届出及び其要件(一二三條)……………一六一

○失踪宣告取消に付き登記取消の申請(一二四條)……………一六二

第十二節 死亡……………一六三

○死亡の届出及び其要件(一二五條)……………一六三

○死亡の届出義務者(一二六條)……………一六四

○死亡の届出をなすべき戸籍吏(一二七條)……………一六五

○漏軍、船舶及び公設所に於ける死亡届(一二八條)……………全

○死刑執行及び在監者死亡の報告(一二九條)……………全

○航海中の死亡届(一三〇條)……………一六六

○難破に因る死亡届(一三一條)……………一六七

○本籍氏名不明者の死亡届(一三二條)……………一六八

第十三節 家督相續……………一六九

○家督相續の届出及び其要件(一三三條)……………一六九

○家督相續回復の届出及び其手續(一三四條)……………一七〇

○胎兒の家督相續届出及び其要件(一三五條)……………全

○家督相續人たる胎兒の死胎分娩届(一三六條)……………一七一

第十四節 推定家督相續人の廢棄……………一七二

一四

- 推定家督相續人廢除の届出及び其要件(一三七條)……………一七二
- 遺言に依る推定家督相續人廢除の届出及び其手續(一三八條)……………一七三
- 廢除取消に付き登記取消の申請(一三九條)……………全
- 第十五節 家督相續人の指定……………一三七
 - 家督相續人指定の届出及び其要件(一四〇條)……………一七四
 - 遺言に依る家督相續人の指定届及び其手續(一四一條)……………全
 - 家督相續人指定取消届及び其要件(一四二條)……………一七五
 - 家督相續人指定の登記取消の申請(一四三條)……………全
 - 遺言に依る指定取消の届出及び其手續(一四四條)……………一七六
 - 家督相續人の指定が效力を失ひたるに付き登記取消の申請(一四五條)……………全
- 第十六節 入籍、離籍及び復籍拒絕……………一七六
 - 入籍の届出及び其要件(一四六條)……………一七七
 - 同意を要する入籍届の手續(一四七條)……………一七八
 - 離籍の届出及び其要件(一四八條)……………全
 - 離籍に依る一家創立の届出及び其要件(一四九條)……………一七九
 - 復籍拒絕の届出及び其要件(一五〇條)……………全
 - 復籍拒絕又は廢絶に因り一家創立の届出及び其要件(一五一條)……………一八〇
- 第十七節 廢家及び絶家……………一八〇
 - 廢家の届出及び其要件(一五二條)……………一八〇

- 絶家の家族がなす一家創立の届出及び其要件(一五三條)……………一八一
- 第十八節 分家及び廢絶家再興……………一八二
 - 分家の届出及び其要件(一五四條)……………一八二
 - 廢絶家再興の届出及び其要件(一五五條)……………全
 - 同意證書を要する分家、廢絶家再興届出の手續(一五六條)……………全
- 第十九節 國籍の得喪……………一八四
 - 國籍取得の届出及び其手續(一五七條)……………一八四
 - 認知に因る國籍取得の届出及び其手續(一五八條)……………一八五
 - 歸化の届出及び其要件(一五九條)……………一八六
 - 國籍喪失前の届出及び其要件(一六〇條)……………全
 - 國籍喪失後の届出及び其要件(一六一條)……………一八七
 - 證明書、許可書を要する國籍喪失の届出手續(一六二條)……………一八八
 - 國籍回復後の届出及び其要件(一六三條)……………一八九
- 第二十節 氏名及び族稱の變更……………一八九
 - 氏名復舊、改稱の届出及び其要件(一六四條)……………一九〇
 - 族稱變更の届出及び其要件(一六五條)……………全
 - 族稱變更届出の例外的場合(一六六條)……………全
- 第二十一節 身分登記の變更……………一九一
 - 身分登記の變更を請求する手續(一六七條)……………一九一
 - 身分登記變更及び其要件(一六八、九條)……………一九二

一五

第五章 戸籍簿……………一九二

- 戸籍の編製(一七〇條)……………一九二
- 戸籍簿編綴順序(一七二條)……………一九三
- 戸籍簿の數及び其保存(一七三條)……………一九四
- 廢除帳簿及び其保存年限(一七三條)……………全
- 戸籍簿の保存、閱覽、謄本、抄本の請求及び再製補完の事(一七四條)……………一九五

第六章 戸籍ノ記載手續……………一九五

- 戸籍を作る原則(一七五條)……………一九五
- 戸籍に記載すべき事項(一七六條)……………一九七
- 戸籍に記載する氏名の順序(一七七條)……………二〇一
- 身分登記に依る戸籍の記載方(一七八條)……………二〇四
- 戸主變更の場合に於ける戸籍編綴方(一七九條)……………二〇六
- 新立の戸籍編綴の方法(一八〇條)……………二〇七
- 復籍拒絶の登記(一八一條)……………二〇八
- 廢絶家の登記(一八二條)……………二〇九
- 家督相續人なき絶家の戸籍處分(一八三條)……………全
- 管轄地内の本籍地變更(一八四條)……………二一〇
- 身分登記及び戸籍に關する届出に依る戸籍の記載方(一八五條)……………全

- 入籍の記載方(一八六條)……………二一一
- 除籍の抹消方(一八七條)……………二二三
- 管轄外より轉屬する入籍の手續(一八八條)……………全
- 管轄外に轉屬する除籍の手續(一八九條)……………二二四
- 届書其他の書類の受附年月日(一九〇條)……………全
- 戸籍に關する受附年月日及び戸籍の記載(一九一條)……………二二五
- 戸籍用紙の補足(一九二條)……………全
- 區畫、名稱、番號の變更(一九三條)……………全
- 副本送附の事(一九四條)……………二二六

第七章 戸籍に關する届書……………二二六

- 管轄地外に本籍を轉ずる届書及び其要件(一九五條)……………二二六
- 管轄地内の轉籍届(一九六條)……………二二七
- 就籍、除籍の届出手續(一九七條)……………二二八
- 就籍届の要件(一九八條)……………二二九
- 除籍届の要件(一九九條)……………全
- 就籍、除籍の届出人(二〇〇條)……………二三〇
- 確定判決に依る就籍、除籍の届出(二〇一條)……………全
- 身分届出に關する規定(二〇二條)……………二三一

第八章 抗告……………二三一

- 戸籍吏の處分に對する抗告(二〇三條)……………二三一

- 抗告をなすべき方法及び添付すべき書類(二〇四條)……………二二一
- 抗告を受けたる區裁判所の處分方(二〇五條)……………二二三
- 抗告に對する戶籍吏の處分(二〇六條)……………全
- 抗告の決定(二〇七條)……………二二三
- 抗告の決定に對する抗告(二〇八條)……………全
- 抗告の費用(二〇九條)……………二二四

第九章 罰 則……………二二五

- 人民届出又は申請を怠りたる處罰(二一〇條)……………二二五
- 人民催告を受けて尙届出又は申請を怠りたる處罰(二一一條)……………二二六
- 戶籍吏が届出又は申請の不受理及び登記記載の怠りに付ての處罰(二一二條)……………全
- 戶籍吏が閱覽を拒み、抄本、謄本、證明書を交付せざるに付ての處罰(二一三條)……………全
- 過料の裁判(二一四條)……………二二七
- 詐欺の届出若くは申請をなしたるもの處罰(二一五條)……………全

附 則……………二二八

- 市町村長を置かざる地、其事務を代理すべきものなき地及び市町村長の職務を行ふべき吏員なき地等に於ける特別の規定(二一六條)……………二二八
- 手数料、其収入の場所(二一七條)……………全

- 署名、捺印の代行(二一八條)……………二二九
- 登記目録の代用の事(二一九條)……………二三〇
- 身分登記簿作製の事(二二〇條)……………全
- 戶籍改正の時期及び戶籍記載の事(二二一條)……………全
- 寄留に關する事務(二二二條)……………二三一
- 本法施行の期日(二二三條)……………二三二

應用例式篇

(自二三三頁至三四二頁)

第一部 戶籍法取扱手續……………二三三

- 戶籍取扱手續……………二三三
- 身分登記簿雛形……………二三五
- 戶籍簿及び戶籍記載例……………二五六
- 催告狀雛形……………二六三

第二部 届出文例書式……………二六五

- 文例書式、拾貳類、七拾參號、百五拾參件
(此目次は第二部の首に掲ぐ、二六六頁以下に就て見るべし)
- 第壹號外書式 口頭届出筆記ノ例 參件……………三三七
- 第貳號外書式 非訟事件に關する書式 拾壹件……………三三八

附 録

● 國籍法案(第十二議會)提出政府案(司法省令)……………三四三
 ● 三市區長ニ關スル件(司法省令)……………三四七
 ● 戸籍ニ關スル手数料金額ノ件(司法省令)……………全
 ● 戸籍諸帳簿引續ノ件(内務省訓令)……………全
 ● 同上(司法省訓令)……………三四八
 ● 華族襲爵其他ノ件(宮内省達甲第十二號)……………全
 ● 華族襲爵其他ノ件(宮内省達乙第十三號)……………全

二〇

實用 戸籍法正鑑目次畢

實用 戸籍法正鑑

法典調査委員
日本法律學士
佛國法律學士

磯部四郎先生校閱
法典實習會編輯員共著

緒 言

● 帝國法典編纂の大業既に完成し、今や其實施の隆運に際會す、國民民福蓋し是より増進せむ、諸法各典既に成る、又之を運用するの機關なかるべからず、戸籍法は即ち其一に屬す、夫れ戸籍法は、全國の人口戸數等を調査し、人事に關する全國又は或地方の狀態を明かにし、以て立法事務及び行政事務の資に供するものなり、此點より觀察すれば、戸籍の事たる専ら行政事務に屬し、行政廳の管轄に歸すべきものに似たり、然れども戸籍法は又身分上の關係を明かにし、人事上及び財産上の權利を鞏固にするの基礎たるものなり、此點より觀察すれば、司法事務に屬し、裁判所の管轄に歸せざるべからず、本法は此二點を折衷し、從來の慣習を參酌し、戸籍法に關する事務をば自治廳の公吏たる市町村長に之を取扱はしめ、而して裁判所をして之を監督せしむるの便宜法を探りたり

新制戸籍法は、其規定するところ二箇の異分子を包有す、曰く身分登記、曰く戸籍是なり、戸籍制度は

● 緒 言

本邦に於ても夙に行はれしところなるが、身分登記の事に至りては未だ嘗て其例を見ず、唯僅かに戸籍に依りて其實效を收め來りしも、兩者の間には判然たる區別ありて之を混すべからず、本法は即ち之を區別して各其守るべき畛域を明かにし、互に相侵すことなからしむ、是れ畢竟身分登記と戸籍とは全然其基本を同ふせざるがためなり、サレバ其均しく戸籍吏の管掌するところに係るの故を以て、漫に兩者を混同せざらんことを要す

抑、戸籍制度の淵源及び其變遷を叙し、兼て本法の制定に至りたる歴史を明かにするは、固より本書の趣旨にわらずといへども、本法制定の必要を説くは實務家を裨益するところなきにあらざるべきを以て、予輩は緒言に於て身分登記及び戸籍の基本を畧説し、以て本法の目的を示さんと欲す

●身分登記の事。凡そ吾人の此世にあるや、必ず他人と種々の關係を生ずべく、此關係に依りて人類は其生存を遂ぐることを得べし、而して此等の關係の法律の支配に入るもの、之を法律關係といふ、法律關係は、一方の權利と他方の義務とより成る、サレバ權利は實に人類生存の最大要件なり、此權利に牀と用との別あり、而して權利の實體は之を民法に修め、其行用は之を訴訟法に入れ、以て法律關係の兩極たる權利者と義務者との間を規矩す、然るに社會の進歩して漸く複雑に趣くや、法律保護の完全を期せんとせば、當事者間に存せる法律關係を公示し、此關係外に立てる第三者をして之を知らしむるを要す、否らざれば彼等不測の損害を蒙るに至らん、登記制度の基本は實に此にありて存す

るなり、夫れ然り登記は或る法律關係を公示し、第三者をして疑懼の念を免れしめんことを目的とす、即ち當事者が一旦登記をなせば、第三者は之に對して決して不知を主張することを得ず、若し夫れ不知のために損害を被ふるあるも、是れ其不知者の智慮の至らざる過失にして、最早救済を得るの途なきものとす、登記は則ち其性質として權利の公示方法たり、從ひて第三者に對抗するの效力を有するものなればなり

現今登記を要する事項は、其種類極めて多しといへども、其初めに溯れば唯一不動産の登記のみなりしや蓋し疑を容れざるなり、爾來此至便なる制度は種々の法律關係に應用せられ、商業登記、船舶登記、身分登記を生ずるに至る、抑、吾人の生存要件たる法律關係には、財産に關するものあり、身分に關するものあり、其實體は共に民法に於て規定せらるるといへども、其行用及び公示方法に至りては皆相同じからず、財産に關するものは民事訴訟法及び登記法に規定し、身分に關するものは人事訴訟手續法及び本法に規定せらる、然らば則ち身分登記は身分に關する法律關係を公示する方法なりといふ豈夫れ誣言ならんや、而して身分に關する法律關係には、親子の關係あり、夫婦の關係あり、戸主家族の關係あり、此等の法律關係に關する一切の事實は總て之を登記し、第三者をして容易に之を知ることが得せしめ以て法律保護の完全を期するを要す、是れ實に身分登記の基本なり

●戸籍の事。凡そ人類は、孤立するものにあらずして、必ず多衆相聚合し以て團體をなす、一國の大

より一家の小に至り、皆此觀念に基づかざるなし、而して國家が其の臣民を統治する方法一ならず、或は人を單位となすあり、之を己人制度といひ、或は家を單位となすあり、之を家族制度といふ、家族制度は家を以て單位と認むるものなるがゆゑに、國家に對する權利義務の如き、皆家長たる戸主獨り其衝に當り、家族は一に戸主に服従するものとす、本邦は古來家族制度盛んに行はれ、明治維新の後、大に泰西の文物を輸入してより、國家の組織に大變動を來し、戸主權漸く衰へ、家族は獨立して財産を有し職業を營むに至る、加之ならず臣民たるものは、一般に國家の統治に服し、戸主たるも家族たるに拘はらず各、皆租税を納め兵役に服するの制度たる今日に於ては、統治の單位は殆んど己人に歸せんとせり、然りといへども因襲の久しき家族制度は未だ全く消滅せず、從ひて新民法も亦夫權親權の外に別に戸主權を認めたりしが、其實質に至りては維新前の戸主權に比して其相距ること數等なり、蓋し戸主權の強弱は族制の盛衰に伴ふ反影なり、社會の趨勢漸く己人制に傾き、族制は僅かに其餘勢を保つに過ぎざる現時に於て、戸主權の強大ならざるは固より其どころとす

夫れ然り我國既に家族制度を探るや、吾人は各自其家に分屬せざるべからず、其分屬するに方りてや、血縁の親疎に依るは人情の免れざるどころにして、之に依り團結したるものは即ち家なり、家は現今統治の純然たる單位にあらずといへども、亦以て一國統治に服する臣民の身分を詳悉するに足る、是れ戸籍を設けて之を明瞭にするの必要ある所以にして、戸籍制度の根源實に此に存するなり

●身分登記及び戸籍の必要なる右の如し、予輩是より戸籍法を解説するに當り、豫じめ讀者の注意を促すべきものあり、本書は世の註釋書と其遷を異にし、力を字義の説明に用ゐず、專はら本法の實地應用上に意を致す、即ち首に總提説明篇を設け、戸籍に關する事實上より其梗概を辯じ、讀者をして戸籍法上に於ける各事項の大跡を了得せしめ、然る後逐條解釋篇に於て各條の下に其意義と其應用とを詳説し、最後に附録例式篇に於て取扱手續、帳簿書式、届出書式文例等を掲げ、其應用に便せしむ、讀者先づ首篇に於て其總説を熟讀せば、各條規定の趣旨を會得するに於て、蓋し思ひ半に過ぐるものあらん也



● 總提說明篇

● 第一回 本法運用の機關

● 第一章 戶籍吏

● 第一節 戶籍吏設置の事

身分登記及び戶籍に關する事務は、國家が統治權を行ふがために直接又は間接に必要な政務にして、國家は一定の職司を置きて之を取扱はしむ、之を名づけて戶籍吏といふ、然れども戶籍吏は特別の任用に依らず、市區町村長を以て之に充つ、是れ偏へに從來の慣例を重んじ、又實際の便宜に出でたるものなり、蓋し國家が身分登記及び戶籍の事務を取扱ふがため、特に新官制を布かんには、必ず先づ人民の便利を圖り行政區劃に應じて適宜其事務を取扱ふべき場所を定めざるべからず、而かも其員數を夥多にし管轄區域を狭少にせざれば、人民をして寧ろ此制度の煩累に惱ましむるに至る、而して我國裁判所の少數なる、未だ專はら之を取扱はしむるに足らず、殊に從來此等の吏員に於て之を取扱ひ來りしがゆゑに、之を襲踏し、人民をして迷ふところなからしむるの利益あり、是れ本法が市區町村長をして之を取扱はしむる所以ならん歟

● 總提說明篇 第一回 本法運用の機關 第一章 戶籍吏 第一節 戶籍吏設置の事
 第二節 戶籍吏の職務の事 第三節 戶籍吏の監督の事

●第二節 戸籍吏の職務の事

戸籍吏は、其管内に起りたる事件に付き、身分登記及び戸籍の記載をなすを以て職務とす、其詳細に至りては次回以下に之を説くべければ茲に省く、然り而して戸籍吏は其管内に起りたる事件といへども職務を行ふこと能はざる場合あり、是れ即ち戸籍吏が職務執行より除斥せらるる場合にして、第三條に之を規定せり

戸籍吏が其職務を行ふに當り、他人に損害を加へたるときは、之を賠償せざるべからず、然れども通常民事の損害賠償は、對手に故意又は過失あれば則ち之を求め得べしといへども、戸籍吏に對する賠償請求は、其損害が戸籍吏の故意又は重過失に出でたることを要し、輕過失に付ては賠償の責任なきものとす、蓋し戸籍吏は國家の政務を行ふものなるがゆゑに、輕微なる過失に付ても尙損害賠償の責ありとするときは、事務の滯滞を來すの恐あり、故に國家の權力を以て民法第七百九條の原則に例外を認めたり、然れども戸籍吏は躬から事務を取扱ひたると他人をして取扱はしめたるを問はず、苟も自己の名を以てしたる事項に付ては總て責任を免れざるものなり

●第三節 戸籍吏の監督の事

身分登記及び戸籍に關する事務は、内務省の管轄を去りて司法省の管轄に入り、從ひて此れが監督者も亦従前と其趣を異にし、本法に於ては戸籍及び身分登記に關する事務は、其戸籍役場の所在地を管

轄する區裁判所の一人の判事又は監督判事の監督の下に置けり、而して此れが監督に付ては、裁判所構成法に定めたる司法行政の監督に關する規定を準用す、故に區裁判所の判事は地方裁判所長の監督を受け、地方裁判所長は控訴院長の監督を受く、又司法大臣は其上にありて最も強く且最も廣き監督權を有し、從ひて下級のものは上級のものに比し漸く監督者の數を増せり、然らば、司法行政は如何にして之を監督するやといふに、是れ裁判所構成法の定むるところにして、詳細は各條の下に至りて判然すべしといへども、要は職務の執行に付き、或は進みて訓令をなし、或は何を待ちて指令をなし、殊に其不當に取扱ひたる職務に付きて諭告をなすに在るものとす

●第二章 戸籍役場

戸籍吏が其職務を執るには必ず一定の場所なかるべからず、此場所を名づけて戸籍役場といふ、戸籍役場は市區役所、町村役場を以て之に充つ、是れ既に市區町村長を以て戸籍吏となしたる結果なり、戸籍役場に於て戸籍吏が職務を執るには、公簿を備へ從て吏員を要す

●第一節 公簿の事

戸籍吏の職務は、畢竟戸籍法の定むるところに從ひ、公簿に一定の記載をなすにあり、從ひて其記載するところの公簿なくんば、戸籍吏は一日たりとも其職を盡す能はず、而して公簿とは、身分登記簿

及び戸籍簿をいふ

身分登記簿は、豫じめ野紙を編纂し置き、届出、報告其他身分登記をなすべき事由の發生する毎に順次此れが登記をなす、戸籍簿も亦同じく一定の用紙を編纂し、届出を受け若くは身分登記をなしたる毎に記入をなすものなれども、兩者は各、目的を異にするがゆゑに、其間犯すべからざる限界ありて存す、試に其重要なる差異を擧ぐれば

- (一)、身分登記簿は、身分に關する或る事件を記録する目的に出づ、故に其事件の起る毎に之を録し、漸次進みて際限なきこと猶ほ通常の帳簿と異なることなし、戸籍簿は之に反し現在の身分上の事柄を知らんとするものなるがゆゑに、身分の變動ある毎に其記載を變更すること恰も一の表記の如し
- (二)、身分登記簿は、際限なく記入し行くものなるがゆゑに、年度に依りて區別することを得れども、戸籍簿は現在の状況を明かにするものなるがゆゑに、年度に依りて區別するの必要なし、蓋し現在なるものは唯一なり、曩に現在たりしものも後には過去となる、今現在の身分を表記したる後、身分に變動を來すときは、先に記されたる身分は已に現在のものにあらざりて過去の身分となる、是故に身分に變動あるときは、戸籍簿の記載を改めて以て現在の身分を明かにす、其過去の身分を記するは戸籍の目的にあらざるなり

(三)、身分登記簿は、事件の種類に従ひ區別すべきものなれども、戸籍簿は管内人民の身分に係る總ての事項を一目瞭然たらしめんとす、故に事件に従ひて區別するを得ざるなり

(四)、身分登記簿には、本籍人身分登記簿と、非本籍人身分登記簿とあれども、戸籍簿には斯かる區別なし、是れ蓋し身分登記は其管内に本籍を有するものに關し起りたる事件のみならず、便宜のため寄留等をなせるものに關して起りたる事件をも登記せしむ、戸籍は否らずして元來本籍人に就てのみ編纂すべき性質のものなればなり

以上は戸籍簿と身分登記簿との差異を示したるものにして、要するに身分登記と戸籍との差異より來るものなり、之に依りて戸籍簿と登記簿との性質は稍々明瞭を得たるべし、其他編製及び保存の方法及等の事は各條に譲りて茲に畧す

右兩公簿の外、尙受附帳其他の帳簿を要すれども、緊要の事に屬せざるを以て省く

●第二節 吏員の事

戸籍吏は、必しも躬から其職務を執らざるべからずといふにあらざり、唯其名を以て職務を執るのみ、加之ならず戸籍吏をして躬から之に當らしむるは、之を強ゆるも實際に於て行はれがたし、是に於て乎其手足として働くべき人員を要す、從來使役し來りたる書記其他の吏員是なり、戸籍吏は此等の吏員をして實際事務を採らしむるも妨げなし、是れ之を吏員は戸籍吏の名を以て戸籍吏のために働く

ものといふ、譬へば戸籍吏の一手一足が其軀を離れて動作するもの、如し、故に其吏員の執りたる職務は之を戸籍吏の躬から執りたるものとして毫も間然するところなく、従ひて其責任も亦戸籍吏に歸せざるべからざるなり

●第二回 身分登記

●第一章 登記すべき事實

●第一節 出生の事

凡そ人の身分上の關係は、先づ出生より始まる、而して之と同時に生ずるものは親子の關係及び戸主と家族との關係是なり、子は元來父の家に入り、其家の戸主の配下に入るべきものなれども、生見が嫡出なるか否とに因りて必しも一ならず

第一、嫡出子 嫡出子とは、正當に婚姻したる男女の間に生れたるものをいふ、然れども其婚姻は必しも繼續せるを要せず、出生の當時夫婦の關係なきも、婚姻中に懐胎したるものなるに於ては、嫡出子たるを妨げず、例へば妻の妊娠中離婚をなしたるときは、其出産は既に婚姻解消後に屬すといへども尙嫡出子たるを妨げざるが如し、唯茲に聊か疑を容るべきは、婚姻の取消なり、凡そ法律行為の取消は、其効力を既往に溯らしめ、當初より其行為なきに等しからしむるがゆゑに、後に至

り婚姻の取消あるときは、其婚姻は當初より存在せざりしものとなり、従ひて生見も亦嫡出子たるを得ざるが如しといへども、民法は婚姻の取消に付き將來に向ひてのみ効力を生ずると定めたるがゆゑに、後に婚姻の取消あるも生見は嫡出子たることを失はざるなり

婚姻中に擧げたる子は、其夫婦の嫡出子にして、之を定むるに當りては懐胎の日を以てし、婚姻中に懐胎したる子は夫の子と推定す、然れども其何時懐胎したるやは往々確知しがたきことあり、故に婚姻成立より二百日の後に生れたる子は、婚姻中に懐胎したるものと推定す、蓋し子は懐胎の日より百八十日後三百日以内に生るゝを通例とするを以てなり、婚姻成立後二百日以内に生れたる子は妻の私生子なり、尤も夫は婚姻届出前に妊娠せしめたる自己の子なりと認むるときは、嫡出子として届出づることを得るは論を俟たず

右は婚姻後間もなく生れたる子の嫡出なるや否やを定むる方法なり、然るに婚姻の解消即ち婚姻の取消、夫の死亡又は離婚ありたる後に於て子の出生することあり、此場合に於て解消の日より三百日以内に生れたる子は、其婚姻中に懐胎したりと認むべきものとす(以上民八二〇)

右二箇の原則は、時として相抵觸することあり、即ち女が再婚をなしたる後二百日を経て一子を生みたるに、其日が前婚解消の後三百日内なりしときは是なり、斯かる事例は女が前婚解消後直ちに再婚をなしたるより生ずるものにして、法律は斯かる疑似の生せんことを慮かり、前婚解消後六ヶ月

を經れば再婚をなすを得ずとし、以て血統の混亂を防かんとせり、蓋し胎兒は懐胎より三百日内に生るべきがゆゑに、女が前婚解消の日に懐胎したりとするも、六ヶ月間再婚を猶豫するときは、遅くとも後婚成立の後百二十日以内に出産すべきを以て、容易に其子の父を定め得べければなり、然るに女が六ヶ月を待たずして再婚し、戸籍吏が再婚なることを知らずして届出を受理したる後に子の出生あり、前述の原則互に相衝突するとき、前夫又は後夫が其承認をなさざるに於ては、裁判所は訴を待ちて其子の父を定むべきものとす(民八二一)

嫡出子は當然父の家に入る、尤も父が入夫又は養子にして出産の當時其家を去れるときは、母が父と共に家を去らざる限りは、其子は母の家に入るものなり(民七三三)

第二、私生子 私生子とは、婚姻に因らざして生れたる子、即ち野合の子又は姦通の子に付したる總稱なり、或は之を以て庶子に對する名稱と解するものあれども、庶子も亦私生子の一種たるに外ならざれば、此見解は誤れり

私生子は母の家に入る、若し母家の戸主が之に同意せざるときは、子は一家を創立するの外なし(民七三三)

第三、庶子 庶子とは、父の認知したる私生子をいふ、認知は出産の時若くは其後になすを通例とすれども、其前即ち懐胎中に認知をなすこともあり、此認知に付ては後に述ぶるところあるべし、

夫れ然り庶子の父母が婚姻し若くは婚姻中に認知したるときは、庶子は嫡出子となる、假令後に至り婚姻の取消あるも、一旦取得したる嫡出子たる身分をば失はざるなり

庶子は父家の戸主の同意あるときは其家に入る、父の家に入ることを得ざる庶子は、第二に述べたる例に従ふべきものとす、庶子は畢竟私生子に外ならざればなり

●第二節 嫡出子否認の事

婚姻中に懐胎したる子は嫡出子にして、婚姻成立より二百日後婚姻解消より三百日以内に生れたる子は婚姻中に懐胎したるものと推定せらる、若し夫が之を不當とし自己の子にあらずとせば、嫡出子否認の訴を提起せざるべからず、今否認の訴を提起する場合を擧げんに

第一、婚姻成立の後二百日後に生れたるも、婚姻中に懐胎したるものにあらずとするとき、即ち婚姻前の野合に因れるもの是なり、若し婚姻前の野合に因れるものとするときは、否認の訴にあらずして父を定むる訴なり

第二、婚姻解消の後三百日以内に生れたるも、前夫は之を婚姻中に懐胎したるものにあらずとすとき、即ち解消後の野合に因る子が所謂月足らずにて生れたるものと主張する場合はなり、若し解消後の野合に因るものとするときは、父を定むる訴なり

第三、婚姻中に懐胎したるに相違なきも、自己の胤にあらずとする場合に於て、妻の姦通を主張する

●總提說明書 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第二節嫡出子否認の事 第三節 私生子認知の事

場合はなり

否認の訴を提起し、夫の勝訴に歸したるときは、其子は妻の私生子となる、故に戸主が入家に同意せざるときは、一家を創立せざるべからず

●第三節 私生子認知の事

私生子は、父又は母に於て認知することを得、母が認知をなすとは一見奇怪に似たり、何となれば母は出産なる事實に因りて判明し、母の知れざるが如きことなかるべければなり、然れども母が出産の届出をなさず、若くは棄兒となしたるが如き、其後に於て認知をなすの要なしとせず、然り而して認知は父、母又は其一方より之を戸籍吏に届出づるを以て足る

右は父母の方より進みて認知をなす場合なれども、又父母が認知を求めらるゝことあり、即ち子、其直系卑屬、又は彼等の法定代理人は父又は母に對し、其實子に相違なき證據を擧げて認知を求むることを得べし、父母之を肯せざるに於ては、認知請求の訴を提起せざるべからず、此訴に於て親子の關係あるものと定まりたるときは、被告即ち父母は認知をなさざるべからざるなり

認知は事實上認知者と被認知者との間に親子の關係あるにあらざれば其効力を生ずべきものにあらず、蓋し認知は之に因りて始めて親子の關係を生ずるにあらずして、既に出生に因りて生じたる親子の關係を明確にするものなればなり、換言すれば創設的のものにあらずして、確認的のものなり、從

ひて眞實親にあらざるものが認知をなすも親子の關係を生ずべき理なし、民法は此場合に規定をなして、「子其他の利害關係人は、認知に對して反對の事實を主張することを得」となせり、私生子其母及び直系卑屬若くは此等のものを代表する法定代理人は、認知者に對し認知無効確認の訴を提起することを得べきなり

●第四節 認知取消の事

認知は、認知者より戸籍吏に届出づれば足る、然れども、或る場合には單獨意思を以て認知をなすことを得ず、第一子が成年なるときは、其ものゝ承諾を要し、第二胎内の子を認知するときは、母の承諾を要し、第三被認知者の直系卑屬、即ち認知者の孫あるため死者を認知する場合に於て、其直系卑屬が成年なるときは其承諾を要す、然るに若し認知者が之に反して認知をなし、戸籍吏が事實を知らずして届出を受理したるときは、之に對し承諾を與ふべかりし總てのものは認知の取消を請求することを得べく、認知者が之を肯せざるときは認知取消の訴を提起することを得べし

認知の取消は、右の場合の外、認知者自から認知を取消すことを得ざるなり

●第五節 養子縁組の事

親子の關係は、出生に因り自然的に生ずるを通例とすれども、尙人爲に因りて此關係を生ぜしむることあり、之を養子縁組といふ、養子縁組の定りたるときは、養子は養親の家に入るものとす

●總提說明書 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第四節認知取消の事 第五節養子縁組の事

養子制度は、家を重んずる思想より祖先の祭祀を絶たざらしめんがために起りたる制度にして、己人制度の國家に於ては其必要なきは辯を待たず、而かも尙老後の悞樂等に因り養子をなすものなきにあらざ、本邦に於ける養子は之と異なり、古來族制盛んに行はれたるがゆゑに、養子制度の存するは亦當然の事なりとす

養子縁組は、人爲的擬制に因り、親子の關係を生ずるものなるがゆゑに、當事者即ち養親と養子との合意より成立するものとす、既に合意より成立する以上は、當事者間に縁組をなすの意思なきときは、其縁組は無効に歸す、而して縁組の無効は二箇の原因より生ずるなり

(一) 意思の欠缺 法律行為をなすものは必ず之をなすの意思を有せざるべからず、意思なき行為は法律上之を行爲と認めず、而して意思の欠缺は、二様の状態より現はる、一は意思を決定する能力なきもの、例へば幼者、瘋癲、白痴の如し、二は意思を決定する能力あるも或原因に因りて偶、意思なかりしものをいふ、其原因は、例へば直接に身體に暴行を受くるがため止むを得ず承諾をなしたるが如き、泥酔熟睡中に承諾したるが如き是なり

(二) 意思の不一致 意思が合致せざれば合意を生ずることなし、不一致の原因の主要なるものを人違とす

無効の縁組は法律上其効なし、若し無効の縁組を届出てたるときは、當事者は之を取消すことを得べ

し、若し此場合に其一方が之を肯せざるるときは、無効確認の訴を提起することを得るなり

縁組は當事者間の合意より生ずるものなれども、尙之を有効ならしむるには種々の條件を要す、若し此條件を缺くときは縁組は取消さるものとす、次節に之を述べむ

●第六節 縁組取消の事

前節に述べたる如く、養子縁組をなすには之をして有効ならしむるための條件を具備せざるべからず、而して其要件は、養親に關するものと、養子に關するものと、養親養子双方に關するものとあり、左の如し

第一、養親たるに付ての要件

(一) 養親たるには成年者なることを要す、之に反したるときは養親又は其法定代理人より縁組を取消すことを得べし、然れども養子は年齢に制限なし、只滿十五年以下なるときは意思能力を缺くがゆゑに法定代理人代りて承諾をなすべきものとす

禁治産者は法定代理人の同意を要せずして縁組をなすことを得べし、蓋し無能力者即ち未成年者及び禁治産者が法律行為をなすには、法定代理人の同意を得べきを原則とすれども、身分に關する法律行為に付き法定代理人をして容喩せしむるは穩當ならざるがゆゑに、此事に關しては無能力者も全く有能力者に同じ、然れども若し意思を缺くときは全然無効に歸すべきは前節に述べたる

ところの如し

(二) 男子を養子とする場合に於て、法定の推定家督相續人たる男子なきこと、但し女孀となすは此限にあらざ、之に反したる縁組は、双方、其戸主又は親族より取消すことを得べし、此規則は男子を養子となす場合に適用すべきものにして、養女となす場合に適用すべきものにあらず、假令男子を養子とするも法定の推定家督相續人なきとき、若くは其相續人が女子なるときには之を適用せず、相續人が男子なるときといへども其姉妹のために婿養子となすときは亦同じ

(三) 後見人が被後見人を養子となすには、管理の計算を終りたる後なることを要す、之に反したるときは養子又は實方の親族より取消すことを得べし、尤も遺言を以て養子となすは妨なし、何となれば遺言は死亡のときより効力を生ずるものなるがゆゑに、計算を等閑にする等の虞あらずればなり

第二、養子たるに付ての要件

(一) 養親より年少なること、自己より年少者を親とするは不都合なるがゆゑに此條件を要す
(二) 養親の尊屬にあらざること、伯叔父母養父母の如き尊屬は、年少者なりといへども養子となること能はず、若し之を許すときは親族間の順序を整ふる能はざるべければなり、而して其血族たると姻族たるとに區別なし

右の二條件に反したる縁組は、双方の戸主及び親族より取消すことを得るなり

(三) 婚家又は養家より復籍せずして、更に他家の養子とならんとするものは、實家の父母の同意を要す、尤も夫婦養子の場合に於て、妻は實家の同意を要せず、而して同意を要するとき之を求めず、若くは求むるも同意を得ざるときは、父又は母より取消すことを得べし、繼父繼母及び嫡母に付ても同一なれども、之に同意せざるときは子は親族會の同意にて足る、又父母の一方が同意をなす能はざるときは一方の同意にて足り、双方が同意する能はざるときは親族會の同意にて足る、而して父母の同意をなす能はざるときとは、其誰なるや知れざるとき、家を去りたるとき、及び意思を表示する能はざるとき等に生ずるものなり

(四) 滿十五年以下の養子に付ては、法定代理人の代りて承諾すべきは前に述べたるが如し、然るに繼父、繼母又は嫡母が親権を行ふため此承諾を與ふるときは、親族會の同意を要す、之に反したるときは親族會より取消すことを得るなり

第三、養親養子双方の要件

(一) 配偶者あるものは、之と一致するにあざれば、養子をなし又は養子となることを得ず、但し夫婦の一方が配偶者の子を養子となすとき、例へば夫が妻の私生子を養子となすが如きときは、一方のためには縁組をなさざるも、既に親子たるがゆゑに特に之と一致するの要なく、其ものゝ承諾

を得れば則ち足る、而して之と一致せず若くは承諾をなさざりし配偶者は、其縁組を取消すことを得るなり

(二)、父母あるものは、父母の同意を得ることを要す、之に反したるときは父母より取消すことを得べし、尤も父母の一方又は双方が同意をなす能はざるときは、他の一方の同意又は親族會の同意にて足り、若し繼父、繼母又は嫡母が同意を與へざるときは、親族會の同意を得て縁組をなすことを得るなり

(三)、養親又は養子が家族なるときは、戸主の同意を要す、然れども此不同意は縁組取消の効果を來さずして、離籍又は復籍拒絶を生ずるのみ、尤も戸主が同時に父母なりしときは、不同意なる縁組を取消すことを妨げず

以上の要件を具備せざれば、縁組を爲すを得ず、若し之を具備せざる縁組の届出は、戸籍吏之を受理すべからず(戸主の同意を備へざるときは、戸籍吏は之に注意を與ふるのみにて足る)然れども戸籍吏が其事實を知らずして受理したるときは、縁組取消の訴に依る裁判所の判決に基き登記を取消すべきなり

縁組の取消は、尙一の原因より生ず、即ち婿養子縁組の場合に於て、婚姻が無効に歸し、若くは其取消ありたるときにして、此場合に於て養子又は養親は縁組取消の訴を提起することを得るなり

●第七節 離縁の事

離縁に協議上のものと裁判上のものとあり、然れども養子が既に戸主たるに於ては、何れに依るも離縁をなすことを得ざるなり

第一、協議上の離縁。協議上の離縁とは、當事者の合意を以て親子の關係を解くをいふ、蓋し人爲を以て親子の關係を生ぜしむるや、復た人爲を以て此關係を解除し得ざるべからず、是れ離縁が當事者の合意より生じ得る所以なり、若し養子が満十五年以下なるときは、法定代理人代りて其意思を表すべし、既に離縁を以て當事者の協議に出づるとせば、其一方が死亡すれば最早協議をなすことを得ざるがゆゑに離縁のことなし、尤も養親のみ死亡し、養子が生存するときは、養子は戸主の同意を得て離縁をなすことを得るなり

離縁は當事者の合意より生ずれども、當事者が満二十五年に達せざる間は父母の同意を得ざるべからず、若し其一方又は双方が同意する能はざるときは、他の一方又は親族會の同意を以て足り、繼父又は繼母が同意をなさざるときは、親族會の同意を以て足る、然るに若し同意を得ずして離縁をなしたるときは如何、戸籍吏が其届出を受理せざるに止まる、而かも戸籍吏が規定に反して之を受理するや、離縁の効力は完全に發生するものなり

第二、裁判上の離縁。裁判上の離縁は、當事者の合意を要せず、一方の意思のみを以て離縁をなす

ものにして、必ず裁判所の判決を待たざるべからず、今當事者が離縁の訴を提起し得べき場合を掲げ

- (一) 他の方より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- (二) 他の方より悪意を以て遺棄せられたるとき
- (三) 養親の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- (四) 他の方が重禁錮一年以上の刑に處せられたるとき
- (五) 養子に家名を續し又は家産を傾くべき重大なる過失ありたるとき
- (六) 養子が逃亡して三年以上復歸せざるとき
- (七) 養子の生死が三年以上分明ならざるとき
- (八) 他の方が自己の直系尊屬に對して虐待をなし、又は之に重大なる侮辱を加へたるとき
- (九) 婿養子縁組の場合に於て離婚ありたるとき、又は養子が家女と婚姻をなしたる場合に於て、離婚若くは縁組の取消ありたるとき、但婿養子縁組の場合に於て婚姻の取消ありたるときは、縁組の取消を請求し得ることは前節に已に述べたり

●第八節 婚姻の事

婚姻は、夫婦の關係を生ぜしむるを以て目的となす法律行為なり、婚姻の性質に關しては、古來學說

未だ一定せず、其婚姻を以て契約なりとなすの説あり、曰く契約は權利の發生、移轉、變更、消滅に關する當事者の合意なり、而して婚姻は當事者即ち夫婦の間に夫權と名づくる債權を發生せしめんとを目的とする合意なるがゆゑに、婚姻は契約なりと、之に反對なる論者は曰く、婚姻は之に因りて夫婦なる身分を生ずることを目的とし、權利の發生を目的とせず、從ひて其夫が取得する權利は、夫婦なる身分より生ずる結果にして、夫權の發生は婚姻の直接の目的にあらず、故に婚姻は契約にあらずなりと、憶ふに夫權は夫婦なる身分より生ずるものなるは疑なしといへども、其身分は婚姻より生ずるがゆゑに直ちに夫權は婚姻より生ずるといふも敢て不當にあらざるべし、從ひて婚姻は契約にあらずとの説を探るものといへども、亦社會の變遷上其契約たるに至るべきことを否認せず、碩學メイン氏曰く「人は身分より契約に進む」と、蓋し古昔にありて權利を得るは必ず身分に因りたるも、社會の發達に従ひ漸次契約に因りて權利を得るに至ることを指すものなり、我民法が婚姻の性質に一轉化を與へ、夫權は身分より生ずるにあらずして、婚姻契約より生ずると認めたるが如き、能くメイン氏の言に合するものといふべし

婚姻は、當事者間の合意なるがゆゑに、人違其他の事由に因り意思の欠如せるときは、婚姻は無効となる、意思の欠如は意思無能力と意思の不一致とより生ずるものにして、之に關しては既に養子縁組に付きて述べたるところと異らざるがゆゑに之を省く

婚姻は、當事者の合意より成るものなれども、尙其有效なるためには一定の條件を要す、即ち婚姻取消の原因なきことと是なり、婚姻取消の原因は次節に之を擧げむ

婚姻に付ては、女は夫の家に入る、尤も入夫婚姻及び婿養子縁組の場合に於ては、夫は妻の家に入る、入夫婚姻とは、女戸主が夫を迎へて家名を繼がしめんとするものにして、婿養子は男子なきものが男子を養子として自己の女子に配するものなり、此二者共に我國の慣例に因るものにして、其之れあるは主として血統を重んじ、兼ねて祖先の祭祀を絶たざらんが爲めなり、而して婿養子は縁組と同時に婚姻をなすものなるがゆゑに、養子となるべきものと家女との間に婚姻の要件を具備する外、養子たるべきものと養親たるべきものとの間に縁組の要件を備へざるべからず、加之ならず縁組と婚姻とは、互に其原因をなし、縁組が無効となり、又は取消さるゝときは、婚姻も亦取消され、婚姻が無効となり、又は取消さるゝときは、縁組も亦取消さるゝものなり

●第九節 婚姻取消の原因

婚姻は、取消し得べき原因あるときは其効を生せず、而して取消の原因は左の如し

第一、男子は満十七年、女子は満十五年に至らざれば婚姻をなすことを得ず、而して既に適齢に達する以上は、法定代理人の同意を経ざるも婚姻をなすことを得べし、其理由は養子縁組に付き述べたる如く、身分に關するものに付ては他人の容喙を許すべきにあらざればなり、尤も父母をして干

渉せしむるは格別なりとす

第二、直系の血族間に於ては婚姻をなすことを得ず、傍系の三親等内も亦同じ、其亂倫の婚姻若くは近親婚姻の如きも亦之を禁ずべきは辯を待たず、尤も従兄弟従姉妹の間の如きは傍系四親等なるがゆゑに妨げなし、又養子が養親の親族と婚姻するは傍系三親等内なるも差支なし、是れ即ち我國に於て養子が養親の實子又は養子と結婚するの慣例あるより開きたるものなり、蓋し養子又は家女が適齢に達するときは婿養子となし、若くは一旦婚姻をなさしめたる上夫婦養子となすことを得れども、未だ適齢に達せざるに先ち他人の子女を收養して自己の實子若くは先に收養したる子女に配せんとする所謂いひなづけをなしたる後、結髮者を婚姻せしめんとするも、傍系二親等たる兄弟姉妹間の婚姻として禁止すべきに至るがゆゑに、特に此例外を設けたるなり、唯茲に注意すべきは、此例外は養子と養子の親族との間に廣く適用すべきものにして、養子と養親の他の子との間のみに限らざることと是なり

第三、直系の姻族間に於ては、姻族關係が止みたる後といへども婚姻をなすことを得ず

第四、養子、其配偶者、直系卑屬、又は其配偶者と、養父母又は其直系尊屬との間に於ては、親族關係の止みたる後といへども婚姻をなすことを得ず

右四箇の要件に反する婚姻は、各當事者、其戸主、親族又は檢事より取消を請求することを得るなり

第五、配偶者あるものは重ねて婚姻をなすことを得ず

第六、女は前婚解消又は取消の日より六ヶ月を経ざれば再婚をなすことを得ず、但し前夫の子を分娩したる後は此限にあらざ

第七、姦通に因りて離婚又は刑の宣告を受けたるものは、相姦者と婚姻することを不得ず

右三箇の要件に反する婚姻は、各當事者、其戸主、親族、檢事及び當事者の配偶者(第五)前配偶者(第六第七)より取消を請求することを得るなり

第八、各當事者に父母あるときは、其父母の同意を得ざるべからず、之に反するときは父母より取消すことを得べし、然れども父母の一方又は双方が同意を表する能はざるときは、他の一方又は親族會の同意を以て足り、繼父、繼母又は嫡母が同意せざるときは親族會の同意にて足る

第九、婚姻の承諾は、詐欺又は脅迫に出でざることを要す、若し之に反するときは詐欺又は脅迫を受けたるものより取消を求むることを得べし、尤も手を捉へて婚姻届書に捺印せしめたるが如く、其意思を缺くに於ては無効となる、茲に注意すべきは詐欺又は脅迫の程度是なり、法律上の斷案としては、詐欺又は脅迫が決意の原因たることを要す、所謂仲人口の如き、父母が威權を以て結婚を勧むるが如き、取消の原因たる詐欺又は脅迫となり得べきや否や、其他事實の認定は取消の訴に於て、裁判官の自由なる判定に一任するの外なきものとす

右の外各當事者は、戸主の同意を得べきものなれども、戸籍吏は之に反したる届出に付き、只注意を施せば則ち足る、是れ猶ほ縁組の場合のごとし、然れども以上の條件を備へざる届出に至りては、戸籍吏は決して之を受理するを得ず、若し戸籍吏が其事實を知らずして届出を受理したるときは、訴に依る裁判所の判決に基づき、婚姻の登記を取消さるべからず

婚姻の取消は、此外尙一の原因より生ず、即ち増養子縁組の場合に於て、縁組が無効に歸し、又は取消されたるときは是なり

●第十節 離婚の事

第一、協議上の離婚。夫婦の關係が合意より生ずる以上は、復た合意を以て之を解除し得ざるべからず、此解除を名づけて協議上の離婚といふ、協議上の離婚は、合意より成るがゆゑに、當事者の一方の死亡するときは、最早其承諾を求むるを得ず、又之を求むるの必要なし、何となれば當事者の一方が死亡すれば、婚姻は當然解消するものなればなり

協議上の離婚は、當事者が合意の上、戸籍吏に届出づれば足るといへども、當事者が滿二十五年以下なるときは、其家に留まるものは其家にある父母、他家に復歸するものは實家にある父母にして生存し且意思を表示し得べきものゝ同意、又は親族會の同意を得ざるべからず、若し同意を得ざるときは、戸籍吏は届出を受理することを不得ず、然れども戸籍吏に於て之を受理するや其效力を生じ離婚を

取消することを要せざるなり

第二、裁判上の離婚。左の原因あるときは、夫婦の一方は離婚の訴を提起することを得べし

- (一) 配偶者が重婚をなしたるとき、此場合に於ては配偶者は後の婚姻を取消すことを得るものなれば、配偶者は前の婚姻を離婚すると、後の婚姻を取消すと、其一を選択することを得べし
- (二) 妻が姦通をなしたるとき
- (三) 夫が姦淫罪に因りて刑に處せられたるとき
- (四) 配偶者が重禁錮三年以上の刑に處せられたるとき、但し自己も亦同様の刑に處せられたるものなるときは、離婚を請求することを得ず
- (五) 偶配者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- (六) 配偶者より悪意を以て遺棄せられたるとき
- (七) 配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき
- (八) 配偶者が自己の直系尊屬に對し、虐待をなし又は重大なる侮辱を受けたるとき
- (九) 配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき
- (十) 婿養子縁組の場合に於て離縁ありたるとき、又は養子が家女と婚姻したる場合に於て離縁若くは縁組の取消ありたるとき

●第十一節 後見の事

第一、後見の開始。後見に附せらるべきものは、未成年者及び禁治産者なり、禁治産の制度は、從來我國に存せざりしも、新民法は既に之を創りたり、尤も民法實施前といへども重罪の刑に處せられたるものに對し、刑期間治産を禁ずる所謂刑事上の禁治産なるものありしといへども、茲に所謂禁治産にわらず、刑事上の禁治産に對し、民事上の禁治産と稱し來りたるものを指し、而して新法典は刑事上の禁治産を認めず、改正刑法草案も亦之を創りたるがゆゑに、單に禁治産と稱したるのみ、而して禁治産とは、心神喪失の常況にあるものに對し、裁判所の宣告を以て自から財産を治むることを禁止するをいひ、其宣告を受けたるものを禁治産者といふ、禁治産者の財産は、後見人をして之を管理せしむるなり

未成年者とは、滿二十年に達せざるものをいふ、未成年者は元來親權に服し、財産及び身分に付き父母の支配を受くるものなれども、若し親權を行ふものなきに至れば之を後見に附せざるべからず、後見は親權の延長したるものなり、然るに我國從來の慣例に依れば、後見人は未成年の戸主に付すべきものなりしが新民法は之を改正せり、即ち先づ幼戸主といへども父母あるものは後見に附するを要せず、其故は既に幼戸主を保護監督すべき父母の存するあるに拘はらず後見人を設くるは全く無益の事に屬すればなり、次に未成年の家族といへども親權を行ふものなきときは後見に附す、蓋し從來

戸主のみ後見に附したるは、未成年の家族の財産は當然戸主に於て管理すべきものと認めたるに因るといふといへども、現今の如く族制の衰微せる時代には適せず、故に戸主が改めて後見人となるは格別、兎に角後見は開始せざるべからず、従ひて未成年の家族の後見人となりたる戸主が有するところの財産管理其他の権利は戸主権にあらざりして後見人の権利なりとす
以上述べたるところを要言するに、後見は左の場合に開始せらるるものとす

- (一)、未成年者に對し、親權を行ふものなきとき (一)親權を行ふものが死亡したるとき (二)親權を行ふものが家を去りたるとき (三)親權を行ふものが親權喪失の宣告を受けたるとき
 - (二)、未成年者に對して親權を行ふものが管理權を有せざるるとき、(一)親權を行ふものが管理權喪失の宣告を受けたるとき、(二)親權を行ふ母が管理を辭したるとき
 - (三)、成年者に對し禁治産の宣告ありたるとき、而して未成年者に對する禁治産の宣告あるも、後見は開始せず、何となれば既に親權を行ふもの又は後見人の存するあればなり
- 第二、後見の終了。 後見は、被後見人が後見に附せらるべき事由の消滅するときは終了するものとす、其場合左の如し

- (一)、未成年者が成年に達したるとき
- (二)、親權喪失を宣告せられたるものが其取消を受けたるとき

(三)、管理權喪失を宣告せられたるものが其取消を受けたるとき

(四)、禁治産宣告の取消ありたるとき

親權喪失及び管理權喪失宣告の取消を以て後見終了の原因となしたるは、既に前款に於て喪失の宣告を以て開始の原因となしたるに照應するものにして、一旦開始したる後見も、其取消に因りて終了すべきは當然なりとす、然れども若し後に至り親權を行ふものが死亡し、若くは其家を去り、其他事由の發生するときは、後見は再び開始せられざるべからず

第三、後見人の就任及び退任。 後見の開始あると同時に後見人の就任なかるべからず、又後見の已に終了するや其任を退くべきは亦當然なりとす、而して後見人は如何にして定まるかといふに、指定と法定と選定とに因るものにして、其場合各、同じからず

指定後見人とは、未成年者に對し、最後に親權を行ふものが遺言を以て指定したるものをいふ、最後に親權を行ふものとは、父母の中殘存せる一方をいふ、然れども母が父の生前に於て財産の管理を辭したるときは、父は亦遺言を以て指定をなすことを得るなり(民九〇一)

法定後見人とは、法律の規定に因りて定まるものにして、指定後見人なきとき就任すべきものなり、未成年者に指定後見人なきときは、戸主後見人となり、禁治産の宣告あるときは、其配偶者、父母若くは戸主が順次に後見人となる(民九〇二、三)

選定後見人とは、指定又は法定の後見人なきとき、親族會に於て選任するをいふ(民九〇四)
後見の開始あるときは、右の手續に従ひて後見人を定む、而して後見人の任務が中途に終了するときも亦後見人を選任せざるべからず、其原因左の如し

- (一) 死亡 後見人死亡するときは、新たに後見人を選ばざるべからず
- (二) 辭任 後見の制度は國家が親權の保護を受ける能はざる未成年者を保護するため設けたるものにして、他人の後見人となるは吾人が國家に對し負ふところの責務なり、従ひて指定、法定若くは選定を受けたるものは、民法第九百七條の事由あるにあらざれば就任を拒むことを得ず、一旦就任したる後之を辭せんとするもの亦同じ、尤も婦女に限り就任の前後を問はず辭することを得るなり
- (三) 戸主の隠居及び死亡 新戸主は當然後見人となる、但し新戸主に欠格の原因あるか、若くは被後見人が新戸主たるべきときは、後見人を選定す
- (四) 欠格 欠格とは、後見人たるの資格を缺くをいふ、民法第九百八條に規定せるものは是なり、欠格の原因あるものは最初より任に就くことを得ざるのみならず、後に至りて欠格の原因を生じたるべきといへども、後見人の資格を失ふべきものとす
- (五) 免黜 一定の原因にして存するときは、親族會は其決議を以て後見人を免黜することを得べし、而して其原因は載せて民法第九百七條第三項及び第九百十九條第三項にあり

右の原因あるときは、新後見人の任務が開始すると同時に舊後見人の任務は終了す、又後見が終了するときは、現在後見人の任務も亦從ひて終了するものとす

●第十二節 隠居の事

己人制の國に於ては、一家の長たるべき所謂戸主なるものなく、従ひて又隠居の制度なしといへども、家族制の國に於ては老衰疾病其他の事由に因り家政を執ること能はず、若くは之に倦みたるものは其地位を新戸主に譲りて退隱し、優游餘世を送るの習慣あり、或は隠居が偷安遊惰の風を漸成するの弊を説きて隠居廢止論を唱ふる學者なきにあらざり、其論旨は寔に良しといへども、我國の如く家族制度の久しく行はれたるの餘習、遽かに之を廢するを得ず、人智進歩して隠居の風習跡を絶つに至るを待つの外なし、唯法律を以て多少の制限を加へ、以て弊害を除くに努むべきのみ、然り而して民法の規定に依れば隠居をなすには、一定の條件を備ふることを要す

第一、滿六十年以上なること、但女戸主が夫の同意を得たるときは、此限にあらざり

第二、完全の能力ある家督相續人が單純の承認をなすこと
然れども戸主が(一)疾病、本家の相續又は其再興、其他已むことを得ざる事由あるとき、若くは戸主が婚姻に因りて他家に入らんとするときは、(二)法定の推定家督相續人あるときに限り、若くは之なきも

●總提說明篇 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第十二節隠居の事
第十三節隠居取消の事 第十四節失踪の事

豫め家督相續人を定め其單純若くは限定の承認を得たるときに限り、且(三)裁判所の許可を得て隠居することを得るなり、而して法定の推定家督相續人あるときは、其承認を得ることを要せざる所以のものは、法定の推定家督相續人は、民法第一千二十條に依り相續の拋棄をなすことを得ざるに因るなり

●第十三節 隠居取消の事

隠居は之を戸籍吏に届出づるに因りて始めて効力を生じ、其一旦届出をなしたる後は、裁判に依るにあらざれば之を取消すことを得ず、而して隠居の取消は、訴を以て請求すべきものにして、其訴を提起し得べき場合左の如し

第一、隠居が前節に述べたる條件に違反したるとき 此場合に於ては隠居者の親族又は檢事より取消の訴を提起すべし

第二、隠居者が詐欺又は強迫に因りて其意思を表示したるとき 此場合に於ては隠居者、其親族又は檢事より訴を提起すべし、尤も隠居者が詐欺を發見したる後、強迫を免れたる後は、親族又は檢事は訴を提起することを得ず

第三、家督相續人が詐欺又は強迫に因りて承認をなしたるとき 此場合に訴を提起し得べきものは前の場合と異ならず

●第十四節 失踪の事

從來の住所又は居所を去りたるもの、生死が一定の年月間分明ならざるときは、裁判所は利害關係人の請求に依り失踪の宣告をなす、而して其期間は通常七年なれども、戦地に臨みたるもの、沈没したる船舶中にありたるもの、其他死亡を來すべき危難に遭遇したるものに付ては三年間分明ならざるを以て足る、而して失踪の宣告ありたるときは、其ものは死亡したるものと看做され、其死亡推定の日は失踪宣告の日にあらずして、七年又は三年の期間満了の日なりとす

●第十五節 失踪取消の事

失踪の宣告は、死亡を推定する方法なり、從ひて若し後日に至り失踪の宣告をなすの必要なきことを發見したるときは、之を取消さるべからず、其場合左の如し

第一、失踪者の生存せることの分明となりたるとき

第二、失踪者が期間満了の日以外に於て死亡したることの分明となりたるとき、眞實死亡したる日の分明となりたるときは、失踪宣告を以て死亡の日を推定する必要なきのみならず、死亡の日は相續開始の日なるがゆゑに、其前後に因りて、或は損失を蒙り、或は利益を得たるものあるべし、斯かる場合には失踪の宣告を取消し、以て事實に吻合せしむ、唯後に判明となりたる死亡の日が期間満了の日と同一にして、事實上の死亡の日と假想上の死亡の日と符合するときは、別に利害を生ぜざるがゆゑに宣告を取消すの必要なし

●總提說明書 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第十五條失踪取消の事
第十六節死亡の事 第十七節家督相續の事

失踪取消の宣告は、本人又は利害關係人の請求に依りて裁判所之をなすものなり

●第十六節 死亡の事

吾人が人として此世に存在するは、出生を基點とし、死亡を終點とす、既に出生を登記すれば、死亡も亦之を登記し以て其終始を明にせざるべからず

●第十七節 家督相続の事

凡そ相続に家督相続及び遺産相続の二あり、遺産相続は家族の死亡に因りて生ずるものにして、財産のみの相続なるがゆゑに本法に關係なしといへども、家督相続は財産相続の外戸主權を承繼するものにして、單に戸主の死亡に止まらず戸主權の移轉する總ての場合に生ず、既に戸主權の承繼なりとせば、家督相続は我國の如く家族制度を採るものにあらずれば決して存在することなきものなり

第一、家督相続の開始。 家督相続は、戸主權喪失の總ての場合に開始せらるゝものにして、戸主權の喪失は左の場合に生ず

(一) 戸主の死亡 但死亡の推定たる失踪を包含するや論を俟たず

(二) 戸主の隠居

(三) 戸主の國籍喪失 日本臣民にあらざるものは日本に籍を有すべきにあらざるがゆゑに、戸主が日本國民たる分限を喪ひたるときは、新たに戸主を定めざるべからず

(四) 女戸主の入夫婚姻 女戸主が入夫婚姻をなすときは、夫は當然戸主となるがゆゑに、夫婦の間に家督相続起らざるべからず、但婚姻の當時夫をして戸主たらしめざる合意ありたるときは此限にあらざるなり

(五) 入夫の離婚 入夫が離婚せらるゝときは、其家は戸主を喪ふがゆゑに家督相続を開始し、新たに戸主を定めざるべからず

(六) 戸主が婚姻の取消に因りて其家を去るとき 戸主が入夫なりしとき、婚姻の取消ありたるとき及び他家より來りたる女が戸主となりたる後婚姻の取消ありたるときに生ず

(七) 戸主が縁組の取消に因りて其家を去るとき 戸主が増養子なるとき、若くは家女と婚姻したる養子なりしときは、婚姻の解消するも其家を去るに及はずといへども、縁組の取消あるときは、其家を去らざるべからず、離縁あるも亦其家を去るものなれども、養子が戸主となりたる後は離縁をなすことを得ざるがゆゑに家督相続なかるべからず

第二、家督相続人。 家督相続の開始するときは、必ず新たに戸主となるべき家督相続人なかるべからず、家督相続人には、法定家督相続人、指定家督相続人及び選定家督相続人の三種あり

(一) 法定家督相続人 法律の定むるところに従ひ家督相続をなすべきものにして、被相続人即ち前戸主の直系卑屬をいふ、若し直系卑屬數人あるときは、其順位は民法第九百七十條第九百七十二

●總說説明篇 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第十七節家督相続の事 第十八節家督相続の回復の事

條乃至第九百七十四條の定むるところに依る、但し女戸主の入夫婚姻に因る家督相續に於ては、此規定に拘はらず入夫直ちに家督相續人となるは既に述べたる通りの如し

(二) 指定家督相續人 前戸主が豫め指定したる家督相續人をいふ、指定の事は後に説かん

(三) 選定家督相續人 法定又は指定の家督相續人なきときは、親族會は(一)配偶者、兄弟、姉妹、其直系

系卑屬(二)前戸主の直系尊屬(三)親族家族分家の戸主本家及び分家の家族中より家督相續人を選定す

法定、指定又は選定の家督相續人は、欠格の原因なきことを要す、若し之あるときは家督相續人となることを得ず、而して欠格の原因は民法第九百六十九條に規定しあり、就て見るべし

●第十八節 家督相續の回復の事

家督相續權を侵害せられたるもの、即ち自己が家督相續をなすべき筈なりしに、他人が相續をなしたるときに如き、其権利者は相續人に對し、家督相續回復の訴を提起することを得、所謂相續争ひなるもの即ち是なり、尤も家督相續の開始に際し、其順位を争ふが如きは家督相續の回復にあらざるなり、回復とは、其名の示すが如く一旦家督相續人を定め、戸籍吏に届出ありたる後、正當の相續權あるものより原狀に回復して相續をなさんことを求むるをいふ、回復の訴が回復請求者の勝訴に歸するときは、是迄の相續は總て無効となるものなり

●第十九節 推定家督相續人の廢除の事

法定又は指定の家督相續人は、相續の未だ開始せざる前より既に定まれるものなれども、開始前にありて家督相續人と稱するは穩當にあらざ、故に特に之を推定家督相續人といふ、法定の推定家督相續人は、相續の開始あるや否や當然家督を相續して戸主となるものにして、他人も其相續を拒否することを得ず、然れども被相續人は豫め之を廢除することを得べし、所謂廢嫡なるもの即ち是なり

法定の推定家督相續人の廢除は、相續人に民法規定の原因あるときは、被相續人即ち現戸主は裁判所の裁判を得て之を廢除することを得、縱令其原因なしといへども正當の事由あるときは、親族會の同意を得て廢除を請求することを得るなり

廢除は遺言を以ても其意思を表示することを得るものにして、此場合に於ては遺言執行者より廢除を裁判所に請求せざるべからず

廢除の原因は、民法第九百七十五條に規定しあり、茲に之を掲げず

●第二十節 推定家督相續人廢除の取消の事

一旦推定家督相續人を廢除したるも、後日其原因の止みたるときは、廢除を取消し、之をして相續人たることを得せしめざるべからず、而して其廢除を以て既に裁判に依るべきものとなしたる以上は、其取消も亦同じく裁判に依らしめざるべからず、即ち廢除の原因の止みたるときは、被相續人及び推

●總提說明篇 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第十九節推定家督相續人の廢除の事 第二十節推定家督相續人廢除の取消の事 第二十一節家督相續人の指定の事

定家督相續人は其取消を裁判所に請求することを得べし、而して推定家督相續人にも廢除の取消を請求することを得せしめたるは、其原因の已に止みたるにも拘はらず被相續人が取消を請求せざることのあるべきを慮り、推定家督相續人の利益のために此取消請求權を與へたるものなり

廢除の取消を請求するには、廢除の原因の止みたることを要す、從ひて推定家督相續人が刑に處せられたるが如き、或る所爲を爲したることを以て廢除の原因となすときは、後日に至り其事實の消滅することなきを以て、到底廢除を取消さることなし、唯被相續人に對して虐待又は重大なる侮辱を加へたることを廢除の原因となしたるときに限り、被相續人のみ其所爲を宥恕し、何時にても取消を請求することを得るなり

被相續人が遺言を以て廢除取消の意思を表示したるときは、遺言執行者より取消を請求すべきものとす

●第二十一節 家督相續人の指定の事

被相續人は、豫じめ家督相續人たるべきものを指定することを得、其指定せられたるものは即ち指定家督相續人にして、未だ相續の開始せざる間は之を指定の推定家督相續人といふ

家督相續人を指定するには二箇の條件を要す、即ち隱居又は死亡に因る家督相續の場合なること、及び法定の推定家督相續人なきこと是なり、蓋し指定は家を重んずる思想より後嗣を絶たざらしめん

がために必要なるものなれば、既に跡目を襲くべきものあり、且其ものが家督相續人たるを得ざるべき欠格の原因あるにあらず、又廢除せられたるにもあらざるときは、特に他人を指定するの必要なし、次に隱居又は死亡の場合にあらざれば指定をなすことを得ず、其故如何、入夫婚姻の場合には相續をなすべきもの既に定まれるがゆゑに指定の要なく、其他の場合に於ては被相續人其家を去るがゆゑに指定をなさしむるは穩當にあらざるを以てなり

家督相續人の指定は、敢て相續人其人の承諾を要せず、被相續人一人にて戸籍吏に届出づれば則ち足る、然れども被指定者は之に拘束せらるゝことなし、故に後に至りて家督相續の拋棄をなすことを得べし、既に承諾を要せざるがゆゑに死亡の場合に於ては、遺言を以ても指定をなすことを得べく、隱居の場合に於ても指定には承諾を要せざれども、隱居をなさんには其承諾を求むべきこと已に前に述べたる通りの如し

●第二十二節 家督相續人指定の取消及び失效の事

家督相續人を指定したるものが、後日其ものゝ相續を欲せざるときは、指定を取消すことを得べし、法定の推定家督相續人を廢除するには一定の原因あり、且裁判所の裁判を要すれども、指定の推定家督相續人に付ては、單に其指定を取消せば則ち足る、而して其原因の如何を問はず、又裁判所に請求するを要せざるなり

●總提說明書 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第二十二節家督相續人指定の取消及び失效の事 第二十三節入籍の事

指定に被指定者の承諾を要せざると均しく、指定の取消にも亦之を要せず、又遺言を以ても指定を取消すことを得べきなり

●第二十三節 入籍の事

家族制度に於ては、必ず一家の長たるべき戸主を要す、故に法律は戸主に適當の權利を與へ、其一家を整理せしめざるべからず、戸主の權利は種々ありといへども、本法に關係あるものは、入籍、離籍及び復籍拒絶是なり

吾人は血縁の親しみに因り團欒して一家をなすものにして、其遠きものと同居せんよりは寧ろ近きものと同居せんことを欲す、是れ人情の常なり、然るに身分の變動に因り甲家の一人來りて乙家に入り、丙家のもの丁家に歸するが如く、往來出入の頻繁なるに於ては、遂には親しきもの、家を離れて、却りて疎きもの、家にあり、若くは別に一家を立つるに至ることなしとせず、此場合に於て其ものをして近きもの、家に轉せしむるの必要あり、之を入籍と云ふ、入籍には戸主の同意を要す、即ち

- (一)、新に入るべき家の戸主の同意
- (二)、入籍者の去るべき家の戸主の同意

入籍すべきものが幼者なる場合に於て、父母其他の親族より戸主の同意を得て入籍せしむることを得べし、例へば庶子が母の家にある場合に於て、父が其子を自家に引取らんとするときは、自家の戸

主及び母家の戸主の同意を経べきが如し、若し子が一家を創立せる場合に於て、父又は母が自家に引取らんとするときは、自家の戸主の同意を以て足れども、其子は廢家をなさざるべからず、廢家をなすべきとき、子が未成年なるに於ては法定代理人より之をなすことを得べし

入籍は戸主と家族との關係に於て同意を求めしむるものなるがゆゑに、入籍せしめんとするものが戸主なるときは、自己の一存にて入籍せしむることを得べし、尤も入籍すべきものが他家の家族なるときは、戸主の同意を要するや論を俟たず

養子縁組又は婚姻に因りても一家より他家に入るべきものを生ずれども、身分登記に於ては之を入籍と曰はず、尤も戸籍上に於ては双方共に入籍と稱す、蓋し何れの場合といへども其もの、籍が一家より他家に入るは異なるところなければなり、然らば養子縁組婚姻等に因り入籍するときも亦戸主の同意を求めしむべきが如しといへども、此場合には既に縁組又は婚姻に付き戸主の同意を求めしむる以上は其當然の結果たる入籍に付き更に同意を求めしむるの必要なし、然るに家族が同意を得ずして縁組又は婚姻をなしたるときは如何、戸主は入籍の事を拒むを得ず、且戸籍吏も其届出の受理を拒むことを得ざるがゆゑに、兎に角入籍するには相違なきも、戸主は次節以下に述ふる離籍又は復籍拒絶をなすことを得べきなり

●第二十四節 離籍の事

●總提說明書 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第二十四節離籍の事
第二十五節復籍拒絶の事

凡そ權利には、制裁を付して以て反權に處する方法を定めれば、權利は殆んど有名無實に歸し了せんとす、今戸主が家族に對して有せる權利に付ても亦制裁を付するにあらざれば、家族は戸主に服従せずして一家を整理する能はざるに至らん、即ち戸主は左の場合に於て其權利に服せざる家族を離籍することを得るものとす

第一、成年の家族が戸主の指定したる居所を離れたる場合に於て、戸主が復歸を命ずるも之に應ぜざるとき(民七四九)但家族が未成年なるときは其居所は親權を行ふもの、又は後見人之を指定し、若し應ぜざるときは懲戒權を行使するがゆゑに離籍するの必要なし

第二、家族が戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組をなしたるとき(民七五〇)

凡そ離籍は之を届出づるにあらざれば効力を生ぜず、而して離籍せられたる家族は一家を創立す、但し妻は夫に従ひ、子け父母に従ひて其家に入る、例へば家族が戸主の同意なくして女のために婿養子となしたるため離籍せられたるとき、養父は新家の戸主となり、養母、養子及び其配偶者たる家女は新家に入るべきものとす

●第二十五節 復籍拒絶の事

復籍拒絶は、家族が婚姻又は養子縁組をなすに方り戸主の同意を得ざりし場合に生ず、而して其離籍と異なるは、彼れにありては婚姻又は養子縁組あるも、其家に止るものに對する處分なるに反し、此れ

にありては婚姻又は縁組に因り他家に入るべきものに對する處分たるにあり、而して家族が復籍を拒絶する場合は左の如し

- (一)、家族が戸主の同意を得ずして他人の妻となりたるとき
- (二)、戸主の同意なくして他人の入夫となりたるとき
- (三)、戸主の同意なくして他人の養子となりたるとき

右三個の場合に於て、實家の戸主は復籍を拒絶することを得るなり

(四)、婚姻に因りて他家に入りたるものが更に婚姻又は縁組に因りて他家に入らんとするとき、婚家及び實家の戸主の同意を得ざりしとき

(五)、縁組に因りて他家に入りたるものが更に婚姻又は縁組に因りて他家に入るとき、養家及び實家の戸主の同意を得ざりしとき

右二個の場合に於て婚家若くは養家及び實家の戸主は復籍を拒むことを得べし、而して婚姻又は縁組に因り他家に入りたるものが更に婚姻又は縁組をなすも、之に因りて他家に入らず、依然其家にあるときは、婚家又は養家の戸主の同意を得るのみにして足る、若し其同意を得ざりしときは前節に従ひて離籍せらるゝなり

復籍拒絶は、之を届出でざれば効力なし、而して復籍を拒絶せられたるものが、後日に至り離婚又は

離縁に因り婚家又は養家を去るべきときは、復た歸するところなきがゆゑに亦一家を創立するものとす

●第二十六節 廢家の事

廢家は、戸主の意を以て其家を廢するものにして、我國の如く家を重んずる舊慣に背馳すること甚し、故に容易に之を許すべからず、之を許す場合左の如し

第一、戸主が新に家を立てたるものなるとき、即ち分家をなし、若くは一家を創立したるものなるときは、祖先の祭祀を絶つが如き憂なきがゆゑに、随意に廢家することを得せしむるなり

第二、家督相續に因りて戸主となりたるものといへども本家の相續又は其再興其他正當の事由あるときは裁判所の許可を得て廢家することを得るなり

廢家したるものは、家族と共に他家に入らざるべからず、而して何れの家に入るべきやは、同時に届出あるべき事件に依りて定まるものとす

●第二十七節 絶家の事

絶家とは、戸主を喪ひたる家に家督相續をなすべきものなきため其家の斷絶するをいふ、絶家は單身戸主の死亡又は失踪より生ずるを通例とすれども、其家に家族あるにも拘はらず絶家を來すことあり、其家族が法定の推定家督相續人なるときは、絶家することなしといへども、法定の推定家督相續

人たる家族なき場合に於て、戸主が豫め家督相續人を指定せず、若くは親族會が家督相續人を選定せず、若くは選定のため親族會招集を裁判所に請求するものなく、若くは指定又は選定に因る相續人が相續を拋棄したるときは、其家は斷絶せざるを得ず、此場合に於て殘存せる家族は各、一家を創立す、但妻は夫に従ひ子は父母に従ひて其家に入るものとす

●第二十八節 分家の事

家族は、戸主の同意を得るに於ては何時にても分家をなすことを得べく、分家をなしたるときは其ものは一家を新立し、其ものゝ妻子は之に従ひて分家に入る、若し分家をなすものが未成年者なるときは、戸主の同意の外、親權を行ふもの又は後見人の同意を得ざるべからず

法定の推定家督相續人は、其家を相續すべきものなるがゆゑに分家をなすことを得ず、管に分家のみならず他人の入夫となり、妻となり、養子となり、其他原因の何たるを問はず廢除せられざる以上は、他家に入り若くは一家を創立することを得ず、従ひて戸籍吏は被登記者の一人が一家より他家に入るべき事件若くは一家を創立すべき事件の届出を受理したるときは、其ものが法定の推定家督相續人にあらざることを確めざるべからず、是れ婚姻縁組等の一條件として列擧すべきものなれども、便宜上爰に之を掲出す、唯一の例外は本家を相續する場合なりとす、法定の推定家督相續人といへども本家相續の必要あるときは他家に入るを妨げず、然らば法定の推定家督相續人は、廢絶したる本家

を再興することを得ざるか、法文之を明規せざるがゆゑに然りと答へざるべからず、然れども本家を再興する必要あるときは、戸主すら隠居又は廢家をなし得るに、法定の推定家督相續人に之を許さざるは抑、權衡を失せるもの、如し

法定の推定家督相續人は、一家を創立することを得ざれども、此ものが戸主の同意を得ずして妻を娶り、若くは養子をなしたるため離籍せらるゝときは、一家を創立するを妨げず
 今戸主に長女あり、此ものが他家にあるもの、妻若くは養女とならんとするも、戸籍吏は其届出を却下せざるべからず、然れども其次に男兒あるときは、長女は他家に入ることを得べし、何となれば相續の順位は親等の同じきもの、間に於て、男を先にするがゆゑに長女は法定の推定家督相續人にあらざればなり

●第二十九節 廢絶家再興の事

我國の風習として家を重するや、一旦止むを得ずして廢絶したる家を再興せしめ、祖先の祭祀を繼續せしむるの必要あり、而して戸主が本家を再興するには、隠居をなすか、若くは廢家をなすことを要すれども、家族が再興をなすには、戸主の同意を得るを以て足れり、加之ならず家族は本家のみならず分家同家其他親族の家を再興することを得るものとす

再興をなしたるときは、再興者は新戸主となるものにして、其ものに配偶者又は子あるときは、之に

従ひて其家に入るは論を俟たざるなり

●第三十節 國籍取得の事

帝國憲法第十八條に曰く、「日本臣民たるの要件は、法律の定むるところに依る」と、而して憲法に於て豫見せられたる法律は、即ち國籍法なり、國籍法は積極的に國籍取得の原因を定め、消極的に國籍喪失の原因を定め、以て日本臣民たるの要件を明かにせり

國籍に關する規定は、之を二種に大別することを得べし、一は生來の國籍に關する規定にして、一は國籍の變更に關する規定なり、國籍の變更も亦之を分ちて國籍の取得喪失及び回復の三となす、國籍の取得は、日本人にあらざるものが一定の原因に由り日本人たる分限を得るものにして、國籍の喪失は、日本人が一定の原因に由り其分限を失ふものなり、國籍回復は、一旦國籍を喪失したるものが再び日本人たる分限を取得するものにして、一種の國籍取得たるに外ならざるがゆゑに、敢て之を區別するの必要なきが如しといへども、學者多くは之を分説するを通例とす、然り而して生來の國籍は出生に伴ふ當然の結果なるがゆゑに、敢て登記するの必要なしといへども、國籍の變更は人の生存中身分に關し大變動を生ずるものなるがゆゑに、之を登記し以て國籍を明かにせざるべからず、従ひて本書に於ては生來の國籍に關する説明を省かむ、若し夫れ生來の國籍を定むる法則を知らんと欲するものは、國籍法第一條乃至第四條を見るべし

國籍に關し尙一の注意すべきは國籍の衝突なり、蓋し宇内各國互に主權を異にするや、國籍法の規定區々にして一様ならず、近時國際法の發達に伴ひ、漸次一途に歸すべき傾向を來たりといへども、未だ全く之を避くるを得ず、而して國籍の衝突に二種あり、一は一人にして二以上の國籍を有するに至る、之を複國籍といふ、例へば甲國法は國民が外國に生れたると否とを問はず自國人とするに、乙國法は自國人と外國人とを問はず自國內に於て生れたるものを自國人とせる場合に於て、甲國人が乙國內に子を産みたるときは、其子は二箇の國籍を有すべきが如し、一は何れの國籍をも有せざるものにして、之を無國籍といふ、例へば甲國法には外人と婚姻したる女をして國籍を喪失せしむるも、乙國法には自國人の妻となりたるものに、國籍を取得せしめざる場合に於て、甲國の女が乙國の男と婚姻したるが如し、甲國の女が無國籍人に嫁したるときも亦同じ、複本籍を有せるものは各邦國に於て之を自國人となすを妨げずといへども、無國籍人は何れの邦國といへども之を自國人とするを得ず、從ひて外國人といふときは、他國の臣民たるものと、無國籍人とを包含するものとす

是より國籍法案に就て國籍取得の原因を説かむ

(一) 認知 日本人たる父又は母に依りて認知せられたる外國人は日本人となる、父母互に國籍を異にせる場合に於て外國人が先に認知をなしたるときは、國籍を取得せず、若し同時に認知をなしたるときは、父が日本人にあらざれば國籍を取得せず

成年者なる外國人は、認知に因り日本人とならず、尤も其ものより進みて歸化をなせば格別なり、而して成年々齡は、法例第三條第一項に依り其者の本國法に從ひて定めざるべからず、外國人の妻となりたるものも亦日本人とならず、何となれば夫婦國籍を異にするに至ればなり、然らば日本人の妻たるものは如何、日本人の妻は後に述ぶるが如く日本の國籍を取得するがゆゑに、日本人を認知する場合に異なることなくして、國籍の變更を來さざるなり

(二) 婚姻 日本人の妻となりたる外國の女子及び日本人の入夫となりたる外國の男子は日本人となる、尤も外國人と婚姻を爲さんときは内務大臣の許可を得ざるべからず

(三) 縁組 日本人の養子となりたる外國の男女は日本人となる、尤も縁組に付き内務大臣の許可を得ざるべからず

(四) 歸化 歸化とは、外國人が内務大臣の許可を得て日本臣民となるをいふ、歸化をなさんとす

るものは、國籍法案第七條乃至第十一條及び第十四條の條件を備へざるべからず
 以上の原因に由り日本の國籍を取得したるものに妻あるときは、妻も亦日本人となる、尤も妻が反對の意思を表し、若くは妻の本國法に反對の規定あるときは日本人とならず、其複國籍を生ぜざらんがために然るものなり、國籍取得者の未成年の子も亦本國法に反對の規定なき限りは日本人となる、成年の子は更に歸化をなさざるべからず、而して其成年なりや否やは子の本國法に依りて定まるもの

とす

五四

●第三十一節 國籍喪失の事

日本人は、左の場合に於て國籍を失ふ

- (一) 外國人の妻となりたるとき 外國人の入夫又は養子となりたる場合をば包含せず、是れ外國に於て家族制度の行はるもの少きがためなり、若し家族制度行はれて入夫婚姻及び養子縁組を許すときは、國籍國案第二十條に従ふべし
- (二) 外國人たりしものが日本人の妻又は入夫となりたる後、離婚せられたるとき 婚姻の取消ありたるときも亦同じ
- (三) 外國人たりしものが日本人の養子となりたる後、離縁せられたるとき 縁組の取消ありたるときも亦同じ、而して婿養子なりしとき、日本人たる女が離婚をなさいりしときは、共に國籍を失ふ、子が父に従ひて家を去りたるときも亦同じ
- 右離婚離縁せられたるものが、本國法に従ひ國籍を回復せず、若くは元來無國籍人なりしときは、尙日本の國籍を繼有す、此場合に於ては日本に於て一家を創立すべきなり
- (四) 任意に外國の國籍を取得したるとき 妻及び子が同時に外國の國籍を取得したるときは、共に國籍を失ふ

- (五) 外國人に認知せられたるとき 但し日本人の妻、入夫又は養子となりたるものは國籍を失はず

●第三十二節 國籍回復の事

日本の國籍を失ひたるものは、左の場合に於て内務大臣の許可を得て國籍を回復することを得べし

- (一) 外國人の妻となりたるため國籍を失ひたるものが婚姻の取消、離婚又は夫の死亡したる後に於て日本に住所を有せるとき
 - (二) 任意に外國の國籍を取得したるため國籍を失ひたるものが日本に住所を有せるとき、但し歸化人及び日本人の養子又は入夫となりたるものが外國の國籍を取得したるため日本の國籍を喪失したるときは之を回復することを得ず、更に婦化をなすの外なかるべし
 - (三) 國籍喪失者の妻子が夫又は父と、共に國籍を喪失したる後日本に住所を有せるとき
- 國籍回復者の妻又は未成年の子は夫又は父母と共に國籍を取得し、又は回復す、但妻が反對の意を表したるときは此限にあらず

●第三十三節 氏名變更の事

氏名の變更は之を分ちて氏の變更と名の變更とす

- (一) 氏の變更 氏は之を祖先に承け、以て子孫に傳ふるところの一家の稱呼なるがゆゑに容易に

●總提說明篇 第二回身分登記 第一章登記すべき事實 第三十二節國籍回復の事 第 五五
第三十三節氏名變更の事 第三十四節族稱變更の事 第三十五節身分登記の變更の事

之を變更せしむべきものにあらず、唯之を許すは苗字を舊に復する場合のみ、而して氏の復舊は管轄官廳の許可を得ざるべからず

(二) 名の變更 名も亦正當の事由あるにあざれば之を改むることを得ず、且管轄官廳の許可を受けざるべからず、而して如何なる場合に正當の事由あるやは管轄官廳の認むるところに任せざるべからずといへども、同姓同名のものあるとき、若くは家督相續、廢絶家再興に因り祖先傳來の名を襲ぐが如きは其適例なるべし

●第三十四節 族稱變更の事

人類相聚りて社會を成すや、貴賤の別自づから生ず、族稱は即ち此階級に名づけたる稱呼なり、現今我國には華士族平民の三種あり、而して族稱は或る原因に因りて變更を來すことあり、其原因二種とす、新に華族に列せらるゝもの、及び華士族の稱を失ひて平民となるものは是なり、新に華族に列せらるゝには勅命に因る

華士族は榮典を辭することを得べし、此場合には勅許又は管轄官廳の許可を受けざるべからず、華族が處刑の宣告を受けたるときは當然榮典を失ふものとす

●第三十五節 身分登記の變更の事

身分登記をなしたる後、其事實に變更を生すべきものにあらず、故に變更登記をなすの必要なが如しといへども、最初登記をなすに當りて事實を脱漏し、若くは誤謬の事實を登記したるときは、後日之を是正せざるべからず、是れ身分登記に於ても其變更を要する所以なり、而して身分登記を變更するには必ず先づ區裁判所の許可を得ざるべからず

身分登記の變更は、確定判決に因りても之をなす、即ち戸籍吏が身分登記簿に不當の登記をなしたるとき、其訂正を求むるも戸籍吏が之に應ぜざる場合に於て當事者は其變更を訴ふることを得べし、而して勝訴の判決確定したるときは、其謄本を添へて變更登記を申請せざるべからず

●第二章 身分に關する書類

前章に列記したる事實は必ず之を登記せざるべからずといへども、戸籍吏は其事件に關し一定の書類を受理したるときにあらざれば登記をなすを要せず、縱令其事實の發生を知るも登記することを得ざるなり、唯例外として戸籍吏が進みて登記をなすべきは第二十七條の規定一あるのみ、今や此等の書類に付き大體の説明を下さむ

●第一節 届書の事

身分登記をなすべき事實の生じたるときは、當事者は之を戸籍吏に届出せざるべからず、届書は身分

登記に關し受理すべき書類の最も普通なるものなり

當事者が自分に關する届出をなすには、其事實を書面に認めて戸籍吏に差出すものなれども、正當の理由あるときは口頭を以ても届出を爲すことを得べく、此場合には戸籍吏其陳述を筆記すべきものとす、而して此書面には總て届書に關する規定を準用すべきものなるがゆゑに、本節に於ては届書と稱すれども實は口頭届出の場合をも包含するものと知るべし

第一、届出義務者。 届出義務者は、届出事件の當事者なるを通則とす、然れども出生及び死亡に付ては自から届出をなし得べきものにあらざれば別に届出義務者を指定せり、失踪の場合も亦同じ 届出義務は、一人にて負ふことあり、數人にて負ふことあり、各事件の性質に従ひて異なる、而して數人が届出義務を負へる場合には、届書に數人連署すべく、口頭届出の場合には數人出頭せざるべからず、養子縁組、協議上の離縁、婚姻、協議上の離婚の如き即ち是なり、其他の場合には一人にて足る、尤も届出事件に依りては他人の同意、承諾若くは承認を要し、又は證人を要することあるは格別なりとす

届出義務者が未成年者又は禁治産者なるときは、親權を行ふもの又は後見人より届出をなさざるべからず、然れども無能力者が法定代理人の同意を要せず單獨にてなし得べき事件の届出は、其者自から届出をなさざるべからざるなり

第二、届出の要件

届出には必ず一定の條件を要す、書面を以てするときは之を届書に記載し、口頭を以てする場合には之を陳述せざるべからず、若し之を缺くに於ては戸籍吏より届出を却下せらる、而して其要件左の如し

(一)、届出事件 届出事件は、前に述べたる登記すべき事實にして、届出には第一に之を具備せざるべからず、然れども如何なる事項を之に記載すべきやは届出事件の種類に従ひて同じからず、今一々之を指摘すれば其煩に堪へざるを以て之を省くといへども、其一二を擧れば出生届に付ては第六十八條、族稱變更届に付ては第六十五條指定の事項を記載すべきが如し、其他は讀者宜しく類推すべし、然れども各條列記せる事項中其事實の存せざるもの、若くは知れざるものは之を省くことを得べし、而かも戸籍吏は必要と思料する事項を記載せざる届書は之を却下することを得るなり

(二)、届出の年月日即ち日附

(三)、届出人の族稱職業、出生の年月日及び本籍地 如何なる届出にも必ず之を記載せざるべからず、若し未成年者のなすべき届出を法定代理人が代りて届出づるときは、第四十六條第二項の事項をも記載せざるべからず

(四)、届出人の署名捺印 署名又は捺印し能はざるときは、第二百十八條に依るべし、其捺印をな

す能はざる場合は、外國人が届出をなすべき場合に生ずること多かるべし
届出人が無能力者にして、法定代理人の同意を要すべき事件なるときは、法定代理人の署名捺印の
みにて足るは辨明を要せず

口頭届出の場合に於ては、筆記に署名捺印すべきこと亦論を俟たざるなり

(五) 届出人と届出事件の本人と異なるときは其續柄

(六) 届出人が家族なるときは戸主の氏名及び其續柄

(七) 届出人、届出事件の本人、及び證人が本籍地外にあるときは、其所在地をも記載せざるべからず

右の外届出事件の性質に従ひ、或るもの、同意、承諾又は承認を要するときは、其ものをして届書に
連署せしめ、口頭届出の場合には同道して筆記に連署せしめざるべからず、何れの場合に於ても届出
人は連署に代へて同意書、承諾書又は承認を得て之に添附することを得べし

若し又事件に従ひ證人を要するときは、其ものをして届書又は口述筆記に連署せしむべく、又官廳の
許可を要するときは、許可書の謄本を添附せざるべからず

第三、届出の時期。 届出は、一定の期間内に之をなさざるべからざるものと、届出に付き一定の時

期なきものとなり、其届出の期間あるものは各條下に明示せるがゆゑに之を知ることかたからず、若
し期間内に届出をなさざるときは過料に處せらる、而して届出期間を定めざるものあるは、此等の

事件は届出に依り始めて事實の發生を認むべきものあり、然らざるも尙期間を定めて届出を強制す
るときは、一家の私事に干渉するの嫌あるに因るものなり

本法に定めたる期間の外、民法の規定に依りて一定の期間内に意思を表示すべき行為あり、例へば嫡
出子否認の訴は、出生を知りたるより一年内に提起すべく、又離婚及び復籍拒絶は一年内に之をなす
べきが如し、其他縁組の取消又は離縁婚姻の取消、又は離婚隠居の取消、家督相續の回復等を訴ふる
場合も亦一定の期間に提起せざるべからざるものあり、此等の事項は此期間内に届出をなさざるも
過料に處せらるることなく、唯民法上其効果を收め得ざるに止り、従ひて本法に關係なく、寧ろ届出
期間なきものと認めて差支なきものなり

第四、届出の場所。 届出は、戸籍吏になすべきものなれども、何れの戸籍吏にもなし得るものにあ
らず、法律の指定せる地に於て届出をなすべきなり、本法の規定に依れば、通則としては本籍地の戸
籍吏に届出づべきものなれども、若し其ものが本籍地外にあるときは、便宜のため所在地の戸籍吏に
も届出づることを得べし、而して出生及び死亡の如く、届出人が事件の本人と異なる場合に於ては、本
法は出生地又は死亡地なる文字を用ゐたれども、其精神に於ては異なることなく、事件の本人より視る
ときは所在地なる語の穩當を缺くより之を改めたるに外ならず、且や出生及び死亡に付ては本籍地
に届出でしむるを原則とするの當を得ざるを以て、本末を顛倒して却て出生地又は死亡地に届出で

しむるを本則とするの必要あり、即ち特に第六十九條及び第二百二十七條を定めたるなり、以上の推斷にして果して誤らざれば余輩は死亡の推定たる失踪に關しても一の特別規定を設くるの必要を認め、若し之を設けざる時は届出人即ち失踪者の親族其他の利害關係人にして宣告を請求したるもの、本籍地又は所在地に届出づべきものとなるべし

届出地は、右に述ぶるところに依りて定められども、若し數人に關連せる事件に於ては何れの地を以て届出地となすべきや、是れ婚姻、縁組及び後見に付き第九十條第四百條及び第一百八條を設けたる所以なり、而して予輩は離婚及び離縁に付ても同様の規定を設くるの必要なきかを疑ふものなり

第五、届出の方法。

- (一)、届出人は、必ず自から戸籍吏の面前に至るの要なく、疾病其他の事故あるときは代人を差出すことを得べし、此場合には代理の委任狀を交附すべきは論を俟たず、然れども縁組、離縁、婚姻及び離婚の届出は、自身出頭を要す、加之ならず此等の届書は自から署名するを要し、代署を許さず、若し自署し得ざる時は口頭にて届出べし、是れ民法の規定するところなり
- (二)、届出は、通常届書を差出して之をなせども、口頭を以て届出で得べきは前述の如し、而して自身届出と代人届出とに區別なし、然れども正當の理由あるにあらざれば之を許さず、其如何なる理由を以て正當となすべきやは戸籍吏の認むるところに任すといへども、届出人が文字を知らず且

代書を依頼すべき資力なきものには之を許すの至當なるを信ずるなり

- (三)、届書は、必ず一通にて足れりとせず、時に一通又は二通の副本を要することあり、事は第五十三條に詳かなり、而して口頭届出の場合に於ては副本は戸籍吏之を作るものとす
- (四)、届出は、必ず戸籍吏になさるべからずといへども、外國在留者に對しては第五十九條の特例あり
- (五)、届書の文字は之を丁重にし、第二十九條に従はざるべからず、口述筆記も亦同じ

●第二節 證書の謄本の事

外國に於て其國の方式に従ひ、身分に關する證書を作成することあり、法例第十三條に依れば婚姻の要件は各當事者の本國法に依りて定められども、其方式は舉行地法に依ることとなせるがゆゑに、外國に於てなす婚姻は、其國の法律に因り有効無効を定めざるべからず、若し其外國が婚姻に公正證書を作ることを要するときは、之に従ひ公證人をして作製せしめざるべからず、歐米諸國多くは然り、此場合に於て作製したる證書は謄本を作らしめて之を其國駐在の公使又は領事に差出し、公使領事は之を外務省に轉送し、外務省より戸籍役場に傳達す、而して此場合に届書を要せざるは何故なりやといふに、證書の作製と同時に婚姻は方式上に於ても完成せるがゆゑに、日本の方式たる届出をなさしむるの必要あらざればなり、唯身分登記の必要より證書の謄本を送らしむるのみ

●第三節 報告書の事

報告書には、死亡報告書と族稱報告書との二あり、死亡報告書は、第二百二十九條第三百一十一條第三百十二條に規定し、族稱變更報告書は、第六十六條に規定せり

報告書は届出人が届出をなすこと能はざる地位にあるとき、相當官吏より其事實を戸籍吏に報告して身分登記をなさしむるための書面なり

●第四節 航海日誌の謄本の事

航海日誌の謄本は、航行せる船舶内に土産又は死亡ありたるとき、船長又は艦長より身分登記をなさしむるため戸籍吏に送附する書面をいふ、航海日誌は、常に艦船内に備へて一切の出来事を記載する帳簿なり、然れども小船舶には航海日誌を備へざるがゆゑに船長は其謄本を送るを得ず、故に第七十條第二百二十八條に依り到達地の戸籍吏に届出をなさしむるべからず

●第五節 申請書及び請求書の事

當事者より登記の變更又は取消を求むるもの、之を申請書といひ、官廳より之を求むるもの、之を請求書といふ、尤も官廳より請求するは、検事が婚姻及び隠居の取消を請求する場合あるのみ

申請も亦届出の如く書面又は口頭を以て之をなすべく、無能力者に係るものは法定代理人の同意を得べき事件に限り其者より申請すべく、且申請書は場合に依り副本一通又は二通を添附すべき等總

て届出に關する規定を準用すべきものなり

申請書を差出すべき戸籍吏に關し、變更登記に付ては原登記をなしたる戸籍吏に差出すべしとなせるも、取消登記に付ては何等の指定なし、従ひて申請人の本籍地又は所在地の戸籍吏に差出し得べく、原登記をなしたる戸籍吏に差出すことを要せざるものとす

●第六節 裁判の事

本節に所謂裁判とは、身分登記の基本となるべき確定判決又は許可の決定を指すにあらざして、本法第八章の規定に因る抗告の裁判なり、戸籍吏が抗告手續に於て登記をなすべき裁判を受けたるときは、其裁判の命するところに従ひ、身分登記をなさしむるべからず

●第二章 身分登記の事務取扱

第一章に列擧したる事實に關し、戸籍吏が前章の書類を受理したるときは、茲に身分登記の事務を取扱はざるべからず

●第一節 書類受附の事

戸籍吏は左の場合に書類を受く

- (一)、戸籍吏が直接に届書、報告書、申請書、其他身分に關する書類を受けたるとき

●總説説明篇 第二回身分登記 第二節登記手續の事

第三章身分登記の事務取扱 第一節書類受附の事

(二)、戸籍吏が他の戸籍吏より身分に關する書類の送付を受けたるとき、而して如何なる場合には他の戸籍吏より送附を受くべきやの疑問は、反面に如何なる場合に書類を送附すべきやを究むるに由りて了解せらる、此點に付ては第三節を見るべし

戸籍吏が身分に關する書類を受理したるときは、其書面に受附の番號及び日附を記し、遲滞なく登記をなさざるべからず

然れども本法の規定に従ひたる届出報告申請等にあらざれば受理すべきものにあらざるがゆゑに、若し届書其他の書類が本法の規定に違ひたるるとき、即ち本法所定の要件を充たさざるが如き、添附すべき書類を添附せざるが如き、其他違法の廉あることを發見したるときは之を却下すべく、決して登記をなすべからず、尤も之に對して抗告あり、戸籍吏が其抗告を理由ありと認めたるときは、直ちに登記をなすべきなり、而して却下したる書面は之を受附帳に載せ、且番號日附を記するを要せず、一旦記したるときは之を削除するも妨げなし

●第二節 登記手續の事

登記手續の詳細は、取扱手續の規定を参照して之を説かざるべからずといへども、取扱手續は、條文簡單にして取て了解するに於てかたからざるがゆゑに、本書は取て其細微に亘らず、専ら登記手續の綱要を説かんとす、讀者は取扱手續の規定と本章の説明とを對照して其眞意を會得すべきなり

第一、如何なる登記簿に登記すべきや 登記簿は本籍人と非本籍人とに區別し、且各事件の種類に

從ひ再別するものにして、戸籍吏は此區別に従ひ適當の登記簿に登記をなさざるべからず、從ひて戸籍吏が書類を受理したるときは、先づ本籍人登記簿に登記すべきか、非本籍人登記簿に登記すべきかを定め、次に各事件の種類に従ひ各別の登記簿に登記せざるべからず、而して其區別の標準は、第二十條第二十一條に之を定め、尙第二十三條をも参照すべし

第二、如何なる事項を登記すべきや 登記簿には、左の二箇の事項を記載せざるべからず

- (一)、登記の番號
- (二)、身分に關する書面に記載したる事項
- (三)、第二十八條に定めたる事項

右の外取消登記及び變更登記は、原登記の欄外に第二十四條第二十五條の手續をなさざるべからず、且如何なる場合に於ても文末に認印を押捺すべし

第三、如何なる方法を以て登記すべきや 前述の登記事項は、如何なる方法に依り排列すべきやは取扱手續に附屬せる様式に依りて之を知るべし(附録篇參看の事)

登記は日次を逐ひ、受附の順序に従ひて之をなすべく、且亂雜なる記載をなすべからず、之に付ては第二十九條を見るべし

●總提說明 第二回身分登記 第三章身分登記の事務取扱 第三節書類の處置の事 第四節登記の附屬又は原本抄本の事 第五節届出又は申請の受理證明書の事

●第三節 書類の處置の事

身分に關する書類は、登記の基本となるものを以て、戸籍吏は之を保存せざるべからず、即ち之に登記の番號及び年月日を記し、登記簿の區別に従ひて之を編綴すべし、而して登記簿の區別に従ふべしとせるがゆゑに、若し身分登記簿が數事件を合綴せるものなるときは、書類綴込帳も亦之と同じく便宜合併すべく、又登記簿を合綴せざるときは、綴込帳も亦合併すべからず、要するに綴込帳の數は登記簿の數と同じかるべきなり

身分に關する書類は、場合に依り數通を要するは前に已に述べたるが如し、而して此場合に於ては戸籍吏は正本又は副本の一通を止めて編綴し、第三十三條乃至第三十五條の規定するところに従ひ、他の副本又は正本を管轄戸籍吏に送付せざるべからず、而して送付を受けたる戸籍吏は、身分登記をなして之を編綴すべし

書類綴込帳は、一ヶ月毎に監督區裁判所へ送附せざるべからず

●第四節 登記の閲覽又は謄本抄本の事

何人といへども手数料を納めて登記の閲覽又は謄本抄本の下附を求むることを得べし、尤も官廳より請求するときは無手数料なりとす

第一、閲覽 登記の閲覽を求めんとするものは請求書を呈示し、且手数料十錢を納めざるべから

ず、手数料は現金を以て納付するを通例とすれども、國庫が戸籍役場の經費を支辨する地に於ては收入印紙(即ち從來の登記印紙)を以て之を納むべく、收入印紙は請求書に貼附すべきものとす

閲覽を請求するものあるときは、戸籍吏は登記簿中請求書に指定したる部分の登記を閲覽せしむべく、閲覽者は吏員の面前に於て之を展覧すべし、縱令必要あるも之を謄寫すべきものにあらざるなり

第二、謄本及び抄本 謄本又は抄本を得んとするものも亦請求書を呈示し、之に手数料を添へ、又は印紙を貼付すべし、手数料は一枚に付て十錢とす

請求を受けたるときは、請求書に指定せられたる登記の全部又は一部を謄寫し、末尾に認證文を記して請求者に下付すべし、而して從來身分又は戸籍に關し證明を求むる慣例ありしを聞けども、本法施行後は總て謄本又は抄本を求めざるべからず、戸籍の謄本抄本は後に之を説かむ謄本又は抄本は、返信封を封入して請求書を郵送し以て之を求むることを得べし

請求書は、之を編綴すべき規定なしといへども、是れ當然のことなるべし、但區裁判所へ送るを要せず、又受理の際にも番號を付すべき規定なし、従ひて受附帳に記入すべきものにあらざると信ず、閲覽請求書に付ても亦同じ

●第五節 届出又は申請の受理證明書の事

身分に關する届出をなし、若くは登記の取消又は變更を申請したるものは、戸籍吏に對し受理の證明

書の下附を請求することを得べし、此請求は書面を以て之をなし且手数料五錢を添へ、若くは五錢の印紙を請求書に貼付せざるべからず、而して請求書は戸籍吏に於て編綴して保存するものなるべし

●第三回 戸籍

●第一章 記載すべき事實

本邦は家を以て統治の基礎とする制度なるがゆゑに、臣民は必ず一の家に分屬せざるべからず、加之ならず其家の存在すべき場所は必ず之を届出せざるべからず、之を本籍といふ、戸籍は此本籍及び其籍内にある人員並に其身上の變動を知悉するを目的として調製するものなり

●第一節 就籍の事

日本臣民は、必ず本籍を定めざるべからずといへども、吾人は從來既に本籍として届出たるものあるがゆゑに、今般戸籍法の改正に遭ふも改めて之を届出づるの要なし、縦令新舊兩法は戸籍の様式を異にせるため之を改製するの必要ある場合といへども更に届出をなすの要なく、戸籍吏は舊來の戸籍に基づき新戸籍を編製せざるべからず、従ひて本節に謂ふところの就籍とは無籍人の就籍のみなりとす

届出の缺漏其他の事由に因り往々無籍人を生ずることあり、無籍人とは日本國內何れの地にも本籍

を有せざるものをいふ、無籍人は何時にても就籍することを得べし、然れども就籍に付ては就籍せんとする地を管轄する區裁判所の許可を得ざるべからず、若し其無籍が戸籍吏に於て戸籍の記載を怠りたるより生じたるものなるときは、許可を要せず、直ちに戸籍吏に之を求むべく、戸籍吏が之を肯ぜざるときは、訴を以て請求することを得べし

日本臣民にあらざれば本籍を定むることを得ず、何となれば本籍は國籍の分裂したるものと見るべければなり、従ひて日本臣民にあらざるものは就籍するを得ず、縦令其ものが何れの邦國の臣民にもあらざる所謂無國籍人なるときといへども然りとす、而して本籍を有せざるものが日本に本籍を定めんとするときは、必ず先づ歸化をなさざるべからず、已に歸化をなしたるときは、國籍取得の身分登記を爲すべく、之に因りて當然本籍を定め得るがゆゑに、裁判所の許可を得て就籍するを要せざるなり

●第二節 轉籍の事

吾人は何時にても本籍を移轉することを得べし、本籍の移轉は戸籍吏に届出づるに因りて始めて生ずるものにして、届出以前には決して本籍の移轉することなし、蓋し吾人は處世の必要上生活の本據地を他に移すことあるは屢々實見するところなりといへども、其都度常に轉籍するものにあらす、従ひて生活の本據を他に移轉するも必ず轉籍届をなすの必要なし、尤も新本據地に於て轉籍の届出を

なさいるときは必ず寄留の届出をなさいるべからず、之を怠りたるときは科料に處せらるべし、是に由て之を見れば吾人は生計の本據を移すも必ず轉籍を届出づるに及ばず、従ひて生計の本據地と本籍地とは必ず同一なるものにあらざといへども、是れ例外的現象にして、實は本籍地と生計の本據地との相符合するを以て本則となすべきや論を竣たざるなり

●第三節 除籍の事

或る事由に因り吾人は一國內に二箇以上の本籍を有するに至ることあるべし、之を名づけて複本籍を有すといふ、是れ實に稀に生ずる事例なりといへども、届出の錯誤其他の原因に因り複本籍を生ずることなしとせず、然るに吾人の本籍は必ず一箇たるべきものなるがゆゑに、此場合に於ては其一方を除かざるべからず、而して除籍をなさんとするときは、削除すべき本籍地を管轄する區裁判所の許可を得ざるべからず、然れども複本籍が戸籍吏の過失より生じたるときは、當事者は其訂正を請求し得べく、之に應ぜざるときは訴を以て請求することを得べし

複本籍は、日本國內に生じたるにあらざれば除籍するを要せず、一層適切にいへば國を異にして各一箇の本籍を有するも除籍するに及ばざるなり、是れ實に複國籍を有するより生ずるものにして國籍法の衝突より來るところの免るべからざる結果なり、尤も己人制の國家には家なるものなく、従ひて本籍なるもの、存在せざるべきを以て深く之を討尋するの要なし

●第四節 身分登記の事

身分の變動は、戸籍の變動を來すものなるがゆゑに、身分登記をなしたる事實も亦戸籍の記載をなすべき一箇の原因たり、從來は此等の事項も亦戸籍に關し届出づべきものとして之を戸籍に記載するに因り間接に身分登記をなしたるの効果を收めたりしも、本法は身分登記と戸籍とを區別したるがゆゑに、戸籍に關しては直接に届出づるを要せず、戸籍吏が身分登記をなすと同時に戸籍の記載をなすべきものとせり

更に一の注意すべきものあり、戸籍は管内に本籍を有するものに付てのみ編製すべきものなるがゆゑに、本籍人身分登記簿に登記をなしたるときにあらざれば、戸籍の記載をなすを要せざることとなり、非本籍人身分登記をなしたるときは、前編第三章第三節に説明したるところに従ひ、書類の正本を管轄戸籍吏に送付すれば則ち足る、若し本籍分明ならざるがため非本籍人登記簿に記載したるときは、後日本籍の分明となりたるときに於て第二十六條の定むるところに従ひ、身分登記をなすと同時に戸籍の記載をなし、若くは届書報告書の正本を管轄戸籍吏に送付すべきものとす

第二章 戸籍に關する書類

身分登記に因りて戸籍の記載をなすべき場合に於ては、身分登記簿を根據として戸籍の記載をなす

べきがゆゑに別に届書を要せず、従ひて戸籍に關する書類は就籍届、轉籍届及び除籍の三種あるのみ
第一、届書の要件。 届書は左の要件を備へざるべからず

(一) 届出事件 届出事件は即ち就籍、轉籍及び除籍にして、其如何なる條項なるべきやは第九百九十五條、第九百九十八條、第九百九十九條に定めたり、尤も其事項中事實の存せざるものは省略することを得べし

(二) 日附

(三) 届出人の族稱、職業、出生の年月日及び本籍地、若し本籍地外にあるときは其所在地をも併せて記せざるべからず

(四) 届出人の署名、捺印

届出は、書面のみならず正當の事由あるときは口頭を以ても届出づることを得べく、此場合には戸籍吏其陳述を筆記すべく、此書面には總て届書に關する規定を適用すべし

第二、届出人。 戸籍に關する届出は、戸主より之をなさるべからず、是れ其特色なり、戸主が無能力者なるときは法定代理人より届出づべく、此場合には第四十六條第二項の條項をも記載すべし
第三、届出の時期。 轉籍届には期間なし、其他の届出は十日内になさるべからず、若し之を忘れれば過料に處せらるゝなり

第四、届出の場所。 必ず本籍地になすべく、所在地に届出づるを得ず、是れ特色なり、又本籍地といへども轉籍は新本籍地に、就籍は新たに有すべき本籍地に、除籍は除去すべき本籍地になさるべからず

第五、届出人又は其法定代理人。 事故あるときは代理人を差出すことを得べし
届書の文字は、第二十九條に従ひ丁重に之を認め、且轉籍届に限り副本を添ふべきものとす

第二章 戸籍事務取扱

●第一節 届書受附の事

戸籍吏が届出を受けたるときは、先づ其届出が本法の規定に適合するや否やを検査するを要す、即ち届出が法定の要件を具備せるか、許可を得べき事件には其裁判の謄本を添付せるか等を調査すべし、且届書は本法其他法令の規定せる事項にあらざれば記載すべからざるがゆゑに、甚しき冗文あるも亦違法の届出なりとす、違法の届出は之を却下すべきなり

届出が適法なるときは、之を受理して届書に受附の番號及び年月日を記載し、直ちに戸籍の記載をなさるべからず

●第二節 記載の手續の事

●總提說明篇 第三回戸籍 第三章戸籍事務取扱 第一節届書受附の事 第二節記載の手 七五

第一、總説。 戸籍と身分登記とは、其性質を異にせるがゆゑに其記載方も亦一様ならず、今其重要なものを擧ぐれば

- (一)、身分登記簿は、届書其他書類を受理するを待ち、順次記入するものにして、純然たる帳簿の性質を有すれども、戸籍簿は一定の様式を定め記載しあるものに届出を受け、若くは身分登記をなす毎に加除訂正するものにして、一に表記の性質を有するものなり
- (二)、身分登記簿は、事件に依りて區別すれども、戸籍簿は家に依りて區別せり
- (三)、身分登記簿は、年度に因りて差別あれども、戸籍簿は表記の性質あるがゆゑに、一度編製すれば永久に之を使用すべきなり

右に述べたる如く戸籍は一戸毎に一本を作り、一定の様式に従ひ、數箇の欄を設けて之に記入をなすべきものなり、而して其管轄内の戸籍を集めて編綴せるもの、之を戸籍簿とす

戸籍に如何なる欄を設くべきやは、取扱手續に附屬せる様式を見るときは一見明瞭なり、而して此欄は第七十六條に定めたる事項を記載するに充分ならざるべからず、第七十六條は戸籍に記載すべき事項を列示したるものにして、戸籍を編製するに方りては毎戸の人員に付き同條列記の事項中其事柄の存在せるもののみを記載す、如何なる場合に於ても同條列記事項以外の事項をば記載することを要せざるなり(附録篇參看の事)

戸籍は既に表記の性質あり、若し從來戸籍なるもの存在せざりしならば、各戸に付き現在の情況に應じ新に編製せざるべからずといへども、幸にして我國には從來戸籍の編製あり、而して戸籍は永久的の性質あるがゆゑに一度調製するときは、故なく之を改製すべきものにあらず、然れども若し法律改正の結果、新舊戸籍が其様式を異にするときは之を改製せざるべからざるは亦必然の勢なり、今や本法の實施に應ずるため必要なる戸籍の様式は舊來のものに比して稍々變更あり、従ひて早晚之を改正せざるべからず、尤も本法は當分の内從來のものを續用することを許せり

斯くて全國一般のものに關する戸籍あり、然る後戸籍吏が届出を受け、又は身分登記をなしたるときは、其都度適當なる記載をなさざるべからず、而して戸籍の記載は或は新に戸籍を編製すべきことあり、或は戸籍の全部を抹消することあり、或は戸籍中に一人又は數人を加ふることあり、或は戸籍中より一人又は數人を除くことあり、或は單に記入をなすに止まることあり、尙項を分ちて細説すべしといへども、如何なる場合にも戸籍の記載をなすに缺くべからざる手續あり、即ち記載をなすに當りては畧字符合を用ゐず、字畫を明瞭にし、且文字の挿入、削除及び訂正は一定の方法に依るべしとの第二十九條の規定が準用せらるること及び記載をなす毎に文末に認印すべしとの第三十一條の準用せらるること即ち是なり、乞ふ進みて記載の手續を細説せん

●入籍の事。 茲に所謂入籍は、身分登記に於ける入籍と同義にあらず、身分登記に於ける入籍は、

寧ろ入家とも稱すべきものにして、或るものが戸主の承諾を得て其家に入るものなり、然るに之を入籍と名づけたるは、家と本籍とが異名同物なるより出でたるものにして、茲に入籍といふは此くの如き意にあらず、或るものを戸籍に入るべき總ての場合を包含したるものなり

入籍すべき者が一戸の全員なるときは、其事由を記して新たに戸籍を編製し、第七十六條列記の事項中、其存せるものに付き適當なる事項を記入す、然れども茲に戸籍を編製すといふは、本款の序説として一度戸籍を編製すれば永久に之を使用すべしといひしものと相扞格せず、是れ管内一般の戸籍に付て改製するの要なきことを述べたるのみ、箇々の戸籍に付ては固より新製し改製するの必要あるは言を須ひず、蓋し戸籍記載の一方に外ならざればなり

入籍すべきものが一戸内の一人又は數人なるときは、其入るべき戸籍の末尾に記入をなすべし、既に述べたる如く戸籍は第七十六條の事項を列記すべきものなれども、其之を記載するに當りては、戸内の人員を基礎とし、各人に就き適當の記載をなすべきものなり、而して此人員の配列は、先づ戸主を基點とし、第七十七條の規定に依り親疎、尊卑、長幼の別に従ひ、一定の規則に従ひて順次を定むるものとす、然れども一戸内に一人又は數人を入るべきときは、既に戸籍の編製あり、家族も亦既に記入せられあるがゆゑに、後に入るべきものは、前既にあるものより先順位なるべき場合あり、例へば戸主の妻は弟より先順位にあるべき筈なるも、妻が戸籍編製後に入籍するが如き場合に於ては、便

宜のため順次に拘はらず戸籍の末尾に記入し、敢て之を改製するに及ばず、唯後に至り戸籍を編製すべき事由の生ずるを待ちて修正せんことを期するものなり

●除籍の事。 除籍すべきものが一戸の全員なるときは、其事由を記して戸籍の全部を抹消し、之を戸籍簿より分離し、別に編綴して保存す、一戸の全員を除籍するは廢家及び絶家の場合に限るなり
除籍すべきものが一戸内の一人又は數人なるときは、事由を記して戸籍より其ものを除くべし

●轉籍の事。 茲に所謂轉籍とは、戸籍に關する届出中本籍地を移轉する届出と同義にあらずして、一層廣汎なる意義を有す、即ち戸籍吏が戸籍の記載をなすに當り、届出に基くと身分登記に基くとを問はず、或るもの、本籍が移轉する總ての場合を包含す、斯かる意味に轉籍なる文字を用うるの至當なるや否やは暫く措き、戸籍法にも斯かる意味に用ひたるどころなけれども、余は便宜の爲め之を轉籍と名づけたるなり

轉籍は一方に於て入籍あると同時に他方に於て必ず除籍あり、戸籍吏は此兩様の手續を履まざるべからず、而して其入籍除籍にも一戸の全員に係るものと、戸内の一人又は數人に係るものとあり、例へば廢家の登記と入籍の登記とをなしたるときは、戸籍吏は全戸の除籍として廢家の戸籍を抹消すると同時に一人又は數人の入籍として新に入るべき家の戸籍に記入をなすべきが如し、又例へば離籍の登記をなしたる場合に於ては、一人又は數人の除籍として被離籍者及び其妻子を戸籍より除く

と同時に全戸の入籍として新に戸籍を編製すべきが如し、其他は例示せざれども詳細は次款以下に説くところを見て知るべし、要するに轉籍あるときは一方に於て入籍の手續をなすと同時に他方に於て除籍の手續をなさざるべからず

入籍と同時に除籍をなすべき場合に於て、各本籍地が戸籍吏の管轄を異にせるときは、入籍をなしたる戸籍吏は其旨を他の戸籍吏に通知すべく、他の戸籍吏は通知を待ちて除籍の手續をなすべし

●單純記載の事。戸籍の記載をなすに當りては、前述入籍又は除籍の手續をなす外に、届書記載事項又は身分登記事項中第七十六條の列記に適するものを戸籍に記載せざるべからず、今假りに之を單純記載と名づく

單純記載は、入籍又は除籍と併發することあり、併發せざることあり、今婚姻登記を爲し、妻が乙家を出で甲家に入る場合に戸籍の記載をなすべきときあり、先づ甲家の戸籍の末尾に氏名を記すると同時に戸主何某の妻たること、其出生の年月日、父母の氏名及び續柄、家族となりたる原因(婚姻)年月日、乙家の原籍地、原籍戸主の氏名族稱及び戸主と入籍者との續柄を記するが如し、次に入籍除籍と併發せざるものは、例へば後見の登記の如し、登記事項中第七十六條第十號に該當するものを被後見人の戸籍に記載すれば則ち足る

單純記載をなすに當りては、届出事項又は登記事項と第七十六條列記の各事項とを比較し、届出事

項登記事項中第七十六條列記事項に該當する事項を戸籍に記載せざるべからず、然れども復籍拒絕には一の注意を要す、復籍拒絕の事項は第七十六條の事項に適するものなければなり、此場合には拒絕したるもの、戸籍に其要旨を記すべし、又管轄内に於ける轉籍届ありたるときは、戸籍中の本籍地の記載を變更すれば足る、終りに尙一の記載事項あり、身分に關する書類受附の年月日又は戸籍に關する届書受附の年月日は是なり、如何なる場合に於ても之を記載せざるべからず

第二、届出に基づく記載。

(一) 就籍届 就籍者が單身戸主なるとき、若くは戸主及び家族なるときは、新たに戸籍を編製すべく、單に家族なるときは、其戸籍に入籍せしむ

(二) 轉籍届 同一管内なるときは、本籍地を變更すれば足る、若し管轄を異にせるときは、新本籍地にては入籍をなし、舊本籍地にては除籍をなす、而して此場合には入籍をなしたる戸籍吏より通知をなすべきは、前款第三項に説きたるところの如し

(三) 除籍届 除籍すべきものが單身戸主若くは戸主及び家族なるときは、戸籍を抹消し、家族のみなるときは其ものを除籍す

第三、身分登記に基づく記載。

(一) 出生登記

- (イ)、嫡出子 嫡出子は父の籍に入る、入夫又は婿養子が離縁離婚に因り其家を去りたるときは、父の籍に入る、父母共に去りたるときは、其父母の籍に入る
- (ロ)、庶子 庶子は父の籍に入る、父家の戸主が同意せざる時は母の家に入る、母家の戸主も亦同意せざる時は、新に戸籍を編製す
- (ハ)、私生子 母の籍に入る、母家の戸主が同意せざる時は、新に戸籍を編製す
出生届には、生子の入るべき家を指定す、故に之を知ることかたからず、而して其入るべき家を指定せる場合に於て、生子が庶子又は私生子なるときは、戸主の連署又は同意書の添付あるを要す
- (ニ)、嫡出子否認登記 否認せられたる子は妻の私生子となるがゆゑに、夫家の戸主が同意せざる時は、新に戸籍を編製す、尤も同時に離婚ありて母が實家に復歸するとき、實家の戸主が同意すれば其籍に入る、母が離婚に因り一家を創立するときには子も亦其籍に入る
- (三)、私生子認知登記
- (イ)、父の認知 父の認知したるときは父の籍に入る、父家の戸主が同意せざる時は、母家の戸籍に單純記載をなす、母家の籍にあらざる時は、新に戸籍を編製す、若し既に一家を創立せるときは、廢家して入籍する迄子の籍に單純記載をなすを以て足る
- (ロ)、母の認知 此場合には母の籍に入る、母家の戸主が同意せざる時は、新に戸籍を編製す、

尤も既に一家を創立せるときは、子の籍に單純記載をなすを以て足る

認知に因り子が母家より父家に入るときは、一方に於て除籍を生ず、尤も私生子が母の法定の推定家督相續人たるときは、廢除をなされば父家に入らず

- 認知に因り國籍を取得するときは、如何なる場合に於ても除籍を生ぜず
- (四)、養子縁組登記 養子を養親の籍に入れ、實家又は前養家の籍より除く、尤も縁組に因り國籍を取得するときは、一方に除籍を生ぜず
- (五)、養子離縁登記 養家の籍より除きて實家の籍に入る、實家が廢絶し若くは既に復籍を拒絕せられたるときは、新に戸籍を編製す
- 縁組に因り國籍を取得したるものが離縁に因り國籍を喪失するときは、一方に入籍を生ぜず、國籍を喪失せざる時は、新に戸籍を編製す
- (六)、婚姻登記 妻を夫の籍に入れ、實家の籍より除く、入夫又は婿養子なるときは、妻の籍に入れ、夫の實家の籍より除く、家内婚姻なりしときは、單純記載をなせば則ち足る、婚姻に因り國籍を取得するときは、一方に除籍を生ぜず
- (七)、離婚登記 離婚せられたる夫又は妻を、婚家の籍より除きて實家の籍に入る、尤も實家の廢絶又は復籍拒絶のときは、新に戸籍を編製す、家内婚姻なりしときは、入籍及び除籍を生ぜず

婚姻に因りて國籍を取得したるものが、離婚に因りて之を喪失するときは、一方に入籍を生ぜず、之を喪失せざるときは新たに戸籍を編製す

- (八) 後見登記 被後見人の籍に單純記載を爲すべし
- (九) 隱居登記 隱居者の籍に單純記載をなせば則ち足る、尤も同時に家督相續のことあるべし
- (十) 失踪登記 失踪者を其籍より除く、尤も同時に家督相續又は絶家のことあるべし
- (十一) 死亡登記 死亡者を除籍す、尤も同時に家督相續若くは絶家のことあるべし、死亡者が一家の全員なるときは、絶家を届出づるものなきがゆゑに、絶家の登記を待つことなく、區裁判所の許可を得て戸籍を抹消すべし、一家全員の失踪の場合も亦同じ

(三) 家督相續登記 新戸主に基き、新たに戸籍を編製す、從來の家族と新戸主との間に親族關係なきときといへども、舊戸主の家族は當然新戸主の家族となる

戸籍は一戸に付き一本を作るものなるがゆゑに、一家を新立するときは、新たに之を編製し、廢家絶家あるときは之を抹消せざるべからざるのみならず、戸籍は各人に付き各一箇の欄を設け之に第七十六條の條項を記入するものにして、其配列順序は専ら戸主を基礎として定む、故に戸主の交代あるときは順序に變動を來さざるを得ず、從ひて家督相續の登記をなしたるときは新たに戸籍を編製せざるべからず、尤も胎兒が家督相續人なるときは、出生の登記又は新たにたる家督相續

の登記あるまで、戸籍を編製するを要せず

- (三) 推定家督相續人廢除登記 被廢除者の籍に單純記載をなすべし
- (四) 家督相續人指定の登記 被指定者の戸籍に單純記載をなすべし
- (五) 家督相續指定取消の登記をなしたるときは、其要旨を記載し、且前の記載を取消すべし
- (六) 入籍離籍及び復籍拒絶登記

(イ) 入籍 入籍者を其家の籍に入れ、他の家の籍より除く、尤も入籍者が戸主なるときは、同時に廢家のことあるべし

(ロ) 離籍 離籍せられたるものを除籍すると同時に離籍せられたるもの、及び其妻子に付き新たに戸籍を編製す

(ハ) 復籍拒絶 拒絶したるもの、戸籍に其要旨を記載すべし

(ニ) 廢家及び絶家登記 戸籍の全部を抹消すべし

(七) 分家及び廢絶家再興登記 新たに戸籍を編製すると同時に分家者再興者及び其家族が從來屬せし籍より除く、尤も再興者が戸主なるときは、同時に廢家のことあるべし

(六) 國籍得喪登記

(イ) 國籍取得 認知、養子縁組又は婚姻に因りて國籍を取得したるときは、前に述べたる手續にて

足る
歸化に因るときは、新たに戸籍を編製す、尤も國籍取得者の妻が簡易なる手續にて歸化したるときは、其籍に入る

國籍の回復あるときは、新たに戸籍を編製す、但婚姻に因り國籍を喪失したるものが、解消後回復したるときは、喪失前に屬し居たる籍に入る、其籍に入ることを得るときは、新たに戸籍を編製す

(ロ) 國籍喪失 國籍喪失者が一戸全員なるときは、戸籍全部を抹消し、一戸内の一人又は數人なるときは、其ものを除く

(九) 氏名及び族稱變更登記 戸籍は單純記載をなせば足る

(八) 身分登記變更の登記 戸籍簿に適當の記載をなすべし

(七) 身分登記取消の登記 身分登記取消の登記をなしたるときは、原登記に因りてなしたる戸籍の記載を取消すべし、若し原登記に因り新たに戸籍を編製したるときは、之を抹消し、又原登記に因り戸籍を抹消したるときは新たに之を作るべし、其他原登記に因り入籍又は除籍をなしたるときは、更に除籍又は入籍をなすが如く、總て原登記に因りてなしたる戸籍の記載を原狀に回復せざるべからず

●第三節 書類の處置の事

戸籍の記載を終結したるときは、戸籍に關する届書は編綴して各別冊とし之を保存すべきものとす、蓋し身分登記に關する書類には、第三十七條に規定あり、之を戸籍の記載に準用すべき規定なしといへども、當然なすべき處置なりと信ず

管轄外より本籍を轉ずる届書は、正副二本を要するものにして、新本籍地の戸籍吏は入籍をなしたる後、正本を止めて編綴す、副本の送付と同時に入籍の通知を受けたる原籍地の戸籍吏は、除籍の手續をなして副本を綴込むべし

●第四節 戸籍の閲覧又は謄本抄本の事

戸籍の閲覧又は謄本抄本を人民より請求するときは手数料を納むべく、官廳より請求するときは無手数料なり

第一、閲覧 閲覧を求めんとするものは請求書を差出し、之に手数料を添へ、又は印紙を貼付せざるべからず、手数料及び印紙額は十錢なり、而して印紙を以て納むるは、國庫が戸籍役場の經費を支辨する場合に限るは登記の閲覧に付し述べたる如し、謄本抄本の手数料も亦同じ
閲覧を請求するものあるときは、戸籍吏は戸籍簿申請書に指定せる部分を吏員の面前にて展覽せしむべし

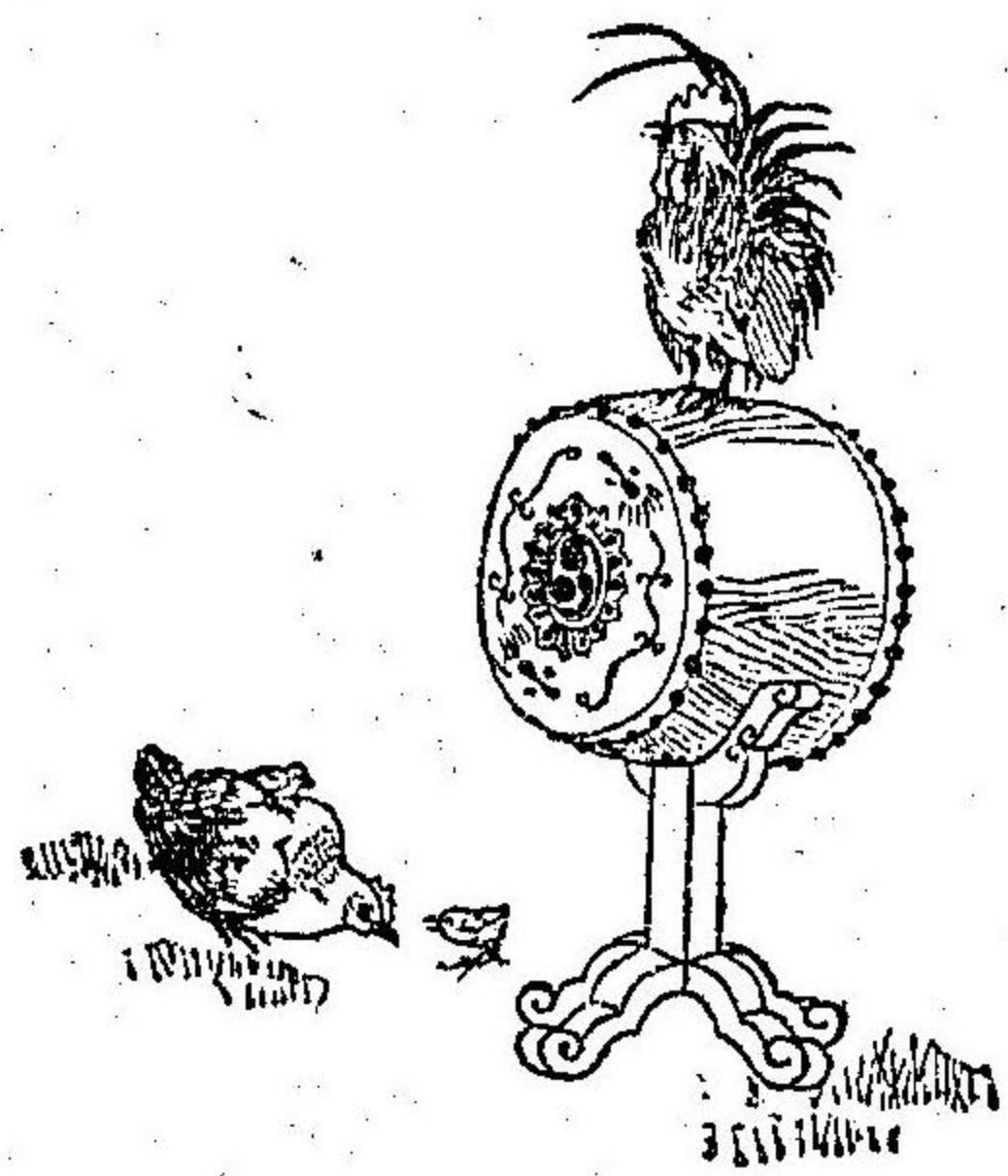
●總提說明書 第三回戸籍 第三章戸籍事務取扱 第四節戸籍の閲覧又は謄本抄本の事 八七
第五節届出受理の證明書の事

第二、謄本及び抄本 謄本又は抄本の下附を請求するものは、請求書を差出して金額又は印紙を添ゆへし、手数料は一枚十銭なり

謄本又は抄本の郵送料を封入するときは、請求書を郵送して之を求むることを得べし
請求書は別段の定めなきも、編綴し置くものなるべし、閱覽請求書も亦同じ

●第五節 届出受理の證明書の事

戸籍に關する届出をなしたるものは、戸籍吏に對し受理の證明書の下附を求むることを得べし、手数料は五錢にして、請求書に添付し、又は印紙を貼附すべし、此請求書も亦編綴し置くべきものとす



●逐條解釋篇

○前篇に於て事實上より問目を起し、總提して説明を與へたれば、讀者は既に戸籍法の大體を會得せられたるべしと信ず、サレバ本篇に於て逐條解釋を下すに方りては、成るべく繁を辟け、只其語辭の了解しがたき字句に就てのみ簡約なる説明を與へ、其疑を辯ずるに止め、一般註釋書の如く喩々贅言を連ねて詳密を銜ふの迂を去り、專はら力を應用上の指針に致さんと欲す、讀者宜しく前篇と對照參看すべし、庶幾くは一讀の下、其意義と其應用とを悟了するを得べけん歟

凡そ書式文例に關するものは、附錄例式篇に於て悉く之を示す、讀者更に之を參照せば、本篇の各條に於ける意義と應用とを會得するに於て一層明快を得べけん、要するに戸籍法は、他の諸法典と異なり、行文普通の文辭を用ゐ、讀みやすくして別に解しがたき字面を見ず、故に各條毎に必しも註解を加ふるの要なく、必要の條項に於て説明を與へ、且毎條其要領を提擧す、亦以て便覽に資するあらん歟、要は只其實際の應用上に着眼すべきのみ、本書編述の趣旨全く此の如し、讀者請ふ之を諒せよ

●戸籍法

●第一章 戸籍吏及ヒ戸籍役場

○本章は、戸籍吏及び戸籍役場には、従来の市區町村長及び市區町村役場を以て之に充つることを定め、次で戸籍吏の除斥、其職務上の過失、戸籍及び身分登記事務の監督等本法運用の國家機關たる戸籍吏に關する一般的規定をなしたり。本章に付ては前篇第一回の總提説明を參看すべし

第一條 戸籍及び身分登記ニ關スル事務ハ戸籍吏之ヲ管掌シ戸籍役場ニ於テ之ヲ取扱フ

○戸籍及び身分登記の事務。之を管掌する吏員を戸籍吏といひ、之を取扱ふ場所を戸籍役場といふ。管掌とは、事件を管轄し、職權を掌握するの意なり、然れども戸籍吏が必しも自身に手を下して之を取扱ふことを要するにあらず

第二條 市町村長ヲ以テ戸籍吏トス但區ヲ置キタル市ニ於テハ區長ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

○戸籍吏の事。市長、町村長及び區長を以て戸籍吏となす

第三條 戸籍吏又ハ之ト家ヲ同シクスル者ノ戸籍又ハ身分登記ニ關スル事件ニ付テハ市町村長又ハ區長ノ事務ヲ代理スヘキ者戸籍吏ノ職務ヲ行フ

戸籍吏又ハ之ト家ヲ同シクスル者ト前項ノ規定ニ依リ戸籍吏ノ職務ヲ行フヘキ者又ハ之ト家ヲ同シクスル者トノ戸籍又ハ身分登記ニ關スル事件ニ付テハ市ニ在リテハ市參事會員ノ一人、町村又ハ區ニ在リテハ他ノ吏員ノ上席者戸籍吏ノ職務ヲ行フ

○戸籍吏除斥の事。除斥とは、戸籍吏をして或事項に付き其當然の職務を行ふことを得せしめざるをいふ、戸籍吏自身、若くは戸籍吏と家と同じくする者に係る戸籍及び身分登記の事務に付ては、戸籍吏は職務上より除斥せられ、自身に之を取扱ふことを得せしめず、故に市町村長の家族

が妻を娶るとき、助役をして其身分登記及び戸籍の記載をなさしめ、區長が本籍を移すとき、若し如き、上席書記をして戸籍の記載をなさしむ、是れ第一項の規定するところなれども、若し助役の子が村長の養子となるが如き、戸籍吏及び之に代るべき吏員が共に除斥せらるべき事件に付ては、更に他のものをして之を取扱はしめざるべからず、第二項の規定是なり、然れども本條あるがため戸籍吏は毎には必ず自から事務を執らざるべからざるものと速了すべからず、戸籍吏は常に書記をして自己の名を以て執務せしむることを得べく、只除斥せられたる場合に於ては、自身に之をなし得ざるのみならず除斥せられたるもの、名を以て執務せしむることを得べからざるなり、此除斥の結果として之に關する登記又は戸籍に記載したる文の末尾に認印することをも得せしめず、且其登記簿又は戸籍簿の謄本抄本を下付することも其名を以てすることを得せしめざるなり

除斥の原因は、其事件が家と同じくするものに關するときに限る、而して家と同じくするものは、同一戸籍に身を置くの謂ひにして、同居するの謂ひにあらず、然れども必しも親族に限らず、

家を同じくするもの、間には、親族關係なきことありといへども、除斥の原因たるを妨げず、之と反對に縱令親族たりといへども家を同じくせざる以上は、除斥の原因とならざるなり

本條第一項は、戸籍吏一人の除斥せらるゝことを定め、第二項は戸籍吏及び之に代はるべき吏員が共に除斥せらるべき場合を定む、故に他の吏員の上席者は共に除斥せらるべき場合なしといはざるべからず、然るに例へば上席書記が村長の弟にして、之と家を同するときは、其ものが助役の女を娶るときは、村長助役は本條第二項に依りて除斥せらるれども、上席書記は本條の支配外にあるを以て、斯かる場合に於ても職務を執るの妨げとならず、是れ本法の欠點にあらざるか、市にありては市參事會員中の一人をして取扱はしむるがゆゑに差支なしといへども、町村にありては他の吏員の上席者をして取扱はしむるがゆゑに差支を生ず、何故に他の吏員一人とせずして上席者とせしや、是れ疑の存するところなり

第四條 戸籍役場ハ市役所又ハ町村役場ヲ以テ之ニ充ツ但區長ヲ以テ戸籍吏ニ充ツル場合ニ於テハ區役所ヲ以テ之ニ充ツ

○戸籍役場。市役所、町村役場及び區役所を以て戸籍役場とす

第五條 戸籍及び身分登記ニ關スル事務ハ戸籍役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ監督ス

戸籍及び身分登記ニ關スル事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

○戸籍及び登記事務の監督及び監督の方法

〔參照〕「裁構」第百三十四條 合議裁判所長區裁判所ノ判事若クハ監督判事、檢事總長、檢事正ハ司法大臣ノ由テ司法行政ノ職務ヲ行フノ官吏トス

第百三十五條 司法行政監督權ノ執行ハ左ノ規程ニ依ル

第一 司法大臣ハ各裁判所及ヒ各檢事局ヲ監督ス

第二 大審院長ハ大審院ヲ監督ス

第三 控訴院長ハ其控訴院及ヒ其管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス

第四 地方裁判長ハ其裁判所若クハ其支部及ヒ其管轄區域内ノ區裁判所ヲ監督ス

第五 區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ其裁判所々屬ノ書記及ヒ執達吏ヲ監督ス

第六 檢事總長ハ其檢事局及ヒ下級檢事局ヲ監督ス

第七 檢事長ハ其檢事局及ヒ其局ノ附置セラレタル控訴院管轄區域内ノ檢事局ヲ監督ス

第八 檢事正ハ其檢事局及ヒ其局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄區域内ノ檢事局ヲ監督ス

第百三十六條 前條ニ掲ケタル監督權ハ左ノ事項ヲ包含ス

第一 官吏不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付キ其注意ヲ促シ並ニ適當ニ其事務ヲ取扱フ事ヲ之ニ訓令スル事

第二 官吏ノ職務上ト否トニ拘ハラズ其地位ニ不相應ナル行狀ニ付之ニ諭告スル事

但此諭告ヲ爲ス前其官吏ヲシテ辨明ヲ爲ス事ヲ得セシムヘシ

第百三十八條 裁判所若クハ檢事局ノ官吏ニシテ適當ニ其職務ヲ行ハサル者又ハ其行狀其地位ニ不相應ナル者ニ付第百三十六條ヲ適用スル事能ハサルトキハ懲戒法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

●逐條解釋篇 第一章戸籍吏及ヒ戸籍役場

第三百二十九條 前數條ニ掲ケタル司法行政ノ職務及ヒ監督權ハ判事若クハ檢事其官吏タルノ資格又ハ其他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタル請求ニ付其請求ヲ満足セシムル爲メ之ヲ執行スルコトヲ得ス

第四百十條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル抗告殊ニ或ル事務ノ取扱方ニ對シ又ハ取扱ノ延滞若クハ拒絕ニ對スル抗告ハ此編ニ掲ケタル司法行政ノ職務及ヒ監督權ニ依リ之ヲ處分ス

第四百十一條 裁判所及ヒ檢事局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若クハ檢事ノ要求アル時ハ法律上ノ事項又ハ司法行政法ニ關スル事項ニ付意見ヲ述フ

第六條 戶籍吏カ其職務ノ執行ニ付キ届出人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ戶籍吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責ニ任ス

損害賠償の責任。其他の者とは、届出人以外のものを總稱すれども、實際は届出人、届出事件の本人又は其親族等に止るべし、故意とは、損害を加へんとする意思を以てなすをいひ、重大なる過失とは、害を加ふるの意思はなきも、些細の注意にて免かるべきに之を怠りて損害を生じたるをいふ

第二章 身分登記簿

○身分登記に關する戶籍吏の職務は、届書其他の書類を受理して一定の帳簿に登記をなすにあり、登記をなすの帳簿、之を身分登記簿といふ、本章は各種の身分登記簿編製の時期方法及ヒ保存期間、其

副本、謄本及び抄本に關する規定等を掲げたり。本章に付ては前篇第一回第二章第一節を參看すへし

第七條 身分登記簿ハ本籍人身分登記簿及ヒ非本籍人身分登記簿ノ二種トシ各正副二本ヲ備フ

各種ノ登記簿ハ第四章第二節乃至第二十一節ニ掲ケタル届出事件ノ區別ニ從ヒ各別冊ト爲ス但便宜ニ依リ之ヲ合綴スルコトヲ得

○身分登記簿。身分登記簿は、本籍人登記簿と、非本籍人登記簿との二種に分ち、更に之を事件の種類に従ひて小分す、事件の區別に依るものは便宜に依り二箇以上を合して一冊となすことを得、例へば本籍人婚姻登記簿と本籍人離婚登記簿とを合するが如し、然れども本籍人非本籍人に依る區別は之れを併合するを得ず、例へば本籍人養子縁組登記簿と、非本籍人養子縁組登記簿とを合するが如きは、之をなすを得ざるなり

第八條 身分登記簿ハ一年毎ニ之ヲ編製ス

第九條 戶籍吏ハ豫メ翌年ノ身分登記簿ト爲スヘキ帳簿ヲ作り監督官ノ契印ヲ請フコトヲ要ス

監督官カ帳簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ職印ヲ以テ毎葉ノ綴目ニ契印シ表紙ノ裏面ニ其枚數ヲ記シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シテ之ヲ戶籍吏ニ還付スルコトヲ要ス

第十條 身分登記簿ノ用紙カ不足ナルトキハ戸籍吏ハ更ニ帳簿ヲ作りテ契印ヲ請フコトヲ要ス

○身分登記簿の編製及び契印。身分登記簿は一年毎に編製するものにして、一〇年とは、曆年即ち一月より十二月までを指すなるべく、戸籍吏は翌年に用ふべき分を前年の内に作りて其準備をなすべし、而して登記簿の用紙は後に至りて増減するを許さず、實際不足を生じて増補の必要あるときは、第十條の規定に従ひて更之を作るを要し、何れの場合に於ても帳簿を作りたるときは監督官即ち管轄區裁判所に提出して其契印を請はざるべからず、監督官は必ず第九條第二項の手續をなすべきものなり、契印とは、割印をいひ、職印とは、職名を刻したる印をいふ

第十一條 身分登記簿ノ正本ハ永久ニ之ヲ戸籍役場ニ保存スルコトヲ要ス

登記ヲ終結シタル身分登記簿ノ副本ハ遲滞ナク之ヲ監督區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ニ納付スルコトヲ要ス

地方裁判所ハ其納付ヲ受ケタル身分登記簿ノ副本ヲ永久ニ保存スルコトヲ要ス

○身分登記簿の保存。登記簿は、人民の身分に關する法律關係を記入したるものにして、其存否に依り人民の權利に影響を及ぼすものにして甚だ大切なる帳簿なれば、永久に之を保存せしむ、若し火災等に罹りたるときは、第十四條に依りて再び調製せざるべからず。身分登記簿は正副二本を作るなり

第十二條 身分登記簿ハ事變ヲ避ケル爲メニスル場合ヲ除ク外之ヲ戸籍役場外ニ持出スコトヲ得ス

但登記ヲ終結シタル登記簿ニ付キ裁判所又ハ豫審判事ノ命令アリタルトキハ此限ニ在ラス

○身分登記簿保存の場所。身分登記簿は、常に戸籍役場に備置くものにして、事變を避くるがためか、又は裁判所の命令に依るにあらざれば、妄りに役場外に持出すことを得ず、事變とは、戦争、暴動、火災、洪水等をいふ、又裁判所の命令に依るとは、民事刑事事件の審理をなすがため必要なるとき、豫審廷及び公判廷に提出すべきことを命ぜられたるをいふなり

第十三條 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ身分登記簿ノ閲覧又ハ登記ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ戸籍吏之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス

手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ戸籍吏之ヲ送附スルコトヲ要ス

戸籍吏カ閲覧又ハ交付ノ請求ヲ許ササル場合ニ於テハ書面ヲ以テ其旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

○謄本、抄本、手数料及び閲覧、交付の事。謄本は、身分登記の全部を謄寫したるものにして、抄本は

其一部分を抜萃したるものなり、何れも人民の請求に因り下附するものにして、身分登記簿は公簿なるがゆゑに當事者外のものといへども閱覽又は謄本抄本の交付を請求し得べし、本條何人とも雖もなる文字は、明かに此意を示せり、然れども其請求書が如何なる部分の閱覽又は謄本抄本に係るか、手数料足らざるか若くは返送料不足する等のときは、其旨を請求者に告知すべし、即ち現に出頭するときは、請求書に附箋を施し、郵便を以て請求したるときは、通知書を發送して之を告知せざるべからず、原本は、登記簿其ものを指し、閱覽を許すのみ、而して本條の手數料は金拾錢なり

第十四條 身分登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタルトキハ司法大臣ハ其旨ヲ告示シ且身分登記簿ノ再製又ハ補充ニ付キ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ要ス

身分登記簿滅失の事。身分登記簿の全部が焼失流亡其他の事にて滅失したるときは、之を再製し、一部が滅失したるときは之を補完せざるべからず、此場合に於ては司法大臣は省令を以て、已になしたる登記に付ては一定の期間内に更に届出をなすべきことを命じ、今よりなすべき登記に付ては、一定の期間登記を停止するが如き必要なる命令を發することを得るなり

第二章 登記手續

○本章は、身分登記簿に登記をなすに當り、戸籍吏の遵守すべき大體の規則を定め、其詳細に至つては別に司法省令を以て定めらる、而して如何なる事項を記入すべきやに付き、各種の事件に通ずる定則として第二十二條第二十八條の規定あり、戸籍吏は同條に指示せられたる條項を登記すべきものにして、其書式も成るべく區々に涉らざるを要す、故に司法省は全國の取扱を一定せんがため細則を定め、之と同時に其書式をも領たれたり、附録篇を參看すべし

第十五條 身分登記ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

- 一 戸籍吏カ身分ニ關スル届出ヲ受ケ又ハ其届書ノ送付ヲ受ケタルトキ
- 二 戸籍吏カ身分ニ關スル報告ヲ受ケタルトキ
- 三 戸籍吏カ身分ニ關スル證書ノ謄本ヲ受ケ又ハ其謄本ノ送付ヲ受ケタルトキ
- 四 戸籍吏カ身分ニ關スル事項ヲ記載シタル航海日誌ノ謄本ノ送付ヲ受ケタルトキ
- 五 戸籍吏カ登記ノ取消又ハ變更ノ申請若クハ請求ヲ受ケタルトキ
- 六 戸籍吏カ登記ヲ爲スヘキ旨ノ裁判ヲ受ケタルトキ

○身分登記をなすべき場合。戸籍吏が届出を受けて登記を爲すは、最も普通なるものなれども、其他の書類を受けたるときも登記をなすべし、人民は如何なる事實の生ずるとき届出又は申請を

なすべきや、證書其他の書類は如何なる場合に戸籍吏の手に入るべきやは、之を次章第二節以下第二十一節迄に規定せり、而して本條は其大綱を示したるものにして、且戸籍吏が書類を受けたるのみならず、送付を受けたるときも登記をなすべしとせり、送付を受けたるときとは、蓋し第三十三條乃至第三十六條に依り送付を受けたるをいふ、人民が郵便を以て届書を送附するが如きは決して許すべきものにあらず。爰に一の附言すべきは、本條第一號の届書中に、口頭届出筆記を包含することは是れなり、戸籍吏が書面又は口頭を以て届出を受けたるときは勿論、他の戸籍吏より口頭届出筆記の正本又は副本を送附せられたるときも亦登記をなさざるべからず、航海日誌は、艦長又は船長が艦中又は船中に備へ置く帳簿にして航海中諸般の事を記載するものなり

本條各號の場合を舉示すれば、之に參看すべき條項實に左の如し

- 第一號 身分に関する届出を受くべき場合は、第四章第二節乃至第二十一節、身分に関する届書の送付を受くべき場合は、第三十三條一、二項、第三十四條、第三十五條
- 第二號 身分に関する報告を受くべき場合は、第二百二十九條、第三百一十一條、第三百二十二條、第三百六十六條但書
- 第三號 身分に関する證書の謄本を受くべき場合は、第六十條第二項、身分に関する證書の謄本の送付を受くべき場合は第六十一條
- 第四號 身分に関する事項を記載したる航海日誌の謄本の送付を受くべき場合は、第七十八條第二項、第三百十條第二項
- 第五號 登記取消の申請を受くべき場合は、第七十三條二項、第七十六條、第八十四條、第九十一條、第九十二條、第九十五條、第九十八條、第九十九條

百六條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百三十四條、第三百三十六條一、二項、第三百三十九條、第四百十三條、第四百五條、登記取消の請求を受くべき場合は、第六六條二項、第二百二十二條二項、登記變更の申請を受くべき場合は、第七十九條、第九十八條、第九十九條

第六號 登記をなすべき旨の裁判を受くべき場合は、第二十七條、第二百七條第一項

第十六條 前條ニ掲ケタル場合ト雖モ 届出、送附其他ノ手續カ本法ノ規定ニ依リタルモノニ非サレハ 登記ヲ爲スコトヲ得ス

○登記をなすことを得ざる場合。届出が、本法に定めたる要件を具備せざるか、或は記入すべからざる事項を記したるが如き、或は他の戸籍吏が正本を送附すべきに副本を送りたるが如き、又は報告すべき事件にあらざるに報告したるが如き、本法の規定に違背するものは登記をなすを要せず、又登記し得べきものにあらざるなり

第十七條 登記ハ法律ニ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得ス

○取消又は變更の事。登記の變更又は取消は、當事者は自由に申請することを得ず、必ず法律に特別の定めある場合ならざるべからず、登記の取消が如何なる場合に生ずるやは他の法律に就て知るの外なし、本法に於て規定するところは取消申請の手續に過ぎず、之れに反し登記の變更は如何なる場合に起るやは必ず本法に規定なかるべからず、第四章第二十一節是なり、之に依れば變更登記を申請せんとするものは、先づ裁判所の許可を受くるを要す

第十八條 戸籍吏カ届出報告其他登記ニ關スル書類ヲ受理シタルトキハ其書類ニ受附ノ番號及ヒ年月日ヲ記載シ遲滞ナク登記ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

○書類受理の手續。遲滞なくとは、必しも即時といふの意にあらざ、事件の堆積するときは、勢ひ遷延することあるべく、縦令事件少きも執務時間の將に終らんとするとき、若くは時間外に受付けたるもの、如きは、次の執務日に登記するも之を遲滞といふにあらざるなり、茲に次の執務日といひ、單に次の日といはざるは、日曜祭日等にて執務せざる日あるに因るなり

第十九條 登記ハ本籍人、非本籍人及ヒ登記ヲ爲スヘキ事件ノ區別ニ從ヒ相當ノ登記簿ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

○登記すべき登記簿及び其種類の事。第四章各節及び第七條參看

第二十條 被登記者ノ本籍カ届出其他ノ事由ニ因リ戸籍吏ノ管轄ニ歸シ又ハ管轄ヲ離ルル場合ニ於テハ本籍人身分登記簿ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

一個ノ登記ニシテ本籍人、非本籍人ニ關スルトキハ、同時ニ本籍人身分登記簿及ヒ非本籍人身分登記簿ニ登記ヲ爲シ各登記ノ欄外ニ交互參看ノ符號ヲ附記スルコトヲ要ス

○本籍が戸籍吏の管轄に歸し若くは離る、場合及び二種の登記簿に登記すべき場合。本籍人登記簿は、名の示すが如く其戸籍吏の管轄内に本籍を有するものも身分登記をなすものなるは、取て

説明を要せざれども、身分登記に依り被登記者が或る家より或る家に入る場合に新舊本籍が管轄を異にするときは、登記前には本籍人にあらざして登記後には本籍を失ふものなりといへども、之を本籍人登記簿に登記せざるべからず、出生、國籍取得若くは失踪、死亡、國籍喪失の如く本籍が單に移轉するに止まらず、絶對的に本籍を得又は喪ふ場合といへども亦同じ、之に反して非本籍人身分登記簿には、被登記者が其戸籍吏の管轄内に本籍を有せざるとき、及び本籍が分明ならざるときに登記するものとす、養子縁組若くは婚姻の如く被登記者が二人以上なるとき、本籍人と非本籍人とに係るときは、双方の登記簿に登記せざるべからず、身分登記に因り被登記者が或る家より或る家に入る場合に兩家の所在地が戸籍吏の管轄を異にするときは、双方の戸籍吏がなす身分登記は共に本籍人と非本籍人とに係るものなり、交互參看の符號とは、本籍人身分登記簿の欄外には、「非本籍人身分登記簿參看」と附記し、非本籍人身分登記簿の欄外には、「本籍人身分登記簿參看」と附記するをいふ

第二十一條 被登記者ノ本籍カ分明ナラサルトキハ非本籍人身分登記簿ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

○本籍不明者の登記の事。第二十六條參看

第二十二條 登記ニハ第四章ノ規定ニ依リ届出報告申請若クハ請求ヲ爲シ又ハ航海日誌ノ謄本ニ記載シタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

證書ノ謄本ニ依リテ爲ス登記ニハ其謄本ニ記載シタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
裁判ニ依リテ爲ス登記ニハ其裁判ヲ以テ命セラレタル登記事項ヲ記載スルコトヲ要ス

○登記簿に記載すべき事項の事。第四章の外尙第二十七條、第二十八條及び第六十條參看

第二十三條 登記ヲ爲スヘキ事實カ第四章第二節乃至第二十一節ニ掲ケタル届出事件ノ二個以上ニ
涉ルトキハ各別ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ各登記ニ付キ必要ナル事項ノミヲ記載シ各登記ノ欄外ニ交互參看ノ符號ヲ附記ス
ルコトヲ要ス

○登記をなすべき事實。例へば、外國人と日本人との間に婚姻、養子縁組又は離婚、離縁あるとき
は、之に依りて國籍の得喪を來すが如し、養子縁組は之に因りて縁組と婚姻とを生ず、然れど
も隠居、失踪、死亡と同時に家督相續あり、家督相續と同時に後見の開始あるが如く數個の事實が
時を同ふして起るものと本條の場合とを混同すべからず、斯かる場合は元來數個各別なる事實
なるがゆゑに届書數種を要し、縦令時を同ふするも合併して届出づるを許さず、何となれば届書
は事件の種類に従ひ編製すべきものなればなり、之れに反し本條の場合は一箇の事實なるがゆ
ゑに届書は一種に限れり、一種と云ひしは一過と混せざらしめんがためにして、本條の場合とい
へども第五十三條に依り數通を要することあるは明かなることなりとす

第二十四條 登記取消ノ登記ハ取消ノ申請又ハ請求ノ目的タル登記ノ欄外ニ之ヲ爲シ原登記ヲ抹消
スルコトヲ要ス

○登記取消の登記手續。申請とは、人民より求むる取消にして、請求とは、第六六條第二項に因り
檢事の求むる取消なり、申請又は取消の目的たる登記とは、即ち原登記をいひ、抹消とは、塗抹し
取消すをいひ、第十五條參看

第二十五條 登記變更ノ登記ハ其目的タル登記ノ欄外ニ之ヲ爲シ且其申請ノ基本タル裁判ノ趣旨ニ
從ヒテ原登記ヲ變更スルコトヲ要ス

○登記變更の登記。變更登記は、裁判所の許可を得べく、申請書には裁判の謄本を添付すべきがゆ
ゑに其許可の範圍内に於て原登記を變更せざるべからず、此場合には原登記中變更に係る事項
を抹消し、新たに記入をなすべきものなれども、此記入及び抹消は、變更登記當然の結果なるを
以て第二十九條第三項に従ひ欄外に字數を記載し、又は之れに認印することを要せず

第二十六條 本籍分明ナラサル者ノ登記ヲ爲シタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタル旨ノ届出又ハ報
告アリタルトキハ原登記ノ欄外ニ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

本籍分明ト爲リタル者カ本籍人ナリシトキハ前項ノ規定ニ依ラス更ニ本籍人身分登記簿ニ登記ヲ
爲シ其登記及ヒ前登記ノ欄外ニ交互參看ノ符號ヲ附記スルコトヲ要ス

前二項ノ登記ヲ爲シタル後其者ノ本籍ニ付キ更ニ届出又ハ報告アリタルトキハ届出又ハ報告アリタルコト及ヒ其年月日ヲ登記ノ欄外ニ記載スルヲ以テ足ル

○本籍不明者ノ分明となりたる場合。本條第一項は、後に分明となりたる本籍が他の戸籍吏の管轄に属する場合にして、第二項は本籍が自己の管轄に入る場合なり、第一項の場合には欄外登記をなすと同時に、第三十五條に依り本籍地の戸籍吏に書類を送附すべきは論を俟たず、然り而して本籍の報告に依り本條の手續をなしたる後本籍の届出あり、本籍の届出ありたる後本籍の報告ありたるときは、後の届出又は報告は欄外に登記せざるべからず(第二一條對照)

第二十七條 日本ノ国籍ヲ失ヒタル者カ国籍喪失ノ届出ヲ爲ササリシトキハ戸籍吏ハ戸籍役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ許可ヲ得テ国籍喪失ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

○国籍喪失の場合。身分に關する届出を正當時期になさざるものには過料を言渡して強行すれども、国籍喪失者が日本の版圖を去りたる後は、国籍法は其ものゝ上に及ばざるがゆゑに之に過料を言渡すを得ず、然れども身分登記をなして戸籍を抹消せざるべからざるがゆゑに、斯かる場合は戸籍吏をして區裁判所の許可を受けたる上国籍喪失の登記をなさしむるものなり(国籍法案及び第一六〇條第一六一條對照)

第二十八條 登記ニハ第二十二條ニ規定シタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 届出又ハ申請ノ受附ノ年月日但他ノ戸籍吏又ハ管廳ヨリ届書ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テハ發送者ノ官職氏名及ヒ發送ノ年月日ヲ併記スルコトヲ要ス
- 二 報告又ハ請求ノ發送及ヒ受附ノ年月日並ニ報告者又ハ請求者ノ官職氏名
- 三 證書又ハ航海日誌ノ謄本ノ發送及ヒ受附ノ年月日並ニ證書又ハ航海日誌ノ作製者及ヒ謄本發送者ノ官職氏名
- 四 登記ヲ命シタル裁判ノ年月日及ヒ裁判所ノ名

○登記に記載すべき事項。第二十二條の補則ともいふべきなり、尙第十五條參看

第二十九條 登記ヲ爲スニハ罫字又ハ符號ヲ用ヒス字畫明瞭ナルコトヲ要ス

年月日時及ヒ年齢ヲ記スル數字ニハ一二三ノ字ヲ用ヒスシテ壹貳參拾ノ字ヲ用ユルコトヲ要ス」文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其數字ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ戸籍吏之ニ認印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ明カニ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス

○記載の方法、數字の事及び訂正挿入削除の事。本條に指定したる數字は、年月日時及び年齢に限り之を用ふる義なれども其他の事項に付ても之を用ふるは妨げなし、加之ならず他の事項に付ても之を用ひ常に習熟するにあらざれば年月日時及び年齢を記するに當りても此數字を用ゆべ

きことを忘るゝの恐あり、而して登記簿に記載したる文字は之を改竄し訂正挿入又は削除する
には欄外に其旨を記載し、又は戸籍吏認印をなすにあらざれば之を改むるを得ず、貼紙をなすが
如きは決して許すへきにあらざるなり、後日判かるゝの虞あればなり、改竄とは、文字を書き直
すをいひ、挿入とは文字と文字の間に文字を書入るゝをいふ

第三十條 登記ハ特別ノ規定アル場合ヲ除ク外日次ヲ逐ヒ事件受附ノ順序ニ從ヒテ之ヲ爲シ一事件
毎ニ番號ヲ附シ用紙ニ空行ヲ存セス前後ノ登記ヲ接續セシムルコトヲ要ス

第三十一條 戸籍吏ハ登記ヲ爲シタル毎ニ其文末ニ認印スルコトヲ要ス

○登記ノ手續順序。他日疑惑を生ずるの憂なからしめんがため、右二條の手續を要す

第三十二條 欄外登記ヲ爲スヘキ場合ニ於テ用紙餘白ナキトキハ掛紙ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得此
場合ニ於テハ戸籍吏ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

○欄外登記の方法。餘白なきとは、最早記載すべき餘地なきをいふ、此場合に掛紙を以て用紙に充
て得べきは、只欄外登記に限る、掛紙とは附箋なり、本登記の用紙不足に付ては、第十條に依り更
に帳簿を作らさるべからず

第三十三條 被登記者ノ本籍カ届出ニ因リテ戸籍吏ノ管轄ヨリ他ノ戸籍吏ノ管轄ニ轉屬スル場合ニ
於テハ戸籍吏ハ登記ヲ爲シタル後遲滞ナク届書ノ正本ヲ新管轄ノ戸籍吏ニ送附スルコトヲ要ス

被登記者ノ本籍カ他ノ戸籍吏ノ管轄ヨリ戸籍吏ノ管轄ニ轉屬スル場合ニ於テハ戸籍吏ハ登記ヲ爲
シタル後遲滞ナク届書ノ副本ヲ舊管轄ノ戸籍吏ニ送附スルコトヲ要ス

○本籍管轄轉屬の場合。身分登記に依り、或る人が一の家より他の家に入る場合に於て、家と家と
が戸籍吏の管轄を異にするときは、届出を受けたる戸籍吏は、届書を送りて他の戸籍吏をして身
分登記及び戸籍の記載をなさしめざるべからず、而して被登記者が通知をなす戸籍吏の管轄を
離るゝときは、書類の副本を送るべきなり、例へば私生子認知に依り子が父の家に入るべき場合
に於て、父が甲町に籍を有し、子が乙村に籍を有したるとき、乙村長が認知の届書を受せば身
分登記をなしたる後、届書の正本を甲町長に送り、甲町長が届出を受けたるときは、登記をなし
たる後副本を乙村長に送るべきが如し、然るに認知の届出は父よりなすべきがゆゑに甲町長常
に届書を受すべきが如しといへども、子が乙村にあるがため所在地として乙村長に届出づる
場合なしとせず、嫡出子否認、養子縁組、離縁婚姻及び離婚の場合に於ても亦同様に取扱ふべき
なり

第三十四條 被登記者ノ本籍カ届出ヲ受ケタル戸籍吏ノ管轄以外ニ於テ一ノ戸籍吏ノ管轄ヨリ他ノ
戸籍吏ノ管轄ニ轉屬スル場合ニ於テハ其届出ヲ受ケタル戸籍吏ハ登記ヲ爲シタル後遲滞ナク届書
ノ正本ヲ新管轄ノ戸籍吏ニ送附シ其副本ノ一通ヲ舊管轄ノ戸籍吏ニ送附スルコトヲ要ス

○本籍の他管轄より他管轄に轉屬する場合。前條の場合に於て、父が丙市にあるため丙市長に届出でたるときは、丙市長は身分登記をなすと同時に副本一通を留め、正本一通を甲町長に、副本一通を乙町長に送附せざるべからず

第三十五條 前二條ノ場合ヲ除ク外被登記者ノ本籍カ戸籍吏ノ管轄ニ屬セサルトキハ戸籍吏ハ登記ヲ爲シタル後遲滞ナク届書ノ正本ヲ管轄戸籍吏ニ送附スルコトヲ要ス

○非本籍人の登記。前二條は、家と家とが戸籍吏の管轄を異にする場合なれども、若し同一管轄内に於て籍を轉すべき場合に於て、他の戸籍吏が届出を受けたるときは、正本を管轄戸籍吏に送附せざるべからず、出生死亡其他本籍の轉せざる事件の届出を本籍地の戸籍吏が受理したる場合も亦同じ、然れども本籍を轉せざる事件又は同一管轄内に於て本籍を轉すべき事件の届出を本籍地の戸籍吏が受理したるときは、届書送附の手續を要せざるや論を俟たず

第三十六條 第三十三條及ヒ第三十四條ノ規定ハ届出以外ノ事由ニ因リ被登記者ノ本籍カ移轉スル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ戸籍吏ハ其受附タル書面ノ謄本ヲ作り其謄本ヲ以テ届書ノ副本ニ代フルコトヲ要ス届書以外ノ事由ニ因リ登記ヲ爲シタル場合ニ於テ被登記者ノ本籍カ戸籍吏ノ管轄ニ屬セサルトキ亦同シ

○届出以外の事由に因る登記。前三條の規定は専ら届書に着眼して規定をなしたりしが口頭届出の場合には第五十五條の結果として當然之に従はざるべからずといへども、證書の謄本其他第十五條第二號以下各號の書類に基き登記をなしたるときも亦之に従はざるべからず、本條即ち之を規定せり、而して届書の副本は第五十三條に依り届出人より提出すれども、其他の書類の副本は戸籍吏に於て之を作製せざるべからず

第三十七條 登記ヲ爲シタルトキハ届書其他登記ニ關シテ受附ケタル書類ニ登記ノ番號及ヒ年月日ヲ記載シ登記簿ノ區別ニ從ヒ各別ニ之ヲ編綴シ且之ニ目錄ヲ附スルコトヲ要ス

○登記書類整理の事。第十五條參看

第三十八條 前條ノ書類ハ一个月毎ニ遲滞ナク之ヲ監督區裁判所ニ送附シ監督區裁判所ハ之ヲ保存スルコトヲ要ス

書類ヲ保存スヘキ期間ハ司法大臣之ヲ定ム

○登記書類保存の事。第十一條參看

第三十九條 戸籍吏ハ登記ヲ爲シタル毎ニ登記ヲ爲スト同一ノ手續ニ依リ遲滞ナク其全文ヲ登記簿ノ副本ニ謄寫スルコトヲ要ス

登記簿ノ副本ヲ地方裁判所ニ送付シタル後欄外登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ戸籍吏ハ遲滞ナク其

登記ノ謄本ヲ作り職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺シ之ヲ地方裁判所ニ送附スルコトヲ要ス

地方裁判所長ハ前項ノ規定ニ依リ送附ヲ受ケタル登記ノ謄本ヲ登記簿ノ副本中相當登記ノ欄外ニ貼付シ職印ヲ以テ謄本ト本紙トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

○登記簿副本の作製欄外登記及び抹消變更の事。第二十四條乃至第二十六條に依る欄外登記をなすべき事由が同年度内に起りたるときは、正本に登記すると同時に副本にも登記し得べしといへども、年度を異にして起りたるときは、已に送附したる副本に登記することを得ざるがゆゑに本條の手續をなさざるべからず、否らざれば登記簿の正本と副本と符合せざるに至るべし、然り而して欄外登記の原因たる申請報告及び届出は原登記をなしたる戸籍吏になすべきものにして、原登記が本籍地外に於てなされたるものなりしときは、其戸籍吏は登記をなしたる後、第三十六條に従ひ書面を管轄戸籍吏に送ると同時に謄本を地方裁判所に送るべく、管轄戸籍吏も亦謄本を送らざるべからず

第四十條 登記ヲ爲シタル後其登記ニ付キ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ戸籍吏ハ遲滞ナク之ヲ届出人又ハ登記事件ノ本人ニ通知スルコトヲ要ス

○登記の錯誤遺漏通知の事。是れ本人をして變更登記をなすの必要あることを知らしむるがための手續なり

第四十一條 戸籍吏ハ毎年未ニ於テ最終登記ノ次行ニ終結ノ旨ヲ記載シ職氏名ヲ署シ職印ヲ押捺スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ最終登記ヲ爲ス前登記簿ヲ用ヒ盡シタル場合ニ之ヲ準用ス

○登記簿終結の手續。登記簿は一年毎に作製すべきものにして、本年度の登記簿は、本年度最終の登記をなせば、欄外登記の外後日登記をなすべからざるものなるがゆゑに終結の旨を記し、登記簿を締め切らざるべからず、年度の中途にて用紙不足を告げ、新たなる登記簿に記入を始むる場合に於ても亦同一手續にて前登記簿の終結をなすべきものとす

第四章 身分ニ關スル届出

○戸籍吏が、身分登記をなすには、届書其他の書類を要するは第十五條の定むるところなるが、本章は之に應じて届出は如何なる要件を具し、如何なる時期に如何なる人より如何なる場處になすべきやを定むるを目的とし、第一節には總ての届出に適用せらるべき通則を定め、第二節以下には各種の届出に特別なる規定を掲ぐ、而して本章題するに届出なる文字を以てすといへども、各條に就て見れば身分に付ての證書に關するものあり、報告に關するものあり、航海日誌の謄本に關するものあり、此等の書類に記載すべき要件に付ては別に明文なしといへども、同種の届書と同一の要件を掲ぐべ

きものと信ず。本章に付ては前篇第二回を参看すべし

第一節 通則

第四十二條 身分ニ關スル届出ハ其届出人ノ本籍地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但其届出人カ本籍地外ニ在ル場合ニ於テハ其所在地ノ戸籍吏ニ届出ヲ爲スコトヲ得

届出人カ本籍ヲ有セサルトキハ其届出ニ關シテハ所在地ヲ以テ本籍地ト看做ス

○身分に關する届出。身分登記は、本籍地に於てなすべきものなれども、此規則を強行するときは人民をして不便を感じしむるがゆゑに、其所在地に届出をなさしむ、然れども或る事件に付ては本籍地にのみ届出でしめ、或は特別な届出地を定むることあり、此等は各別の規定を設くるがゆゑに之に依て知ることを得べし、而して特別の規定なきものは總て本條に依るべきものとす

第四十三條 届出ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス但正當ノ事由アルトキハ届出人ハ戸籍吏ニ其理由ヲ陳述シ口頭ニテ届出ヲ爲スコトヲ得

○書面届出及び口頭届出。口頭を以て届出をなすは止みがたき事情のため人民の便宜を圖りて設けたる制度なれども、濫りに口頭を以て届出をなさんとするに當り、戸籍吏之を拒むことを得ざらんには、本來の届出方法たる書面届出は跡を絶つに至り、戸籍吏は煩に堪へざるべきを以て、

之を制限して正當の事由あるときに限ること、せり、而して如何なる場合が正當の事由なるかは、戸籍吏が之を判断すべきものとす

第四十四條 届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

- 一 届出事件
- 二 届出ノ年月日
- 三 届出人ノ族稱職業、出生ノ年月日及ヒ本籍地

○書面に記載すべき事項。本條は一般届書の要件を規定する通則にして、各種の届書は此外尙特別の事項を記載することを要す、而して第一號に記載する届出事件とは、第二節以下に規定するものにして、事件の種類に従ひ同じからず、例へば出生届に於ける第六十八條の如し

第四十五條 届出人ト届出事件ノ本人ト異ナルトキハ届書ニ其間ノ續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

届出人カ家族ナルトキハ届書ニ戸主ノ氏名及ヒ届出人ト戸主ノ續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

○別人よりの届出及び家族よりの届出に付ての手續。例へば出生届には第六十八條の要件の外、子と届出人たる父との續柄を記載せざるべからず、嫡出子否認私生子認知、失踪及び死亡の届出も亦然りとす、然れども第七十一條第三項以下に定めたる戸主同居者等よりなす出生届に付ては、斯かる續柄の記すべきものなし、本條は敢て之を強ゆるの意にあらざりして、通常の場合と同

じく父又は母と子どもの續柄を記載せしむべきものと信ず、第二百二十六條に依り同居者地主等となす届出に付ても亦同じ、蓋し出生届は父又は母より、死亡届は戸主又は家督相續人よりなすを本然とす、本條第一項も亦是等のものと本人との續柄を知らんとするに外ならざるなり、同居者等と本人との續柄との如きは、全く無用なりといはざるべからず

本人よりなすものと、本人外よりなすものとを問はず、届出人が家族なるときは戸主の氏名及び其續柄を記載すべし

第四十六條 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ以テ届出義務者トス

前項ノ場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 届出ヲ爲スヘキ者ノ氏名、族稱、出生ノ年月日及ヒ本籍地
- 二 無能力ノ原因

三 届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人タルコト

○法定代理人の届出及び其記載すべき事項。本條と前條とは、何等の關係なきものにして、未成年者が出生其他の届出をなすときは、親權を行ふもの又は後見人と届出事件の本人との續柄を要せず、例へば嫡出子出生届は、父よりなすべきも、父が未成年なるため本條に依り生見の祖父より届出をなすときの如き、届書には生見が何某の何男なることを示せば足り、自己の孫なることを記するを要せざるなり(未成年者、禁治産者、親權を行ふ者、後見人に付ては、民法第三條、第七條、第八百七十七條及び第四編第六章參看の事)

〔參照〕「民」 第八百四十三條(法文、親族法正解參看の事)

第四十七條 前條ノ規定ハ無能力者カ其法定代理人ノ同意ヲ得スシテ爲スコトヲ得ヘキ行爲ノ届出ニハ之ヲ適用セス

禁治産者カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ届出人カ届出事件ノ性質及ヒ效果ヲ理會スルニ足ルヘキ能力ヲ有スル者ナルコトヲ證スヘキ醫師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス

○無能力者本人の届出及び其要件。無能力者とは、未成年者及び禁治産者をいふ、無能力者が法律行爲をなすには法定代理人の同意を要すれども、或る行爲には之を要せざることあり、而して無能力者が法定代理人の同意を要せざる事件は、私生子認知、養子縁組及び離縁、婚姻及び離婚等なり、蓋し身分に關する法律行爲には、法定代理人をして干渉せしむべからず、從ひて斯かる場合には本人自身をして届出をなさしむるを要す、唯滿十五年に滿たざる養子の縁組及び離婚は、第八十六條の結果として前條の規定に依るべきものとす(法定代理人とは、未成年者に付ては親權を行ふもの、禁治産者、親權を行ふものなき未成年者に付ては後見人をいふ)

禁治産者が自からなし得べき行為といへども、心神喪失の状況にある間になしたるものは、法律行為の要素たる意思を缺如せるがため取消を待たずして無効となるがゆゑに、本條第二項は診斷書を以て行為の性質及び効果を理會するに足るべきものなることを證明せしむ、然り而して禁治産者は已に心神喪失の常況にありとして裁判所の宣告を受けたるものなりといへども、或る精神病は時々本心に復することあり、縦令間斷なく繼續すべき喪心者といへども、本心回復後未だ禁治産取消の宣告を受けざる前に於て身分に關する行為をなしたるときは、其行為は之を有効とす、是れ診斷書を添付して行為の當時本心なりしことを證明せしむる所以なり

〔参照〕「民」 第七百五十六條、第七百七十四條、第八百二十八條(法文、親族法正解參看の事)

第四十八條 證人ヲ要スル事件ノ届出ニ付テハ、證人ハ、届書ニ其證人タルコト、出生ノ年月日、職業及本籍地ヲ記載シテ署名捺印スルコトヲ要ス

○證人を要する事件の届出。婚姻の事、離婚の事、縁組の事、離縁の事等はなり

〔参照〕「民」 第七百七十五條、第八百十條、第八百四十七條、第八百四十八條、第八百六十四條、尙第七百四十四條、第七百四十五條(法文親族法正解參看の事)

第四十九條 届出人、届出事件ノ本人又ハ、届出ノ證人カ本籍地外ニ在ルトキハ、届書ニ其所在地ヲ記載スルコトヲ要ス

○本籍地外にありての届書要件。從來原籍地と寄留地とを併記するの慣例あり、本法も亦之に依り、而して其本籍地に届出をなすと所在地に届出をなすとに區別なく、本籍地及び所在地を併記せざるべからず

第五十條 本法ノ規定ニ依リ届書ニ記載スヘキ事項中其事實ノ存セサルモノ又ハ知レサルモノアルトキハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス但戸籍吏ハ各届出事件ニ付キ特ニ重要ト認ムル事項ヲ記載セサル届書ヲ受理スルコトヲ得ス

○届書記載事項に關する注意。届出をなすべき事項は、本章二十一節中に規定しありて之を記載せざるべからずといへども、其事項中或は事實の全く存せざることもあり、或は事實は存するも、届出人の其實を知らざることもあるべし、例へば職業に付ては職業なき人もあるべく、又出生の年月日を知り得ざるものもあるべし、此等のことに付ては其旨を記載せざるべからず、特に重要と認むる事項とは、届出の主たる事項にして、事件の本質に欠くべからざる重要なものを云ふなり

第五十一條 届書ニハ本法其他ノ法令ニ定メタル事項ニ非サレハ之ヲ記載スルコトヲ得ス

○届書に記載し得ざる事項。届書は簡明にして正確なるを要す、故に前條に於て重要な事項を欠くものは受理するを得ざらしめ、本條に於ては、不必要の事項の記載を禁したるなり

第五十二條 第二十九條ノ規定ハ届書ノ記載ニ之ヲ準用ス

○記載の方法、数字及び訂正挿入削除の事。第二十九條の説明を参照すべし

第五十三條 本籍地ノ戸籍吏ノ管轄地外ニ於テ届出ヲ爲ストキハ届書ハ正副二本ヲ作ルコトヲ要ス
届出ニ因リ一人又ハ數人ノ本籍カ一ノ家ヨリ他ノ家ニ移轉スル場合ニ於テ兩家ノ本籍地カ戸籍吏ノ管轄ヲ異ニスルトキハ届書ハ正副二本ヲ作り届出地ト兩家ノ本籍地トカ各戸籍吏ノ管轄ヲ異ニスルトキハ正本一通副本二通ヲ作ルコトヲ要ス

○正副作製を要する届書。本條第一項は第三十五條と照應し、第二項前段は第三十三條と、其後段は第三十四條と照應す、該諸條の説明を對照參看すべし

第五十四條 口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人ハ戸籍吏ノ面前ニ出頭シ其届出事件ヲ陳述シ戸籍吏ハ直チニ其口述並ニ届出ノ年月日、届出人ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地ヲ筆記シ之ヲ届出人ニ讀聞カセ且届出人ヲシテ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

○口頭届出の事。口頭を以て届出をなす場合には、届書に關する必要なる總ての事項を陳述し、戸籍吏之を筆記し、届出人をして之に署名捺印せしむるなり

第五十五條 前條ノ規定ニ依リテ戸籍吏カ作ルヘキ書面ニハ届書ニ關スル規定ヲ準用ス

○口頭届出に付て戸籍吏の依るべき規定。準用すべき法條は、第四十四條より第五十二條に至る

各條なれば就て見るべし、届出人は本人又は代人を以て戸籍役場に出頭し、陳述をなさるべからず、證人に付ても亦同じ、而して口頭届出の場合に副本を要するときは、戸籍吏自から之を作らるべし

第五十六條 第四十三條第五十四條及ヒ前條ノ規定ハ届出事件ニ關スル同意、承諾又ハ承認ノ證明ニ之ヲ準用ス

○同意、承諾、承認の證明の事。婚姻、縁組、離婚、離縁に關する父母及び戸主の同意、胎内の子又は成年の子を認知するに付て母又は子の承諾、隠居に關する推定家督相續人の承認の如きは、口頭を以てし得べし、此場合に於ては戸籍吏は其旨を筆記し署名捺印せざるべからず、尤も口頭届出をなす場合にあらざれば、斯かることを生ぜざるべしといへども、同意者、承諾者及び承認者は本人又は代人を以て戸籍吏の面前に出頭せしめざるべからず、若し之を不便とせば、別に書面を作りて届出人に渡すを可とす

第五十七條 本法ニ別段ノ規定アル場合ノ外法令ノ規定ニ依リ届出事件ニ付キ官廳ノ許可ヲ要スルトキハ届出人ハ届書ニ許可書ノ謄本ヲ添フルコトヲ要ス

○官廳の許可を要する届出事件。是れ、軍人軍屬の婚姻に付ての長官の許可(陸軍々人結婚條例第二條第三條、海軍々人結婚條例第一條)華族の身分に付ての勅許(華族令第九條)等をいふ

第五十八條 届出人カ疾病其他ノ事故ニ因リ自ラ戸籍吏ノ面前ニ出頭スルコト能ハサルトキハ代理人ヲ差出スコトヲ得

○代理人に依る届出。身分登記は重要なものなるがゆゑに成るべく本人をして出頭せしめざるべからず、徒らに届書に依據して登記をなすときは、往々弊害の之に伴ふことあるべければなり、然れども疾病其他の事故あるものにも自身出頭を命ずるは不能を責むるものなるを以て、法律は代人の出頭を許し、而して代人を出頭せしむるときは必ず委任状を交付すべきものとす

第五十九條 外國ニ在ル日本人ハ本法ノ規定ニ從ヒ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ届出ヲ爲スコトヲ得

○在外日本人の届出。外國にあるときは、戸籍役場に出頭して届出をなさしめがたきがゆゑに本條の例外を設けたるなり

第六十條 外國ニ在ル日本人カ其國ノ法式ニ從ヒ届出事件ニ關スル證書ヲ作ラシメタルトキハ三ヶ月内ニ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ其證書ノ謄本ヲ差出スコトヲ要ス
日本ノ公使又ハ領事カ其國ニ駐在セサルトキハ本人歸國ノ後一个月内ニ本籍地ノ戸籍吏ニ證書ノ謄本ヲ差出スコトヲ要ス

○外國の法式に從ひ作りたる證書に付ての手續。外國に於て日本人と外國人と婚姻をなすとき、其國の法式に因り證書の作製を要するときは、日本人といへども之に從はざるべからず、此場合に作製したる證書は、其謄本を公使又は領事に差出さるべからず、而して別に届出を要せざるは、已に外國の法式に從ふに於ては最早日本の方式にて届出をなさしむるの必要なければなり、若し又其地に公使領事なきときは、日本へ歸國の後一ヶ月内に戸籍吏に其證書の謄本を差出すべし、其歸國せざる間は差出を要せざるなり

第六十一條 前二條ノ規定ニ依リテ公使又ハ領事カ受取リタル届書又ハ證書ノ謄本ハ其公使又ハ領事ヨリ三ヶ月内ニ之ヲ外務大臣ニ發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本人ノ本籍地ノ戸籍吏ニ發送スルコトヲ要ス

○公使領事の受取りたる書面の處置。

第六十二條 本法ニ定メタル届出期間ハ届出事件ノ發生シタル日ヨリ之ヲ起算ス
裁判確定ノ日ヨリ期間ヲ起算スヘキ場合ニ於テ届出義務者カ裁判ノ送達又ハ交付ヲ受クル前裁判カ確定シタルトキハ其送達又ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算ス

○届出期間の計算。通常の期間計算法は、初日を算入せざれども(民一四〇條)本法は初日も算入すべきことにせり、而して期間が日數なるときは疑なければども、家督相續の届出の如く月數なるときは疑を生ず、民法第四百一十一條は此疑問を解き、例へば七月十八日に事件が發生し、裁判

が確定し、又は其送達交付を受けたる時、期間が一ヶ月なるときは、八月十七日を以て満了すべしとせり、其他推して知るべし、然れども期間の末日が休日なるときは其次の日を以て末日とす(民一四二條)

〔参照〕「民」 第四百十條 期間ヲ定ムルニ日週月又ハ年ヲ以テシタルトキハ期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但其期間カ午前零時ヨリ始マルトキハ此限ニ在ラス

「民訴」 第二百三十八條 各當事者ハ判決ノ送達アラント申立ツルコトヲ得其申立アリタルトキハ判決ノ正本ヲ送達スヘシ

「入訴」 第十五條 婚姻ノ無效若クハ取消又ハ離婚ヲ言渡シタル判決ハ職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達スヘシ

第三十八條 本章ニ掲ケタル訴ニ付キ原告ノ申立ニ相當スル言渡ヲ爲シタル判決ハ職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達スヘシ

第五十一條 禁治産ノ申立ヲ却下シタル決定ハ職權ヲ以テ之ヲ申立人及ヒ檢事ニ送達スヘシ

禁治産ヲ宣告シタル決定ハ職權ヲ以テ申立人、檢事及ヒ禁治産者ノ法定代理人又ハ法律ニ依リ後見人ト爲ルヘキ者ニ之ヲ送達スヘシ

第六十二條 禁治産ノ宣告ヲ取消シタル判決ハ職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達スヘシ

前項ノ判決カ確定シタルトキハ第一審ノ受訴裁判所ハ之ヲ公告スヘシ

第六十五條 禁治産ノ取消ノ申立ヲ却下シタル決定ハ職權ヲ以テ之ヲ申立人ニ送達スヘシ

禁治産ヲ取消シタル決定ハ職權ヲ以テ之ヲ申立人、檢事及ヒ禁治産者ニ送達スヘシ第六十二條第二項ノ規定ハ此決定ニ之ヲ準用ス

第六十六條 禁治産ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得ル者ハ其申立ヲ却下シタル決定ニ對シ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

檢事ハ前項ノ決定ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第五十六條乃至第六十條、第六十一條第一項及ヒ第六十二條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

「非訟」 第十八條 裁判ハ之ヲ受クル者ニ告知スルニ因リテ其效力ヲ生ス

裁判ノ告知ハ裁判所ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲ス

告知ノ方法、場所及ヒ年月日ハ之ヲ裁判ノ原本ニ記入スヘシ

第六十三條 本法ノ規定ニ依リ期間内ニ爲スヘキ届出ヲ怠リタル爲メ過料ニ處セラレタル者アルトキハ裁判所ハ遲滞ナク其者カ届出ヲ爲スヘキ地ノ戶籍吏ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但戶籍吏ヨリ

己ニ届出ヲ受理シタル旨ノ通知アリタル場合ハ此限ニ在ラス

戶籍吏カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ届出義務者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ届出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

届出義務者カ前項ノ期間内ニ届出ヲ爲ササルトキハ戶籍吏ハ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ要ス爾後届出義務者カ戶籍吏ノ催告ニ應セサルトキ亦同シ

○届出を怠りたるもの、處分の通知及び届出の催告。届出を怠りたるものに對する罰則は、本法

第九章の規定あり、今届出義務者が之に依り過料に處せらるゝも決して届出義務を免かるゝも

のにわらず、故に戶籍吏をして届出を催告せしめざるべからず、然らざれば遂に身分登記をなし

得ざるべし、裁判所の通知は此催告をなさしむる準備なり、而して戶籍吏は遂に其届出を受領す

るに至るまでは幾回にても催告をなさざるべからず、之に應ぜざるものは其都度過料に處せら

るに至るまでは幾回にても催告をなさざるべからず、之に應ぜざるものは其都度過料に處せら

●逐條解釋 第四章身分ニ關スル届出 第一節通則

るゝなり(二二一條參看)

第六十四條 戸籍吏カ其管轄内ニ本法ノ規定ニ違反シテ届出ヲ爲ササル者アルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク之ヲ其事件ノ管轄裁判所ニ通知スルコトヲ要ス

○違反者通知の事。本條の通知は裁判所をして速かに處罰せしめんことを目的とす、蓋し處罰の通知を受けされば期間を定めて催告をなすことを得ずして、事務の滯滞を來すべければなり

第六十五條 届出期間ヲ經過シタル後ニ届出ヲ爲シタル場合ト雖モ戸籍吏ハ其届出ヲ受理スルコトヲ要ス

○期間後の届出。戸籍吏之を受理するを要す

第六十六條 届出人ハ手数料ヲ納付シテ届出受理ノ證明書ヲ請求スルコトヲ得

○届出受理の證明書。届出人は手数料金五錢を納めて之を請求することを得るなり

第六十七條 届出ニ關スル規定ハ登記ノ取消又ハ變更ノ申請ニ之ヲ準用ス

○取消又は變更の申請。申請は各事件に必要な條項を具し、申請人が無能力者なるときは、法定代理人が自身又は其代理人より書面又は口頭を以てなすべく、其他届書に關する規定を之に準用すべきなり

第二節 出生(前篇第二回第一節參照)

第六十八條 子ノ出生アリタルトキハ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

一 子ノ名及ヒ男女ノ別

二 子カ私生子ナルトキ又ハ出生前ニ認知セラレタル爲メ庶子ト爲リタル者ナルトキハ其旨(八八二七)(八三二參照)

三 出生ノ年月日時及ヒ場所

四 父母ノ氏名、族稱、職業及ヒ本籍地但私生子ノ届出ニ付テハ母ノ氏名、族稱、職業及ヒ本籍地ノミヲ記載スルコトヲ要ス

五 出生子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名、族稱、職業及ヒ本籍地(七三三參看)

六 出生子カ一家ヲ創立スル者ナルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因(五七三參看)

七 國籍ヲ有セサル者ノ子ナルトキハ其旨

○出生届及び記載すべき事項。本條は出生届の要件にして、第一號第三號乃至第五號は如何なる場合にも適用せらるゝといへども、第二號第六號第七號は其原因あるときのみ記載すれば足る、私生子認知の届出其他各種の届出に付き本法に於て要件を記載するものも亦常に記載すべきもの

と、場合に依りて記載すべきものとあり、是れ已に第五十條に規定するところなり、私生子は、法律上夫婦にあらざるもの即ち夫なき女の生みたる子をいひ、之を其父たるものが認知して自己の子となす之を庶子とす

〔参照〕「民」第七百三十二條、第七百三十三條、第七百三十五條及七百二十七條、第八百三十一條（法文、親族法正解參看の事）

第六十九條 嫡出子出生ノ届出ハ出生地又ハ父母ノ本籍地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ出生地又ハ父ノ本籍地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但庶子カ父ノ家ニ入ルコトヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス

私生子又ハ父ノ家ニ入ルコトヲ得サル庶子ノ出生ノ届出ハ出生地又ハ母ノ本籍地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

○出生の届出をなすべき戸籍吏。嫡出子（正當なる夫婦の間に生れたる子）は父が家族なるときといへども父の家に入るべく、戸主は之を拒むことを得ず、庶子及び私生子は戸主の同意あるにあらざれば、父又は母の家に入ることを得ず、父の家に入ることを得ざる庶子は母の家に入り、母の家に入ることを得ざる私生子（父母の家に入ることを得ざる庶子を含む）は一家を創立す、生兒が父母の家に入ると一家を創立するとを問はず第七十一條に規定するものより出生届を爲さ

ゐるべからず、本條は此場合に於ける届出の場所を定めたるものなり（民七三三、七三五參看）

第七十條 漚車又ハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ出生アリタル場合ニ於テハ其届出ニ付テハ到着地ヲ以テ出生地ト看做ス

○漚車又は船舶中の出生。漚車進行中に生れたる子の出生届をなすに當りては、其子が何地にて出生したるや判然せざること多きがゆゑに、勢ひ本籍地に至りて届出をなすの外なかるべし、此くの如きは實に不便極まるを以て、本條は到達地を出生地と看做し、此地に於て届出をなさしむ、而して船舶中にて生れたるときも亦此例に依るべきものなれども、航海日誌を備へたる船舶に付ては之を航海日誌に記載し、且其謄本を戸籍吏に送附すべきがゆゑに敢て本條に依るを要せず、只航海日誌を備へざる船舶に付てのみ本條に依るものとす

第七十一條 嫡出子出生ノ届出ハ父ヨリ之ヲ爲シ父カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合及ヒ民法第七百三十四條第一項、第二項但書ノ場合ニ於テハ母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ父ヨリ之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ニ掲ケタル者ヨリ届出ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ届出ヲ爲ス義務ヲ負フ

第一 戸主

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第二節出生

第二 同居者

第三 分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆

第四 分娩ヲ介抱シタル者

同順位ノ届出義務者數人アルトキハ其中ノ一人ヨリ届出ヲ爲スヲ以テ足ル

○出生届出の義務者。届出義務者は之を大別して二となす、本然の義務者と附隨の義務者と是なり

本然の義務者は、子が嫡出なると庶子なると將た私生子なるとに依りて同じからず、先づ嫡出子に付ては父より之を届出づべしといへども、父が入夫若くは養子なりしとき、子の届生前離縁又は離婚に因り其家を去りたるとき、若くは父母同時に去りたるも母が離婚をなして復籍したる後出産したるときは母より届出づべし、而して出産迄に復籍をなさざりしときは通常の場合として父より届出づべきは論を跋たず、次に庶子に付ては庶子が父の家に入るべきと否とに拘はらず父より之を届出づべく、唯父の家に入ることを得るときは前々條に依り届出地を異にすることあるのみ、終りに私生子に付ては母より之を届出づべく、若し母が家族にして戸主が入家を許さるときは、其子は一家を創立すべしといへども、是れ戸籍に關係ありて身分登記に影響するものにあらず併しながら、何れの場合に於ても必ず届出をなさざるべからず、尤も第六十八

條第六號に依り届書に其旨を記すべきは論を跋たざるなり

附隨の義務者、本然の義務者が死亡、喪心等に因り届出をなすこと能はざるときは、先づ戸主より届出づべく、若し本然義務者と同一なりしときは、同居者、其次には醫師及び産婆、其次に分娩介抱人より、順次に此届出をなさざるべからず、同居者數人あるときは協議を以て其中の一人より届出をなすべし、醫師産婆介抱人數人あるときも亦同じ、然れども届出を怠りたるときは理論上過料の制裁を免かる能はざるなり

〔参照〕「民」第七百三十四條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ其家ヲ去リタルトキハ前條第一項(子ハ父ノ家ニ入

リ、父ノ知レサル子ハ母ノ家ニ入り、父母共ニ知レサル子ハ一家ヲ創立ス)ノ規定ハ懷胎ノ始メニ溯リテ之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

第七十二條 夫ハ妻ノ子ノ届出ナルコトヲ否認セントスル場合ト雖モ前條第一項ノ規定ニ依リ出生

ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○嫡出子否認の場合に於ける出生届出。妻の産みたる子を夫が自己の子にあらずとするときは、嫡出子否認の訴を提起すべきものなれども、兎に角一應は出生の届出をなさざるべからず、而して判決に依り嫡出にあらざることを確定したるときは、第七十九條に依り變更登記を申請すべく、其子は妻の私生子となるものなり

〔参照〕「民」第八百二十四條乃至第八百二十四條(法文親族法正解參看の事)

第七十三條 民法第八百二十一條ノ規定ニ依リ裁判所カ出生子ノ父ヲ定ムヘキトキハ出生ノ届出ハ母ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ其届書ニ父ノ未定ナル事由ヲ記載スルコトヲ要ス父カ裁判ニ依リテ定マリタルトキハ其父ハ裁判確定ノ日ヨリ十一日内ニ第六十八條ニ掲ケタル諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ届出ヲ爲シ且第一項ノ届出ニ依リテ爲シタル登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

○裁判上届出子の父を定むる場合の手續。女が前後相踵きて婚姻をなしたる後出産したるとき、其子の父を定むるに當り、後婚成立のときより二百日後なれば後夫の子とし、前婚解消又は取消の日より三百日内なれば前夫の子とし、而して交互參差せざらんがため前婚解消又は取消後六ヶ月内は再婚を許さず(民七六七)故に容易に其父を定め得べしといへども、若し六ヶ月を待たずして再婚したるときは、往々父を定めがたきことあるべし、戸籍吏は固より斯かる婚姻の届出を受理すべきにあらずといへども若し其事實を知らざりしときは異議なく後婚の登記をなすことあらん、今若し女が前婚解消又は取消の後九十日にして再婚し、後婚成立の後二百十日にして分娩したるときは、之を前夫の子とすべきや、將た後夫の子とすべきや、夫が承認をなさざるに於ては訴の提起を待ち、裁判所に於て判決を以て其父を定めざるべからず(民八二一)然れども此場合には差當り母より届出をなし、後日裁判に依り確定するに至り、其父と定められたるものは更に届出をなし、且前登記の取消を申請せざるべからず

〔参照〕「民」第七百六十七條、第八百二十條(法文、親族法正解參看の事)

第八百二十一條 第七百六十七條第一項ノ規定ニ違反シテ再婚ヲ爲シタル女カ分娩シタル場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ其子ノ父ヲ定ムルコト能ハサルトキハ裁判所之ヲ定ム

「人訴」第廿七條 子ノ否認、認知其認知ノ無効若クハ取消又ハ民法第八百二十一條ノ規定ニ依リ父ヲ定ムル事ヲ目的トスル訴ハ子カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三十條 父ヲ定ムルコトヲ目的トスル訴ハ子ノ母、母ノ配偶者又ハ其前配偶者ヨリ之ヲ提起スルコトヲ得

第七十四條 病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ子ノ出生アリタル場合ニ於テ父又ハ母ヨリ届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ病院、監獄又ハ其他ノ公設所ノ長若クハ管理人ヨリ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○公設場に於ける出生届出の事。是れ父又は母より届出をなす能はざる場合の規定なり

第七十五條 棄兒ヲ發見シタル者ハ二十四時内ニ其旨ヲ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス

棄兒發見ノ届出アリタルトキハ戸籍吏ハ其兒ニ氏名ヲ命シ且之ニ附屬スル衣服、物品、發見ノ場所年月日時其他ノ景况並ニ其兒ノ出生ノ推定年月、氏名、男女ノ別、引受人ノ氏名、職業、本籍地及ヒ所在地又ハ育兒院ノ稱號並ニ場所及ヒ引渡ノ年月日ヲ調査ニ記載シテ之ヲ届書ニ添ヘ置クコトヲ要ス

引受人又ハ育兒院ニ變換アリタルトキハ雙方ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

第二項ノ調書ハ登記ニ付テハ之ヲ届書ト看做ス

○棄兒發見者の届出。棄兒あることを知りたる戸籍吏は、本條ノ手續を盡したる上、棄兒發見の登記をなさんべからず、引受人とは、慈善のため棄兒の養育を負擔するものをいふ、引受人あるときは、此のものに棄兒を引渡し、引受人なきときは、棄兒は育兒院にて養育せらる、棄兒の引受は、此れがため法律上親族關係を生ずるものにあらず、而して父母の知れざる棄兒は一家を創立すべく、更に養子となすの手續を踐まざれば、法律上親子の關係を生ずるものにあらざるなり

第七十六條 棄兒ノ父又ハ母カ現出シテ其兒ヲ引取ルトキハ第六十八條ノ届出ヲ爲シ且棄兒發見ノ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

○棄兒の父母引取手續。棄兒發見の登記は、正當なる届出に依れるものにあらざるを以て、後日父母より引取らんとするときは之を取消して更に出生の登記をなさんべからず、然れども已に出生の登記をなしたるも偶然父母の手より離れて棄兒の外観ありしものは出生の届出を要せず、單に棄兒發見の登記を取消せば則ち足るなり

第七十七條 出生又ハ棄兒發見ノ届出ヲ爲ササル前出生子又ハ棄兒カ死亡シタルトキハ出生又ハ棄兒發見及ヒ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○生兒棄兒届出前死亡の届出。出生後間もなく死亡したるときといへども、一應出生の登記をなし、更に死亡の登記をなさんべからず、棄兒に付ても亦同じ、是れ斯かる場合には全く登記を要せざるが如き疑を懐かんことを恐れ、注意的條文を掲けたるものにして殆んど明文を待たざるどころなり

第七十八條 航海中ニ子ノ出生アリタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ乗船者中ヨリ選ミタル證人ノ前ニ於テ第六十八條ニ掲ケタル諸件ヲ航海日誌ニ記載シ證人ト共ニ署名捺印シ且證人ノ出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後艦船カ日本ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ其出生ニ關スル航海日誌ノ謄本ヲ其地ノ戸籍吏ニ送附スルコトヲ要ス

艦船カ外國ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ遲滞ナク其出生ニ關スル航海日誌ノ謄本ヲ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ送附シ公使又ハ領事ハ三個月内ニ之ヲ外務大臣ニ發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ父母ノ本籍地ノ戸籍吏ニ發送スルコトヲ要ス

○航海中の出生届。漁車又は航海日誌なき船舶内に於て出生ありたるときは届出を待つの外なきも、航海日誌を備へたる船舶内の出生は、艦長又は船長をして本條の手續をなさんべしめ、以て速かに身分登記をなさんことを圖るものなり

第三節 嫡出子否認(前篇第二回第一)

〔参照〕「民」 第八百二十條、第八百二十二條、第八百二十三條、第八百二十四條、第八百二十五條(法文、親族法正解參看の事)

第七十九條 嫡出子否認ノ裁判カ確定シタルトキハ否認者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出テ且既ニ出生ノ登記ヲ爲シタル者ニ付テハ登記ノ變更ヲ申請スルコトヲ要ス

- 一 子ノ名及ヒ男女ノ別
- 二 出生ノ年月日
- 三 不認ノ裁判カ確定シタル年月日

○嫡出子否認届及び其要件。嫡出子の否認は必ず訴に依りて之をなさざるべからず、従ひて確定したる裁判に基づき届出に依るにあらざれば、否認の登記をなすべきものにあらざるなり

〔参照〕「人訴」 第二十七條(條文、第七十三條の下に掲げたり、參看すべし)

- 第二十八條 夫カ禁治産者ナルトキハ其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ否認ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 第二十九條 夫カ子ノ出生前又ハ否認ノ訴ヲ提起セスシテ民法第八百二十五條ノ期間内ニ死亡シタル時ハ其子ノ爲メニ相続權ヲ害セラルヘキ者其他夫ノ三親等内ノ血族ニ限り否認ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ否認ノ訴ハ夫ノ死亡ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ提起スルヲ要ス

夫カ否認ノ訴ヲ提起シタル後死亡シタルトキハ第一項ニ掲ケタル者ニ於テ訴訟手續ヲ受ケ繼グコトヲ得

第四節 私生子認知(前篇第二回第一章第)

〔参照〕「民」 第八百二十七條、第八百二十八條及ヒ第八百二十三條(法文親族法正解參看の事)

第八十條 私生子認知ノ届書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 子ノ名及ヒ男女ノ別
- 二 出生ノ年月日
- 三 死亡シタル子ヲ認知スル場合ニ於テハ死亡ノ年月日
- 四 父カ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ母ノ氏名、職業及ヒ本籍地

前項第四號ノ場合ニ於テ母カ家族ナルトキハ其戸主ノ氏名、職業、本籍地及ヒ其戸主ト母トノ續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

○私生子認知届及び其要件。私生子は、父母共に之を認知することを得べく、父の認知したる子は庶子となる、庶子及び私生子の出生は、第七十一條第二項に依り、父又は母より届出をなすべきものなれども、届出をなさず若くは子が棄兒となりたる後之を認知することあり、而して之を認知せんとするには其旨を戸籍吏に届出せざるべからず

●送條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第四節私生子認知

〔参照〕「民」 第八百二十九條（法文、親族法正解參看の事）

第八十一條 民法第八百三十一條第一項ノ規定ニ依リテ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ認知者ハ母ノ氏名、職業及ヒ本籍地ヲ具シテ其胎内ニ在ル子ヲ認知スル旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

○胎兒認知届の事。

〔参照〕「民」 第八百三十一條（第一項） 父ハ胎内ニ在ル子ト雖モ之ヲ認知スルコトヲ得此場合ニ於テハ母ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第八十二條 民法第八百三十條及ヒ第八百三十一條ノ規定ニ依リ子、母又ハ直系卑屬ノ承諾ヲ要スル場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ承諾ノ證書ヲ添ヘ又ハ承諾ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ承諾ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

○承諾を要する私生子認知の届出手続。直系卑族とは、其系統の直下する親族をいふ、子、孫、曾孫、玄孫等はなり（其詳細は親族法正解を參看すべし）

〔参照〕「民」 第八百三十條 成年ノ私生子ハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ認知スルヲ得ス（第八百三十一條は前條に掲げたり參看すべし）

第八十三條 遺言ニ依リテ認知ヲ爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者ハ遺言カ效力ヲ生シタル日ヨリ十日内ニ其認知ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添ヘ前三條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

遺言ニ依ル認知ノ届書ニハ認知者ノ死亡ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

○遺言に依る認知の届出。遺言は、遺言者の死亡に依りて效力を生ずるものなるがゆゑに、遺言に依り身分登記をなすべき事件の届出は、遺言者の死亡の後に之をなす、従ひて此場合には遺言執行者より届出をなすべきなり、而して遺言執行者の誰たるやは、其遺言中の指定又は裁判所の選任に依て定まる、遺言執行者とは、遺言者より遺言を以て其遺言の執行を委託せられたるもの等をいふ、民法第百八條、第百十二條に之を規定せり（相續法正解參看）

〔参照〕「民」 第八百二十九條、第百八十七條（法文、親族法正解相續法正解參看の事）

第八十四條 胎内ニテ認知セラレタル子カ死躰ニテ分娩シタル時ハ出生届出義務者ヨリ認知ノ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス但遺言執行者カ認知ノ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者ヨリ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

○認知せられたる胎兒の死亡届の手續。胎兒を認知するは、其出生を期して庶子となさんためなるも、死躰にて分娩すれば、認知は何等の効力をも生ぜざるがゆゑに之を取消さるべからず、但し一旦生れて後に死したるときは、出生届と同時に死亡届を出すべく、且認知の登記を取消すを要せざるなり

〔参照〕「民」 第八百三十一條（法文、第八十一條の下に掲げたり、參看すべし）

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第四節私生子認知

第五節 養子縁組(前篇第二回第一章第五節、第六節參看)

〔參照〕「民」 第八百三十七條乃至第八百四十條(法文、親族法正解參看の事)

第八百四十一條乃至第八百四十七條(法文第八十七條の下に掲ぐ、參看すべし)

第八十五條 縁組ノ届書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 二 養子ノ實父母ノ氏名、職業及ヒ本籍地
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、職業及ヒ本籍地

養子カ婚家又ハ養家ヨリ更ニ縁組ニ因リテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外婚家ノ戸主又ハ前義親ノ氏名、職業及ヒ本籍地ヲ記載スルコトヲ要ス

○縁組の届出及び其要件。

〔參照〕「民」 第八百四十七條、第八百四十九條(法文、親族法正解參看の事)

第八十六條 民法第八百四十三條ノ規定ニ依リテ縁組ノ承諾ヲ爲シタル者ハ養子ニ代ハリテ縁組ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○縁組承諾者の届出。

〔參照〕「民」 第八百四十三條 養子ト爲ルヘキ者カ十五年未満ナルトキハ其家ニ在ル父母之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲スコトヲ得

トヲ得

繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八十七條 民法第七百四十一條第一項、第七百五十條第一項、第八百四十一條第二項及ヒ第八百四十三條乃至第八百四十六條ノ規定ニ依リ戸主、父母、配偶者、後見人又ハ親族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタル者チシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

○同意を要する縁組の届出手續。是れ民法の規定に依り戸主、父母、配偶者、後見人又は親族會の同意を要する場合にして之を概舉すれば左の如し

戸主の同意を要する場合(民七四一、七五〇、)

父母の同意を要する場合(民八四四、八四五、八四六、七七二、)

配偶者の同意を要する場合(民八四一、)

後見人の同意を要する場合(民七四二、)

親族會の同意を要する場合(民八四三、八四六、七七三、)

〔參照〕「民」 第七百四十一條(第一項)、婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家

逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第五節養子縁組

ニ入ラント欲スルトキハ婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百五十條(第一項) 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百四十一條 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ爲スコトヲ得ス

夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト爲スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル

第八百四十三條 養子ト爲ルヘキ者カ十五年未滿ナルトキハ其家ニ在ル父母之ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲スコトヲ得

繼父母又ハ嫡母カ前項ノ承諾ヲ爲スニハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百四十四條 成年ノ子カ養子ト爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲ルニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百四十五條 縁組又ハ婚姻ニ依リテ他家ニ入リタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラント欲スルトキハ實家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但妻カ夫ニ隨ヒテ他家ニ入ルハ此限ニ在ラス

第八百四十六條 第七百七十二條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前三條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七百七十三條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス(第七節參看)

第八百四十七條 第七百七十四條及ヒ第七百七十五條ノ規定ハ縁組ニ之ヲ準用ス

第七百七十二條、第七百七十三條、第七百七十四條(法文、親族法正解參看の事)

第八十八條 民法第八百四十二條ノ規定ニ依リ配偶者ノ一方カ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲ス場合

ニ於テハ届出入ハ届書ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

○夫婦ノ一方が雙方の名義を以てなす縁組の届出。

〔參照〕「民」 第八百四十二條 前條第一項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ雙方

ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲スコトヲ得

第八十九條 民法第八百四十八條ノ規定ニ依リ縁組ノ届出ヲ爲ストキハ届書ニ第八十五條ニ掲ケタ

ル諸件及ヒ遺言者ノ死亡ノ年月日ヲ記載シ且之ニ養子ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添フルコトヲ要ス

○遺言に依る養子縁組の届出。

〔參照〕「民」 第八百四十八條 養子ヲ爲サント欲スル者ハ遺言ヲ以テ其意思ヲ表示スルコトヲ得此場合ニ於テハ遺言執行者

養子ト爲ルヘキ者、又ハ第八百四十三條ノ規定ニ依リテ承諾ヲ爲シタル者及ヒ成年ノ證人二人以上ヨリ遺言カ効力

ヲ生シタル後遲滞ナク縁組ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ届出ハ養親ノ死亡ノ時ニ溯リテ其効力ヲ生ス

第九十條 縁組ノ届出ハ養親ノ本籍地又ハ所在地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス(民八)

○縁組の届出をなすべき戸籍吏。本條は縁組の届出は、養親の本籍地に於てすべく、養子の本籍地

に於てすべからざることを示したり、而して所在地に於ても届出をなし得べきは第四十二條第

一項但書の適用上更に疑を容れず

第九十一條 縁組カ無効ナルトキハ届出人ハ其無効ナル事由ノ證明書ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請

スルコトヲ要ス

○無効縁組の取消申請。凡そ無効の法律行為は、行為たるの外観あるに止まるを以て無効の縁組

は訴を待たずして登記取消の申請をなすことを得ざるべからざといへども、其無効の原因たる

事由を證明せざるべからざるや言を竣たず、而して届出入とは養親及び養子をいふ

逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第五節養子縁組

一四三

〔参照〕「民」 第八百五十一條(法文、親族法正解參看の事)

第九十二條 縁組ノ無効又ハ取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

○縁組の無効取消に付き登記取消の申請。無効の縁組は訴を待たずして無効なれども、一方が承認せざる時は、勢ひ無効確認の訴を提起せざるべからず、又取消し得べき縁組は、裁判所の判決を待ちて後無効となるものなるがゆゑに、斯かる場合には縁組無効確認の判決及び縁組取消の判決に依り取消を申請し得べく、敢て相手方の承諾を求め且無効又は取消の事由を證明するを要せざるなり

〔参照〕「民」 第八百三十七條乃至第八百四十條、第八百五十二條乃至第八百五十九條(法文、親族法正解參看の事)

第八百四十一條、第八百四十四條乃至第八百四十六條(法文、前に掲げたり參看の事)

「人訴」 第二十四條 養子縁組ノ無効若クハ離縁ヲ目的トスル訴ハ養親カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス但婚姻事件ニ附帶シテ縁組ノ取消又ハ離縁ノ請求ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

第九十三條 第八十五條及ヒ第八十七條乃至第八十九條ノ規定ハ口頭ヲ以テ届出ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

○縁組の口頭届出。口頭届出の場合に於ても、書面届出と同様の手續を履み、届出の要件を陳述し、且必要なるときは同意書遺言書を差出すべきは論を俟たず、本條舉示の法文を參看すべし

〔参照〕「民」 第七百七十四條、第七百七十五條及ビ第八百四十七條(法文、前に掲げたり參看の事)

第九十四條 第五十八條ノ規定ハ縁組ノ届出ニハ之ヲ適用セス

○代理人を以ての縁組届出。届出人が疾病其他の事故に因り戸籍吏の面前に出頭すること能はざる場合の如き、通例は代理人を差出すことを得べきも縁組届出に付ては代人を以て届出をなすを得ず、離縁、婚姻及び離婚に付ても亦然り、是れ斯かる重大なる事件の取扱をば鄭重にし、果して當事者の眞意に出でたりや否やを確かめんがため自身出頭を命ずるものなり、縁組又は婚姻の無効又は取消の登記に付ても亦同じ、然れども第八十條第八十六條の場合及び一方のみにて届出をなし得べき場合は、其相手方の出頭を要せざるものとす

第六節 養子離縁(前篇第二回第一)

〔参照〕「民」 第八百六十二條乃至第八百七十四條(法文、親族法正解參看の事)

第九十五條 離縁ノ届書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、職業及ヒ本籍地
- 二 養子ノ實父母ノ氏名、職業及ヒ本籍地
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、職業及ヒ本籍地

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第六節養子離縁

四 縁組ノ年月日

五 離縁カ協議又ハ裁判ニ依ルコト(八六二、八六四)

六 養子ノ妻カ養子ト共ニ養家ヲ去リタルトキハ其旨及ヒ妻ノ名(四五)

七 養子カ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名職業及ヒ本籍地(三九七)

八 養子カ復籍スヘキ家ナキトキハ其事由(七四〇、七四二)

○養子離縁の届出及び其要件。

〔参照〕「民」 第七百三十九條、第七百四十條、第七百四十二條、第七百四十五條及び第八百六十二條、第八百六十四條、第八百六十五條(法文、親族法正解參看の事)

第九十六條 民法第八百六十二條第二項ノ規定ニ依リテ離縁ヲ爲ス場合ニ於テハ、養親及ヒ養子ニ代

ハリテ協議ヲ爲シタル者ヨリ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○離縁協議者より届出の場合。(民八四三參看)

〔参照〕「民」 第八百六十二條(第二項) 養子カ十五年未満ナルトキハ其離縁ハ養親ト養子ニ代ハリテ縁組ノ承諾ヲ爲ス權利ヲ有スル者トノ協議ヲ以テ之ヲ爲ス

第九十七條 民法第八百六十二條第三項ノ規定ニ依リテ離縁ヲ爲ス場合ニ於テハ養子ヨリ届出ヲ爲

スコトヲ要ス

○養親死亡後に於ける離縁の届出。

〔参照〕「民」 第八百六十二條(第三項) 養親カ死亡シタル後養子カ離縁ヲ爲サント欲スルトキハ戸主ノ同意ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得

第九十八條 民法第八百六十二條第三項及ヒ第八百六十三條ノ規定ニ依リ戸主、父母、後见人又ハ親

族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタル者ヲシテ

届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

○同意を要する離縁の届出手續。此場合を概舉すれば左の如し

戸主の同意を要する場合(六八)

父母の同意を要する場合(四六三、八)

後见人の同意を要する場合(七二二)

親族會の同意を要する場合(七二二、七二七)

〔参照〕「民」 第八百六十三條 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ爲スニハ第八百四十四條ノ規定ニ依リ其縁組ニ付

キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百七十二條第二項、第三項及ヒ第七百七十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九條 離縁ノ裁判カ確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判

ノ謄本ヲ添ヘテ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○裁判上の離縁届出の手續。前三ヶ條は協議上の離縁届出の手續にして、本條は裁判上の離縁届出の方法なり、裁判上の離縁は一方より届出をなせば足る、而して養子が滿十五年に達せざるときは、之に代りて離縁の訴を提起したるものより届出づべきものとす

〔参照〕「民」第八百六十七條(法文、親族法正解參看の事)

「人訴」第二十四條(法文、第九十二條の下に掲げたり、參看の事)

第百條 第九十五條及ヒ第九十八條ノ規定ハ口頭ヲ以テ届出ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

○離縁の口頭届出の手續。書面届出の場合に於ける第九十五條の一號乃至八號及び第九十八條の場合に従ふべきものとす、該條を參看すべし

第百一條 第五十八條ノ規定ハ離縁ノ届出ニハ之ヲ適用セス

○代理人を以ての離縁届出。代理人の届出を許さず(第九四參看)

第七節 婚姻(前篇第二回第一章第)

(八節、第九節參看)

〔参照〕「民」第七百六十五條乃至第七百七十四條(法文、親族法正解參看の事)

第百二條 婚姻ノ届書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍地

二 父母ノ氏名、職業及ヒ本籍地

三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、職業及ヒ本籍地

四 入夫婚姻又ハ婿養子縁組ナルトキハ其旨(民七三六)

五 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主ト爲ラサルトキハ其旨

六 婚姻ニ因リテ嫡出子タル身分ヲ取得スル庶子アルトキハ其名及ヒ出生ノ年月日(七九)

當事者ノ一方カ婚家又ハ養家ヨリ更ニ婚姻ニ因リテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外前婚家ノ戸主又ハ養親ノ氏名、職業及ヒ本籍地ヲ記載スルコトヲ要ス

○婚姻の届出及び其要件。

〔参照〕「民」第七百三十六條、第七百四十一條、第七百四十四條、第七百五十條、第七百五十四條、第七百六十五條、乃至第七百七十三條及び第七百七十五條、第七百七十六條、第八百三十六條(法文、親族法正解參看の事)

第百三條 民法第七百四十一條第一項、第七百五十條第一項、第七百七十二條及ヒ第七百七十三條ノ

規定ニ依リ戸主、父母、後見人又ハ親族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ、届出人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添へ又ハ同意ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

○同意を要する婚姻の届出手續。此場合を概舉すれば左の如し

戸主の同意を要する場合(七四一)

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第七節婚姻

父母の同意を要する場合(七二七)

後見人の同意を要する場合(七二七)

親會族の同意を要する場合(七三二)

〔參照〕「民」 第七百四十一條(第一項) 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者カ更ニ婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家

ニ入ラント欲スルトキハ婚家又ハ養家及ヒ實家ノ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百五十條(第一項) 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ爲スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百七十二條 子カ婚姻ヲ爲スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但モ男カ滿三十年女カ滿二十五年ニ達シタル後ハ

此限ニ在ラス

父母ノ一方カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ノ同意ノミヲ以テ足ル

父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ未成年者ハ其後見人及ヒ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七百七十三條 繼父母又ハ嫡母カ子ノ婚姻ニ同意セサルトキハ子ハ親族會ノ同意ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得

第四百四條 婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻及ヒ培養

子縁組ナルトキハ妻ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ其届出ヲ爲スコトヲ要ス

○婚姻届出をなすべき戸籍吏。本條は其精神に於て第九十條と異なることなし(民七七八參看)

第四百五條 婚姻カ無効ナルトキハ届出人ハ其無効ナル事由ノ證明書ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請ス

ルコトヲ要ス

○無効婚姻の取消申請。本條は第九十一條の説明を参照して知るべし

〔參照〕「民」 第七百七十八條(法文親族法正解參看の事)

第四百六條 婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ

十日内ニ裁判ノ謄本ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

檢事カ訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ從ヒ檢事ヨリ登記ノ取消ヲ請求スルコトヲ要ス

○婚姻の無効、取消に付き登記取消の申請。

〔參照〕「民」 第七百七十九條乃至第七百八十七條(法文親族法正解參看の事)

「人訴」 第一條 婚姻ノ無効若クハ取消、離婚又ハ夫婦ノ同居ヲ目的トスル訴ハ夫カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ

之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス但縁組事件ニ附帶シテ婚姻ノ取消又ハ離婚ノ請求ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

前項ノ普通裁判籍ハ日本ニ住所ナキトキ又ハ日本ノ住所ノ知レサルトキハ居所ニ依リ居所ナキトキ又ハ居所ノ知レサルトキ

ハ最後ノ住所ニ依リテ定マル

最後ノ住所ナキトキ又ハ其住所ノ知レサルトキハ司法省令ヲ以テ指定シタル地ヲ住所トス

第二條 夫婦ノ一方カ提起スル婚姻ノ無効又ハ取消ノ訴ニ於テハ其配偶者ヲ以テ相手方トス

第三者カ提起スル前項ノ訴ニ於テハ夫婦ヲ以テ相手方トシ夫婦ノ一方カ死亡シタル後ハ其生存者ヲ以テ相手方トス

前二項ノ規定ニ依リテ相手方トスヘキ者カ死亡シタル後ハ檢事ヲ以テ相手方トス

檢事カ當事者ト爲リタル後相手方カ死亡シタルトキハ本案ノ訴訟手續受摺ノ爲メ裁判所ハ辯護士ヲ承繼人トシテ選定スルコ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ辯護士ニ報酬ヲ與ヘシムルコトヲ得其額ハ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第三條 無能力者カ婚姻ノ無効若クハ取消、離婚又ハ同居ニ關スル訴訟行爲ヲ爲スニハ其法定代理人、保佐人又ハ夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要セス

無能力者カ前項ノ訴訟行爲ヲ爲サントスルトキハ受訴裁判所ノ裁判長ハ中立ニ依リ辯護士ヲ訴訟代理人ニ選任スルコトヲ要ス

無能力者カ前項ノ申立ヲ爲ササルトキト雖モ受訴裁判所ノ裁判長ハ辯護士ヲ訴訟代理人ニ選任スヘキ旨ヲ命シ又ハ職權ヲ以テ其選任ヲ爲スコトヲ得

前條第五項ノ規定ハ受訴裁判所ノ裁判長カ辯護士ヲ訴訟代理人ニ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 婚姻ノ無効ノ訴其取消ノ訴訟及同居ノ訴ハ之ヲ併合シ又ハ反訴トシテ之ヲ提起スルコトヲ得

他ノ訴ハ之ヲ前項ノ訴ニ併合シ又ハ其反訴トシテ提起スルコトヲ得ス但扶養ノ請求訴ノ原因タル事實ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及民法ノ規定ニ依リ婚姻事件ニ附帶シテ爲スコトヲ得ル縁組ノ取消又ハ離婚ノ請求ハ此限ニ在ラス

第九條 婚姻ノ無効若クハ取消又ハ離婚ノ訴ニ付キ棄却ノ言渡ヲ受ケタル原告ハ訴若クハ其事由ノ變更又ハ併合ニ依リ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實ニ基キテ獨立ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

被告ハ反訴ノ事由トシテ主張スルコトヲ得ヘカリシ事實ニ基キテ獨立ノ訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第十五條 婚姻ノ無効若クハ取消又ハ離婚ノ言渡シタル判決ハ職權ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達スヘシ

第十八條 婚姻ノ無効若クハ取消又ハ離婚ノ訴ニ付キ言渡シタル判決ハ第三者ニ對シテモ其効力ヲ有ス

民法第七百六十六條ノ規定ニ違反シタルコトヲ理由トシテ婚姻ノ取消ヲ請求シタル場合ニ於テ其訴ヲ棄却シタル判決ハ當事者ノ前配偶者ニ對シテハ其者カ訴訟ニ參加シタルトキニ限り其効力ヲ有ス

第十九條 檢事カ提起スルコトヲ得ル離婚事件ノ訴ニ限リ後四條ヲ適用ス

第二十條 檢事カ訴ヲ提起スルトキハ夫婦ヲ以テ相手方トス

第二十一條 訴ノ變更若クハ併合又ハ反訴ノ提起ハ檢事カ提起スルコトヲ得ル訴ナルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

訴ノ事由ノ變更又ハ併合ハ檢事カ提出スルコトヲ得ル事由ナルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 檢事ハ他ノ者カ訴ヲ提起シタル場合ニ於テモ申立ヲ爲シテ訴訟手續ヲ進行シ又ハ上訴ヲ爲スコトヲ得但夫婦ノ一方カ死亡シタル後ハ此限ニ在ラス

第二十三條 檢事カ上訴ヲ爲ストキハ前審ノ當事者ノ全員ヲ以テ相手方トス

當事者ノ一人カ上訴ヲ爲ストキハ前審ノ他ノ當事者及ヒ當事者タリシ檢事ヲ以テ相手方トス

第二百七條 第二百二條及ヒ第二百三條ノ規定ハ口頭ヲ以テ届出ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

○婚姻ノ口頭届出ノ手續。準用該條ノ解を參看すべし

第二百八條 第五十八條ノ規定ハ婚姻ノ届出ニハ之ヲ適用セス

○代理人を以ての婚姻届出。婚姻に付ては之を許さず、尙第九十四條の説明を參看すべし

第八節 離婚(前篇第二回第一)

(章第十節參看)

(參照)「民」第八百八條、第八百十三條乃至第八百十八條(法文、親族法正解參看ノ事)

第二百九條 離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、職業及ヒ本籍地
- 二 父母ノ氏名、職業及ヒ本籍地

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第八節離婚

三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、職業及日本籍地
四 婚姻ノ年月日

五 離婚カ協議又ハ裁判ニ因ルコト(民八〇八)

六 當事者カ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名、職業及日本籍地(民七)

七 當事者カ復籍スヘキ家ナキトキハ其事由(民七三九)

○離婚の届出及び其要件。

〔参照〕「民」 第八百八條、第八百十二條及び第七百三十九條、第七百四十條(法文、親族法正解參看の事)

第百十條 民法第八百九條ノ規定ニ依リ、父母、後見人又ハ親族會ノ同意ヲ要スル場合ニ於テハ、届出
人ハ届書ニ同意ノ證書ヲ添ヘ又ハ同意ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ同意ノ旨ヲ附記シ之ニ署名捺印
セシムルコトヲ要ス

○同意を要する離婚の届出手續。此場合を概舉すれば左の如し

父母若くは其一方の同意を要する場合(民七)

後見人及び親族會の同意を要する場合(民七)

親族會の同意を要する場合(民七)

〔参照〕「民」 第八百九條、滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニハ第七百七十二條及ヒ第七百七十三條ノ規定ニ

依リ其婚姻ニ付キ同意ヲ爲ス權利ヲ有スル者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八百十一條(法文、親族法正解參看の事)

第百十一條 離婚ノ裁判カ確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判
ノ牒本ヲ添ヘテ届出ヲ爲スコトヲ要ス

○裁判上の離婚届出の手續。前二條は協議上の離婚に關し、本條は裁判上の離婚に關す、但し裁判
確定の日より離婚の效力を生ずるがゆゑに此日より起算するなり

〔参照〕「人訴」 第一條、第二條(法文、第百六條の下に掲げたり、參看の事)

第四條 夫婦ノ一方カ禁治産者ナルトキハ其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

禁治産者ノ配偶者カ其後見人ナルトキハ後見監督人ハ親族會ノ同意ヲ得テ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第五條 婚姻事件ニ付テハ檢事ハ辯論ニ立會ヒテ意見ヲ述フルコトヲ要ス

檢事ハ受命判事又ハ受託判事ノ審問ニ立會ヒテ意見ヲ述フルコトヲ得

事件及ヒ期日ハ檢事ニ之ヲ通知シ檢事カ立會ヒタル場合ニ於テハ其氏名及ヒ申立ヲ調査ニ記載スヘシ

第九條、第十五條、第十八條(法文、第百六條の下に掲げたり、參看の事)

第二十四條 養子縁組ノ無効若クハ取消又ハ離婚ヲ目的トスル訴ハ養親カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタ

ル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス但婚姻事件ヲ附帶シテ縁組ノ取消又ハ離婚請求ヲ爲ス場合ハ此限ニ在ラス

第百十二條 第百九條及ヒ第百十條ノ規定ハ口頭ヲ以テ届出ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

○離婚の口頭届出。其手續及び要件は書面届出の手續に依るものとす、準用法文の解を參看すべし

第百十三條 第五十八條ノ規定ハ離婚ノ届出ニハ之ヲ適用セス

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第八節離婚

○代理人を以ての離婚届出。離婚に付ては之を許さず、尙第九十四條を參看すべし

第九節 後見(前篇第二回第一 章第十二節參看)

(參照)「民」第九百條乃至第九百八條(法文、親族法正解參看の事)

第四條 未成年者カ法律行為ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但單ニ權利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行為ハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ニ反スル行為ハ取消スコトヲ得(民七、一〇參看)

第一百十四條 後見ノ開始アリタルトキハ後見人ハ就職ノ日ヨリ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一 後見人ノ氏名、出生ノ年月日、職業、本籍地及ヒ住所
- 二 被後見人ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 三 被後見人カ家族ナルトキハ戶主ノ氏名、職業及ヒ本籍地
- 四 後見開始ノ原因及ヒ年月日(民九〇〇)
- 五 後見人就職ノ年月日

○後見開始の届出及び其要件。

第一百十五條 後見人ノ更迭アリタルトキハ後任ノ後見人ハ其就職ノ日ヨリ十日内ニ前條ニ掲ケタル

諸件及ヒ前任者ノ氏名ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

○後見人更迭の届出。

第一百十六條 後見人カ遺言ヲ以テ指定セラレタルモノナルトキハ届書ニ其指定ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添フルコトヲ要ス

後見人カ親族會議ニ於テ選任セラレタル者ナルトキハ届書ニ其選任ニ關スル證明書ヲ添フルコトヲ要ス

○後見人指定及び選任の届出手續。

第一百十七條 後見人ノ任務ガ終了シタルトキハ後見人ハ十日内ニ左ノ諸件ヲ具シテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

- 一 後見人ノ氏名、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 二 就職ノ年月日
- 三 任務終了ノ原因及ヒ年月日

後見人ノ任務カ其死亡ニ因リテ終了シタルトキハ前項ノ届出ハ後見監督人ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス

○後見終了の届出及び其要件。後見の終了は、被後見人が最早後見人を要せざるに至りたるとき

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第九節後見

に生じ、後見人の任務は、被後見人の方に存する事由に依りて終了す、何れの場合に於ても(死亡の場合を除く此場合には後見人より届出づるなり)後見人は本條の規定に依りて届出づべく、且後に後見人に任せられたるものも第百十五條の届出をなさざるべからず

第百十八條 後見ニ關スル届出ハ被後見人ノ本籍地又ハ所在地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

○後見に關する届出をなすべき戸籍吏。

第十節 隠居(前篇第二回第一章第 十二節第十三節參看)

〔參照〕「民」 第七百五十二條乃至第七百六十一條(法文親族法正解參看の事)

第百十九條 隠居ノ届出ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 隠居者ノ氏名、族稱、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地
- 二 家督相續人ノ名、出生ノ年月日、職業及ヒ家督相續人ト隠居者トノ續柄
- 三 隠居ノ原因

○隠居の届出及び其要件。隠居の原因は條件具備の場合(民七五〇、七五二)と裁判に依る場合(民七五二、七五四)とあり、前篇隠居の部に詳説しあり參看すべし

第百二十條 裁判所ノ許可ヲ得テ隠居ヲ爲ス場合ニ於テハ届出人ハ届書ニ裁判ノ謄本ヲ添フルコト

ヲ要ス

○裁判所の許可を要する隠居届の手續。戸主が滿六十年以上に達し、且完成の能力ある家督相續人が相續の單純なる承諾を爲したるときは、随意に隠居届を爲し得れども、其他已むことを得ざる事由あるときに於ても裁判所の許可を得て隠居を爲すことを得べし、此場合に於ける隠居届には許可ありたることを證するため其裁判の謄本を添付せざるべからず

〔參照〕「非訟」 第九十條 隠居ノ許可ハ隠居ヲ爲サントスル戸主ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄トス

許可ノ申請ニハ法定ノ推定家督相續人ヲ表示シ又ハ家督相續人タルヘキコトヲ承認シタル者ヲ表示シ且其者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

隠居ノ許可ヲ與ヘタル裁判ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第百二十一條 隠居ノ届出人ハ届書ニ家督相續人ノ承認ノ證書ヲ添へ又ハ承認ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ其旨ヲ附記シ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ民法第七百五十五條第二項ノ規定ニ依リ夫ノ同意ヲ要スル場合ニ之ヲ準用ス

○承認同意を要する隠居届出の手續。隠居は如何なる場合に於ても家督相續人の承認を要す、故に本條の手續を要するなり

〔參照〕「民」 第七百五十五條(第二項) 有夫ノ女戸主カ隠居ヲ爲スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正當ノ理由アル

ニ非サレハ同意ヲ拒ムコトヲ得ス

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第十節隠居

●●●●●
第二百二十二條 隱居ノ取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一ヶ月内ニ裁判ノ謄本ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ申請スコトヲ要ス

●●●●●
第二百六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

○●●●●
裁判上ノ隱居取消ニ付き登記取消ノ申請。隱居ノ取消ハ隱居取消ノ裁判に依りてのみ起訴者より請求し得べし、而して検事も亦此請求をなし得べきがゆゑに本條第二項に依り第二百六條第二項を準用し、検事の請求に依り隱居を取消したるときは、検事より之を請求すべきこととせり

〔参照〕「民」 第七百五十八條乃至第七百六十條(法文、親族法正解參考の事)

「人訴」 第三十五條 隱居ノ無効又ハ取消ヲ目的トスル訴ハ隱居者ノ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三十六條 隱居者カ提起スル隱居ノ無効又ハ取消ノ訴ニ於テハ家督相續人ヲ以テ相手方トス

家督相續人カ提起スル前項ノ訴ニ於テハ隱居者ヲ以テ相手方トス

隱居者及ヒ家督相續人ニ非サル者カ提起スル第一項ノ訴ニ於テハ隱居者及ヒ家督相續人ヲ以テ相手方トシ其一人カ死亡シタル後ハ其生存者ヲ以テ相手方トス

●●●●● 第十一節 失

(前篇第二回第一章第十四節第十五節參看)

●●●●●
第二百二十三條 失踪ノ宣告アリタルトキハ其宣告ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ左ノ諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

一 失踪者ノ氏名出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地

二 失踪ノ宣告アリタル年月日

三 失踪者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、族稱及ヒ戸主ト失踪者トノ續柄

○●●●●
失踪宣告ノ届出及び其要件。生死分明ならざるものは、從來は明治六年第七十七號達に依り本人八十年以上に達したる後之を除籍したりしが、民法の制定と共に失踪宣告の制度を設けられ、此宣告を受けたるものは死亡者と同様に看做さるゝに至れり

〔参照〕「民」 第三十條 不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ失踪ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

戦地ニ臨ミタル者、沈没シタル船中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ノ生死カ戦争ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年間分明ナラサルトキ亦同シ

第三十一條 失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前條ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト見做ス

「人訴」 第七十條 失踪ノ宣告及ヒ其宣告ノ取消ニハ以下數條ニ定メタルモノ、外民事訴訟法第七百六十五條乃至第七百七十五條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條 失踪ノ宣告又ハ其取消ノ申立ハ不在者ノ住所地ノ區裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第一條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十二條 公示催告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 不在者ハ公示催告期日マテニ其生存ノ届出ヲ爲スヘク其届出ヲ爲ササルトキハ失踪ノ宣告ヲ受ケヘキコト
- 二 不在者ノ生死ヲ知ル者ハ公示催告期間マテニ其届出ヲ爲スヘキコト 公示催告期間ハ六ヶ月以上ナルコトヲ要ス

● 逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第十一節失踪

案書又は警察官の検視調書の謄本を添へざるべからず、是れ蓋し死亡は死亡者より届出づるものにあらざるがゆゑに實に死亡したることを證明せんがためなり、然れども戦死者の如きは、時に此等の書類を添付しがたきことあり、本法の之に關して別段の規定をなさざりしは蓋し欠點ならん歟、届出義務者とは、死亡の届出をなす義務を負ふものにして、次條に之を定めたり、届出期間を短縮するは悪疫流行等の場合に其必要を見るなり

第百二十六條 左ニ掲クル者ハ其順序ニ從ヒ死亡ノ届出ヲ爲ス義務ヲ負フ

第一 戸主

第二 同居者

第三 家主、地主又ハ土地若シハ家屋ノ管理人

同順位ノ届出義務者數人アルトキハ其内ノ一人ヨリ届出ヲ爲ステ以テ足ル

○死亡の届出義務者。死亡者が家族なるときは戸主より届出づべく、死亡者が戸主なりしときは新戸主たる家督相續人より届出づべきは論を俟たざれども、本條は死亡者が戸主と別居のときは、現同居者及び其他のものにも届出義務を負はしめたり。此順序は第一に戸主が届出づべきも戸主が届出づる能はざるときは同居者が届出で、同居者が届出づる能はざるときは第三位のものが届出づべく、此届出を怠るときは第二百十條に依り過料(十圓以下)に處せらる、故に先順位

のものが届出づることの明瞭ならざるときは次順位のもの直ちに届出づるを可とす

第百二十七條 死亡ノ届出ハ死亡地又ハ死亡者ノ本籍地若シハ寄留地ノ戸籍吏ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

○死亡の届出をなすべき戸籍吏。抑、身分に關する届出は、本籍地若くは所在地に於てなすべきものなれども、死亡者は死亡のため所在地を失するがゆゑに、本條は死亡地又は寄留地を以て所在地なる文字に換へたり

第百二十八條 第七十條及ヒ第七十四條ノ規定ハ死亡ノ届出ニ之ヲ準用ス

○瀛車、船舶及び公設所に於ける死亡届。瀛車又は航海日誌を備へざる船舶中にて死亡ありたるときは、到達地を以て死亡地と看做す、是れ第七十條と同趣意なり、而して其本籍氏名の分明ならざるものは第百三十二條の例に依るべし、又病院監獄其他の公設所にて死亡したるときは、所長より之を届出でざるべからず

第百二十九條 死刑ノ執行アリタルトキハ監獄ノ長ハ遲滞ナク第百二十五條ニ掲ケタル諸件ヲ具シ

監獄所在地ノ戸籍吏ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ在監中死亡シタル者アリテ死體ノ引取人ナキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ報告書ニ醫師ノ診断書又ハ検案書ヲ添フルコトヲ要ス

● 逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第十二節死亡

○死刑執行及び在監者死亡の報告。本條特に監獄の長といひし所以は、典獄は勿論陸海軍の監獄長をも包含せしむるの意なりと知るべし

〔參照〕「監獄」 第三十七條 囚人懲治人及び刑事被告人死亡シタルトキハ典獄看守長醫師ノ立會ヲ以テ之ヲ檢視シ監署ニ於

テ適ニ其本籍ニ通知スヘシ其遺骸ハ親屬若クハ舊故ノ之ヲ請フ者ニ下附ス但死亡後二十四時間内ニ在テ其下附ヲ請フ者ナキ時ハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木勝ヲ立ツヘシ

刑死者ハ死相ヲ檢シタル後仍ホ五分時ヲ過キサレハ其遺骸ヲ絞架ヨリ解下シ之ヲ埋葬シ若クハ下附スルコトヲ許サス

「監・施・細」 第七十七條 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日ヲ記シ典獄ヨリ親族ニ通知スヘシ

刑事被告人死亡シ又ハ囚人及懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ裁判所ニ申報スヘシ

第八十二條 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三年ニ至ルモ引取入ナキトキハ更ニ合葬スルコトヲ得但合葬シタルトキハ其墓標ニ石ヲ用フヘシ

○第三百十條 航海中ニ死亡シタル者アリタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ乗船者中ヨリ選ミタル證人ノ前ニ於テ第二百二十五條ニ掲ケタル諸件ヲ航海日誌ニ記載シ證人ト共ニ署名捺印シ且證人ノ出生ノ年月日職業及ヒ本籍地ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後艦船カ日本ノ港ニ着シタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ死亡ニ關スル航海日誌ノ謄本ヲ其國ニ送付スルコトヲ要ス

艦船カ外國ノ港ニ着シタルトキハ艦長又ハ船長ハ遲滞ナク死亡ニ關スル航海日誌ノ謄本ヲ其國ニ駐在スル日本ノ公使又ハ領事ニ送付シ公使又ハ領事ハ三個月内ニ之ヲ外務大臣ニ發送シ外務大臣

ハ十日内ニ之ヲ死亡者ノ本籍地ノ戶籍吏ニ發送スルコトヲ要ス

○航海中の死亡届。軍艦商船其他の船舶の航海中に死亡したるものは、醫師の診断書又は檢案書を得る能はざること多きを以て、證人の立會を得て其旨を航海日誌に記載せしむ、且航海中の死亡は概ね届出義務者に於て知らざるべきがゆゑに、艦長又は船長をして死亡の報告をなさしむ、艦長又は船長は死亡者が船員たりしと乗客たりしとを問はず、必ず報告をなさざるべからず

〔參照〕「商」 第八百六十五條、第八百六十七條(法文要す)

○第三百十一條 艦船ノ難破ニ因リテ乗組員及ヒ乗客ノ全部又ハ一部カ死亡シタルトキハ其難破ノ取調ヲ爲シタル官廳又ハ公署ハ死亡者ノ本籍地ノ戶籍吏ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

○難破に因る死亡届。是れ亦醫師の證明を得ること能はざるがゆゑに現に其取調をなしたる警察署市町村役場等より死亡の報告をなさしむるなり

○第三百十二條 死亡者ノ本籍分明ナラス且其何人タルコトヲ認識スルコト能ハサルトキハ警察官ハ檢視調書ヲ作り遲滞ナク之ヲ其地ノ戶籍吏ニ報告スルコトヲ要ス

死亡者ノ本籍分明ナルニ至リ又ハ其何人タルコトヲ認識スルコトヲ得ルニ至リタルトキハ警察官ハ遲滞ナク前ニ報告ヲ受ケタル戶籍吏ニ報告スルコトヲ要ス

○第二百二十六條 第一項第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル死亡届出義務者カ前項ノ事實ヲ知りタルトキハ

逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第十二節死亡

十日内ニ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ醫師ノ診断書又ハ検案書ニ代ヘ警察官ノ檢視調書ノ謄本ヲ添フルコトヲ得

○本籍氏名不明者ノ死亡届。死亡者ノ本籍氏名分明ならざるは、其死亡者が旅行等に因リ住所より隔離せる場合に起るものにして、此場合に於ては警察官の檢視を要す、檢視をなしたる警察官は、調書の謄本を作りて死亡地の戸籍吏に報告をなさざるべからず、其後本籍若くは氏名分明となりたるときも亦警察官は之を前同一の戸籍吏に報告すべく、戸主又は同居者が死亡を知りたるときは、死亡地又は死亡者の本籍地寄留地に届出をなさざるべからず、而して報告に因りて死亡の登記をなしたる戸籍吏が右の報告又は届出に因り死亡者の本籍又は氏名を知りたるときは、第二百二十六條の手續を盡さざるべからず

〔参照〕 明治十五年九月布告第四十九號行、死亡、細 第一條 凡ソ引取人ナキ行旅死亡人アルトキ所在戸長ハ之ヲ最寄墓地

ヘ假埋葬スヘシ其倒死變死等ニ係ル者ハ警察官ノ檢視ヲ受ケヘシ

第三條 死亡人ノ本籍氏名分明ナラサルトキ戸長ハ其相貌形状、附屬シタル物品品場所年月日等ヲ詳記シ三十日間最寄場ヘ揭示シ且兩度以上新聞紙ヲ以テ公告スヘシ公告ノ日ヨリ九十日ヲ過キ仍ホ本籍詳ナラサルトキハ該費用ハ地方税ヲ以テ支辨スヘシ

第四條 死亡人所持ノ金銀ハ埋葬其他死亡人ニ屬スル費用ニ供スヘシ又所持ノ物品ハ前條ノ期限ヲ過キ仍ホ本籍詳カナラサルトキハ之ヲ公費シ同上ノ費用ニ供スヘシ
但本籍地名詳カナル者其家赤費ニシテ費用ヲ辨償スルコト能ハサルトキハ直ニ物品ヲ公費スルモ妨ケナシ

第五條 死亡人ノ遺財前條ノ費用ニ充テ余額アルトキハ之ヲ本籍ヘ送付スヘシ其本籍氏名詳カナラサル者ハ之ヲ五ヶ年間戸長役場ニ保管シ仍ホ本籍氏名詳カナラサルニ於テハ地方税雜收入ニ組入ルヘシ

第十三節 家督相續 (前篇第二回第一章 第十七、八節參看)

〔参照〕 「民」 第九百六十四條、第九百六十五條、第九百六十九條、第九百七十條、第九百七十三條乃至第九百七十四條、第九百八十六條乃至第九百九十一條(法文、相續法正解參看の事)

第三百三十三條 家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ一个月内ニ左ノ諸件ヲ具シ之ヲ被相續人ノ本籍地ノ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス

- 一 家督相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日
- 二 前戸主ノ名及ヒ前戸主ト家督相續人トノ續柄

家督相續人カ外國ニ在ル場合ニ於テハ前項ノ届出ハ三个月内ニ届書ヲ發送スルヲ以テ足ル

○家督相續の届出及び其要件。家督相續人が未成年者又は禁治産者なりしときは、家督相續の届出は第四十六條に依るべきは説明を要せずといへども、家督相續人が親族會にて選任せられたるときは、選任の證明書を添附せしむべきが如し、本節此規定なきは蓋し缺點なるべき歟

第三百三十四條 家督相續回復ノ裁判カ確定シタルトキハ相續權ヲ回復シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一个月内ニ前條ニ掲ケタル諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出テ且前ニ爲シタル家督相續ノ

●逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第十三節家督相續

登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

○家督相續回復の届出及び其手續。一旦登記をなしたる家督相續は、訴を以てするにあらざれば他人より之を回復するを得ず、而して家督相續回復の訴に於て起訴者が勝訴の判決を受けたるときは、更に家督相續の登記をなすと同時に前登記を取消せらるべからず

(参照)「民」第九百六十六條(法文、相續法正解卷の事)

第百三十五條 家督相續人カ胎兒ナルトキハ其母ハ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ一月内ニ左ノ諸件ヲ具シ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ家督相續ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 相續開始ノ年月日
- 二 家督相續人ノ胎兒ナルコト
- 三 前戸主ノ名及ヒ前戸主ト家督相續人トノ續柄

第百三十三條第二項ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ニ準用ス

○胎兒の家督相續届出及び其要件。懐妊せる母が外國にある場合には此届書を三ヶ月内に發送すれば足るなり

(参照)「民」第九百六十八條(法文、相續法正解卷の事)

第百三十六條 胎兒ヲ家督相續人トシテ届出テタル場合ニ於テ其胎兒カ死體ニテ生マレタルトキハ

母ハ出産ノ日ヨリ一月内ニ醫師又ハ出産ニ立會ヒタル産婆ノ檢案書ヲ提出シテ家督相續ノ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス母カ登記ノ取消ノ申請ヲ爲サルトキハ家督相續人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一月内ニ登記ノ取消ヲ申請スルコトヲ要ス

○家督相續人たる胎兒の死胎分娩届。胎兒が死胎にて生れたるときは、懐胎中取得したる相續權は最初よりなかりしものと看做さる。(民九六八第二項)故に前條に依りてなしたる登記の取消を申請せざるべからず、而して胎兒の次の順位にありしものは流産に因り當然家督相續人となる、故に胎兒の母が取消の申請をなさるときは此ものより申請をなさるべからず、母より申請する場合には、醫師又は産婆の檢案書を添附すべきも、家督相續人よよりは檢案書に限らず其事實を證明すべき書類を添附するを要す

本條は胎兒が死胎にて生れたる場合なるを以て、一旦出産し即時にても生息したる後に死亡したる場合には適用すべからず、此場合に於ては第七十七條に依り出生届と死亡届とをなさるべからず、相續に於ても生兒は一應家督相續をなし戸主となりて死亡したるものなるがゆゑに、死亡届をなす前家督相續の届出をなし、此ものに付き更に家督相續を開始すべく、新家督相續人は第百三十三條の届出をなさるべからざるなり

第十四節 推定家督相續人ノ廢除(前篇第二回第一 章第十九節參看)

第三百三十七條 推定家督相續人廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ被相續人ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内

ニ左ノ諸件ヲ具シ裁判ノ謄本ヲ添ヘテ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

一 廢除セラレタル者ノ名、出生ノ年月日及ヒ職業

二 廢除ノ原因(七五)

三 廢除ノ裁判カ確定シタル年月日

○推定家督相續人廢除の届出及び其要件。推定家督相續人の廢除は、法定の原因あるときに限り且裁判所の許可を要するものなるがゆゑに本條は此届出に許可の裁判の謄本を添附せしむ

(參照)「民」 第九百七十五條第九百七十八條(法文、相續法正解參看の事)

「人訴」 第三十三條 推定家督相續人若クハ推定家督相續人ノ廢除又ハ其廢除ノ取消ヲ目的トスル訴ハ被相續人カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三百三十八條 被相續人カ遺言ヲ以テ推定家督相續人ヲ廢除スル意思ヲ表示シタル場合ニ於テ廢除ノ裁判カ確定シタルトキハ前條ノ届出ハ遺言執行者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ届書ニ被相續人ノ死亡ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

○遺言に依る推定家督相續人廢除の届出及び其手續。此場合に於ては遺言執行者を届出義務者とす、故に遺言執行者は前條の手續をなさるべからず

(參照)「民」 第九百七十六條、第八十七條(法文、相續法正解參看の事)

第三百三十九條 推定家督相續人廢除ノ取消ノ裁判カ確定シタルトキハ其取消ヲ請求シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ一个月内ニ裁判ノ謄本ヲ提出シテ登記ノ取消ヲ請求スルコトヲ要ス

○廢除取消に付き登記取消の申請。廢除の取消も亦裁判所の許可を要するものにして許可ありたるときは廢除の登記を取消さるべからず、取消の登記は之を請求したる被相續人若くは推定家督相續人又は遺言執行者より申請せざるべからず、而して取消請求者を届出義務者とす

(參照)「民」 第九百七十七條(法文、相續法正解參看の事)

「人訴」 第三十三條 推定家督相續人若クハ推定遺產相續人ノ廢除又ハ其廢除ノ取消ヲ目的トスル訴ハ被相續人カ普通裁判籍ヲ有スル地又ハ其死亡ノ時ニ之ヲ有シタル地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第三十四條 廢除ノ取消ヲ目的トスル訴ニ付テハ廢除ニ因リテ推定家督相續人又ハ推定遺產相續人ト爲リタル者ヲ以テ相手方トス

第十五節 家督相續人ノ指定(前篇第二回第一章 第二十二節參看)

第四百十條 家督相續人指定ノ届書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

一 指定家督相續人タルヘキ者ノ氏名、族稱、出生ノ年月日、職業及ヒ本籍地

逐條解釋篇 第四章身分ニ關スル届出 第十五節家督相續人ノ指定